

平成30年7月豪雨災害における

岡山弁護士会の 被災者支援活動記録

岡山弁護士会



発刊にあたって

平成30年7月豪雨災害の発生から5年を迎えました。5年の間、被災地の復興に尽力された自治体、支援団体、ボランティアなど多くの支援者の方々に敬意を表します。

当会では、発災直後から災害対策本部を設置し、当時の安田寛会長ら執行部と大山知康環境保全・災害対策委員会委員長の強いリーダーシップのもと、被災地における出張法律相談会の実施、無料電話相談の実施、弁護士会ニュースの発刊等、速やかに情報提供などの支援を行ってきました。

その後も、法律相談センターでの法律相談の無料化や自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の推薦、災害ADR（災害に起因する紛争の和解あっせん）の実施等、当会の多くの会員の協力を得ながら、被災者支援にあたってきました。

その反面、弁護士のみでの支援には限界があることも実感しました。例えば豪雨災害によって自宅の解体が必要な場合などには、法律的知識だけでなく、建築士、不動産鑑定士、司法書士らの専門的知識が必要となる事例が多く存在しました。

また、被災地での法律相談会を実施するにあたり、当会と倉敷市との間で締結していた災害発生時に弁護士を派遣するとの協定が有用に機能したことから、県内のいかなる場所で災害が発生しても、すぐに専門家による支援を受けることのできる体制作りの必要性を感じました。

このような経緯もあって、令和3年度、当会は、災害発生時における士業連携を進めるため、建築士会、不動産鑑定士会、司法書士会らとともに岡山県被災者支援士業連絡協議会を設立するとともに、岡山県内の全市町村との間で災害協定を締結するに至りました。

将来、いつどのような災害が発生するか予期することはできません。将来の災害に備え、災害が起こってしまった場合の被害を最小限度にするための事前準備を怠ることのないよう、常日頃から支援体制を整備しておく必要があるのではないかと考えています。

本誌を発刊するに至ったのは、平成30年7月豪雨災害に関する当会による支援活動を記録化することによって、予期せぬ災害が発生した際、当会において迅速かつ適切な支援活動を行うための参考とするだけでなく、支援活動を通じて発生した課題につき、全国各地にて情報を共有することを目的としたものです。

本誌刊行にあたっては、御多忙であるにもかかわらず、伊東香織倉敷市長、山下貴司衆議院議員、当会会員の皆様に御寄稿を頂きましたことに改めて御礼申し上げます。

岡山弁護士会 環境保全・災害対策委員会
委員長 安田 祐介

目次

発刊にあたって	岡山弁護士会 環境保全・災害対策委員会 委員長 安田 祐介 ……	1
ご挨拶	岡山弁護士会 会長 竹内 俊一 ……	3
「災害時における法律相談業務に関する協定」の重要性	倉敷市長 伊東 香織 ……	4
平成30年7月豪雨災害の経験から学んだこと	衆議院議員 山下 貴司 ……	6
1. 被災状況		
平成30年7月豪雨災害の概要	環境保全・災害対策委員会 副委員長 片岡 靖隆 ……	10
執行部としての被災体験平成30年度会長として	平成30年度 岡山弁護士会 会長 安田 寛 ……	11
備えるべきことと被災後の対応	弁護士 杉本 秀介 ……	16
平成30年7月豪雨災害での被災体験	弁護士 片山 裕之 ……	21
2. 広報活動		
広報活動について	岡山弁護士会 副会長 荒木 裕之 ……	22
3. 法律相談		
平成30年7月豪雨災害から見えてくる被災地における法律相談ニーズと課題解決のための提言	環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康 ……	25
電話相談対応について	環境保全・災害対策委員会 副委員長 青木 一馬 ……	30
被災直後の被災地での相談会活動について	環境保全・災害対策委員会 委員 三木悠希裕 ……	31
真備支所での相談会について	環境保全・災害対策委員会 委員 原 幸徳 ……	33
4. 自然災害債務整理ガイドラインについて		
自然災害債務整理ガイドラインによる被災者支援	自然災害債務整理ガイドラインPT 座長 森 智幸 ……	34
5. 災害ADRについて		
岡山仲裁センターの災害ADR	仲裁センター運営委員会 元委員長 菅 真彦 ……	38
6. 他機関との連携について		
岡山弁護士会における被災者支援のための自治体・弁連・他団体との連携体制について	環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康 ……	40
7. 地域支え合いセンターとの連携について		
地域支え合いセンター（倉敷）との連携について	弁護士 井上 雅雄 ……	44
8. 法テラスとの連携について		
平成30年7月豪雨災害への法テラス岡山の対応	法テラス岡山地方事務所 副所長 佐々木正有 ……	46
9. 自治体職員としての被災対応		
赤磐市役所での災害対応について	環境保全・災害対策委員会 副委員長（元赤磐市役所職員） 津田 真臣 ……	48
10. 残された課題について		
岡山弁護士会会長声明からみる被災者支援制度の課題	環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康 ……	50
資料編		52
編集後記		

執筆者がWEB公開を希望されなかった記事については省略しています。



ご挨拶

岡山弁護士会 会長 竹内 俊一

1 災害が少ないと言われていた岡山県が平成最大の豪雨災害といわれる平成30年7月豪雨災害に遭いました。

岡山弁護士会では、災害に対応する委員会として平成27年度に「環境保全・災害対策委員会」を設置し、会内で被災者支援制度に関する研修を行い、県内市町村と災害時協力協定の締結を進め、平成30年7月豪雨災害発災時において倉敷市を含む14市との協定を締結して災害時に備えておりました。

このような状況の中で平成30年7月豪雨災害が発生し、当会は上記災害協定を締結していた倉敷市などと協力して、発災直後から被災地での被災者向け無料法律相談会を開催してきました。倉敷市をはじめとする自治体の皆様には当会の支援活動にご助力いただいたことを感謝申し上げます。

また、日本弁護士連合会や各地の弁護士会からご支援をいただき、発災直後から被災者向けの無料電話相談や現地での無料法律相談会を行ったり、弁護士会ニュースや被災者生活再建ノートを被災者に配布したりすることができ、被災者支援活動のための義援金もいただきました。この場を借りて、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会のご支援に感謝申し上げます。

2 平成30年当時を簡単に振り返りますと、私は矢掛町権利擁護アドバイザーをしていたことから毎月矢掛町役場に行っており、その会議後は成年後見業務として、まきび病院に入院している被保佐人に面談していました。お昼時になることも多く、小田川沿いの手打ちうどんの店にもよく通っていました。発災直後に矢掛町に行ったときには、この豪雨災害の被害の大きさに愕然としたことを今でも鮮明に覚えています。

岡山弁護士会では、当時の安田寛会長をはじめとする執行部と大山知康環境保全・災害対策委員会委員長（当時）、真備町の実家が被災した荒木裕之会員（日弁連災害復興支援委員会委員）を中心に被災直後から災害対策本部を立ち上げました。

当会は日頃の活動において、自治体・社会福祉協議会や市民団体などとのネットワークを大切にしていたことから、被災者支援活動においても「災害支援ネットワークおかやま」などでの連携を深めながら、多くの被災者の不安に向き合う活動を展開できたように思います。

また、発災直後からメディアで連日報道されたこともあり、全国各地から多くのボランティアが駆けつけてくれ、また大量の支援物資も届いて、全国的な災害支援ネットワークの絆を強く感じましたし、このときの感謝の気持ちは忘れることのできない財産です。

3 岡山弁護士会における平成30年7月豪雨に関する被災者支援活動も、5年の活動を経て一旦区切りをつけることになり、真備町での定期相談会を終了しました。この間の当会の被災者支援活動についてご助力いただいた皆様に会長として改めて心より感謝申し上げます。

この記録集が、ご支援いただいた方への恩返しと、今後の被災地弁護士会での被災者支援活動の何らかの指針になることを祈念しています。



「災害時における法律相談業務に関する協定」の重要性

倉敷市長 伊東 香織

平成30年7月豪雨災害では、西日本を襲った記録的な豪雨により、真備地区において、本市始まって以来の大災害となり、これまでに災害関連死を含めて75名の方々のかけがえのない命が失われました。未曾有の災害により、お亡くなりになられました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご挨拶申し上げます。そして、すべての被災されました皆様に対して心からお見舞い申し上げます。

この5年の間、被災された皆様のため努力をはじめとして、国・県・他の自治体、各種団体・企業の皆様、ボランティアの皆様など多くの皆様からの復興に向けたご支援に心から感謝申し上げます。

特に、岡山弁護士会の皆様からは、平成28年11月に、倉敷市に対して、災害時における法律相談業務に関する協定締結についてのお話をいただき、その後、両方で協議を重ね、平成29年3月に「災害時における法律相談業務に関する協定」を結ばせていただいていたことから、災害発生直後から災害対策本部を立ち上げ、速やかに法律相談を実施する体制を整えていただき、被災者の方々に寄りそったご支援を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

災害直後からこれまでの間、約100日間の法律相談の実施、延べ約600件にもものぼる相談件数を通じて被災された方々に対して継続して無料法律相談を実施いただき、災害ADR、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理など、様々な被災者支援活動にご尽力いただきましたことは、被災者の方々が生活を立て直し、復興に向かっていくうえで大きな力となりました。災害への事前の備えは大変重要なものであり、本協定に早くから取り組んで下さり、被災された方々のために災害直後より法律相談を通じてご支援を賜りました岡山弁護士会の先生方に心から御礼を申し上げます。

現在、真備地区の復興は、令和5年度末までの復興計画に沿って、事業の総仕上げに向かって進んでおります。被災した学校・園や文化施設などの公共施設の復旧は、令和3年秋までに完了したほか、治水対策についても、令和4年3月末までに国と市が連携・協力して整備した小田川の堤防強化が概成し、県河川に架かる有井橋や岡橋などの開通により避難道路整備などの安心に繋がる取り組みも進

み、令和5年10月には国の小田川合流点付替え事業の通水式も行われ、県河川の堤防嵩上げ等と併せて、令和6年3月末の完了が間近となってきています。

また、被災者の方々の見守りや心のケア等の支援については、倉敷市真備支え合いセンターをはじめ、関係機関が連携して、支援を要する方々の状況に合わせた支援を行っており、自宅を離れ、仮の住まいでの生活を余儀なくされていた方々も、令和5年7月までには全ての皆様が住まいを再建されました。

復興のシンボルとして整備を進めている防災公園は、名称を「まびふれあい公園」とし、人と人とのふれあい、自然とのふれあいを感じられる場、そして災害への備えという面も含めて整備し、平常時と災害時の両面で活用でき、地域の発展につながる公園にしていきたいと考えております。

100年に一度といわれた災害が、近年は毎年のように全国各地で発生している状況の中では、平成30年7月豪雨災害の教訓を生かし、災害への備え、地域の防災活動、災害の記憶伝承などを進めていくことが重要です。今回、岡山弁護士会の皆様が、災害時の支援活動や当時の出来事、体験等をまとめた記録集を発刊されますことは、今後の災害への備えとなり、私たちにとりましても大変心強く思っておりますとともに、この記録集により、災害の経験や教訓が風化されることなく、後世に語り継がれていくことを確信いたしております。

今後も、真備地区住民の皆様が一日も早く元の生活を取り戻していただけますように、お一人おひとりの置かれている状況に寄り添ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

結びに、岡山弁護士会の益々のご発展と、先生方のご健勝、ご活躍を心よりご祈念申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。



平成30年7月豪雨災害の 経験から学んだこと

衆議院議員 山下 貴司

1 はじめに

平成30年7月豪雨災害から5年以上の月日が経ちました。

深刻な浸水被害を受けた倉敷市真備町や岡山市東区砂川水域での河川改修工事も完成に近づき、被災地も昔の姿を取り戻しつつあります。しかし、深刻な被災状況を目の当たりにした時の無惨な故郷の景色は今でもありありと覚えています。

当時、私は、就任3期目の衆議院議員・法務大臣政務官。毎日のように東区平島などの床上・床下浸水した家屋を何軒も訪ねて、厳しい被害状況を直接伺い、砂川を中心として旭川や吉井川流域の軟弱な地盤を確認して回り、岡山市東区はじめ、市・県・国・行政当局や消防団や民生委員の方々はもちろん、岡山弁護士会の皆様からもさまざまなご協力やご意見をいただきました。国会議員として法律家として、何ができるか、問われ続けた日々でした。本稿では、その時の取り組みについて記させていただきたいと思えます。



砂川の決壊現場に立つ

2 被災者への情報提供の重要性

私が、発災翌日、悲惨な状況を目の当たりにして、まず頭をよぎったのは、「被災者に対する法的相談支援の体制を作らなければならない」ということでした。

これには、東日本大震災の経験がありました。私は、東日本大震災の被災地に発生2週間後に支援に入り、その後、現岡山弁護士会長の竹内俊一先生とともに被災地の弁護士会などを訪れました。その際、被災直後に最も求められていたのが被災者が利用可能な制度や窓口に関する情報であることを聞いていたのです。

大規模災害の被災者の方々には、被災者生活再建支援法や災害救助法などに基づく、さまざまな支援制度のメニューがあります。しかし、被災直後の被災者は、家族の安全確認や寝泊まりする場所の確保で精一杯であり、罹災証明書取得など必要な手続きを取ることはもちろん、どのような支援が受けられるのかさえわからずに途方に暮れています。平時には頼りになる市役所など行政職員にとっても想定を上回る大災害対応の知見は乏しく、また、職員自ら被災者であることも多く、どう対処して

良いかわからないのが現実だったのです。

そこで考えたのが、被災者に対する法律相談窓口として法テラス（日本司法支援センター）による被災者への法律相談の活用でした。これには、現在日弁連会長の小林元治先生や岡山弁護士会の大山知康弁護士からの助言もありました。

ただ、法務政務官として法務省に掛け合ったところ、総合法律支援法などの法律上、被災者が法テラスによる法律相談支援を受けるためには、その災害が「著しく異常かつ激甚な非常災害」すなわち「特定非常災害」に指定されることが必要であることがわかりました。

この特定非常災害に指定されれば、法テラスの活用はもとより、特別措置法により、被災者の生活再建のため、行政上の特例措置（免許更新など行政手続期限の延長、破産手続の開始延期など）が適用される上、激甚災害として激甚災害法の適用対象となることがほぼ確実となり、復旧事業への特例的国庫補助や中小企業者への保証特例の特例措置の対象となるなど復旧事業についても見通しが立つため、被災地にとっても大きなメリットがあります。

しかし、この特定非常災害の指定は、基準がとても厳しく、それまでは阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、平成28年熊本地震といった大規模地震災害しか指定されていませんでした。

3 安倍総理（当時）への直談判

そこで、私は、安倍総理に直談判することにしたのです。

豪雨被害の数日後、被災地の視察のため岡山に訪れた安倍総理に、私は、「法律相談に法テラスを利用し、また地元にも復旧に見通しを立てていただくため、この豪雨災害を特定非常災害に指定していただきたいのです。」と訴えました。

その上で、これまで特定非常災害には大規模地震しか指定されていないことを正直にお伝えすると、安倍総理は、一度は「それなら難しいね」と仰ったのですが、さらに私が、亡くなられた方の数や浸水被害地域の大きさは新潟中越地震を上回る悲惨な災害であることを訴えたところ、悲惨な被災地を視察したばかりの安倍総理は、「わかった。検討しよう」と力強く仰ってくれたのです。

そして、総理を空港で見送った30分後、西村康稔官房副長官（当時）から電話があり、「総理の指示で特定非常災害の指定をやってみよう」とご連絡があり、その2日後に「持ち回り閣議」で特定非常災害に指定されたのでした。豪雨災害での指定は初めてでしたが、この時の指定が前例となり翌年の令和元年東日本台風被害にも適用されました。



安倍総理との記者会見同席



岸田総理と

さらに、復旧支援の予算や施策を確保するため、政府与党の幹部に被災地の悲惨な現状の視察もお願いしました。当時政調会長だった岸田文雄総理や石井国土交通大臣（当時）には砂川の決壊現場に、小此木防災大臣（当時）には御休小学校体育館の避難所などにも、それぞれ訪れていただき、その後の復興予算や事業の必要性を政府当局に訴える際に大いに役立ちました。

4 弁護士会の取組み

また、支援を本当に必要としている被災者に正しい情報をしっかり伝えるためには、プッシュ型で情報をお伝えする必要があります。被災した家を一軒一軒訪ねたり、説明会を開いたりしながら、もっと簡単に直接に支援情報を伝える方法がないか、と思っていたところ、関東弁護士会連合会が「被災者支援チェックリスト」を作っていたことを知ったのです。

そこで、旧知の同連合会理事長など役員の先生方に、「この被災者チェックリスト、使わせてください。著作権フリーで。」とお願いしたところ快諾を得られたので、配布しやすいように少し改良して、被災者の方々に配り歩いたり、被災者の方々が利用する飲食店などに置いてもらいました。また、ホームページで最新の被災者支援情報を随時紹介するなどもさせていただきました。

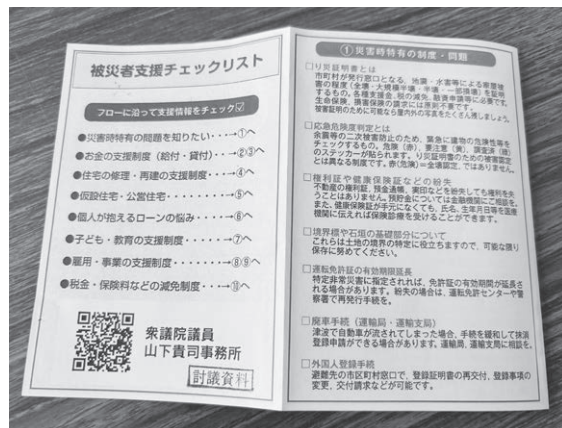
こうした取組みをする際には、岡山弁護士会の災害対策本部などでの情報交換が大変役に立ちました。

そして、こうした支援策を被災者お一人お一人に具体的にお伝えし、利用してもらうために岡山弁護士会が行った無料法律相談など、弁護士会挙げての取り組みは、とても効果的でした。被災地の弁護士会としての岡山弁護士会のご尽力には、岡山弁護士会の一会員としても誇りに思いますし、当時、政府与党の一員であった者としても心から感謝しています。この場をお借りして、深くお礼申し上げます。

5 おわりに

平成30年7月豪雨災害の経験から学んだのは、このような時こそ、弁護士でなければできない貢献があるということでした。

「100年に一度」という災害が毎年のようにどこかで発生している昨今、岡山弁護士会ははじめ全国の災害対応の経験を持つ弁護士の存在が、地域住民の安心安全に繋がることを今後とも確信し、期待しております。



被災者チェックリスト



平成30年7月豪雨災害の概要

環境保全・災害対策委員会 副委員長 片岡 靖隆

災害の概要

7月上旬、多量の水蒸気を含む2つの気流が西日本付近で持続的に合流するとともに、オホーツク海高気圧と太平洋高気圧が発達したことにより西日本付近に梅雨前線が停滞し続けた結果、西日本を中心とした記録的な大雨をもたらしました。2018年7月上旬の全国のアメダス地点で観測された降水量の総和は208,035.5ミリとなり、1982年1月上旬以降で最も多くなりました。2018年7月5日から7日までの3日間の総和も全国で140,567.0ミリと過去最大となり、中国地方においても2018年7月7日までの3日間に292.2ミリと過去最大の降雨量を観測しました。これらの豪雨により岡山県を含む1府10県に大雨特別警報が発表されました。

(出典：気象庁HP)

岡山県における災害の概要

岡山県においては7月6日より7月7日にかけて記録的な大雨となり、6月28日から7月8日にかけて24時間降水量では13箇所が、48時間降水量では19箇所がこれまでの最大値を超える降水量となりました。7月6日19時39分より県内の11市町村に初めて大雨特別警報が発表され、最終的には備前市、赤磐市、和気町を除く県内24市町村に拡大されました(7月7日15時10分に解除)。

他県も含む被害全体の概要

平成30年7月豪雨災害の被害状況の概要は表1のとおりです。このほかにも19都道府県88市町村で内水氾濫、土砂災害は1道2府29県で2,581件発生するなど広範囲に被害が及びました。

表1

人的被害(人)	死者	行方不明者	重軽傷者
	263	8	449
住家被害(棟)	全壊	半壊・一部損壊	床上床下浸水
	6,783	15,435	28,582

参照 消防庁情報：平成31年4月1日現在。
国土交通省情報：平成31年1月9日現在。

岡山県内における被害の概要

岡山県内における被害状況の概要は表2,3のとおりです。小田川などの氾濫の影響から倉敷市の被害数が顕著に多くなっています。また、倉敷市真備町の死者51名(災害関連死を除く)のうち9割弱が65歳以上であり高齢者の割合が非常に高いことも特徴です。

表2 人的被害(人)

市町村	死者	行方不明者	重軽傷者
岡山市			4
倉敷市	68(52)		120
総社市	10(4)		38
笠岡市	3(3)		3
岡山県合計	86(61)	3	177

※()内は災害関連死を除いた人数。行方不明者は高梁市、新見市、鏡野町で各1名

表3 住家被害(棟)

市町村	全壊	半壊・一部損壊	床上床下浸水
岡山市	13	1,235	5,028
倉敷市	4,646	1,215	116
総社市	84	1,067	263
高梁市	59	291	168
岡山県合計	4,830	4,491	7,058

参照 岡山県平成30年7月豪雨災害記録誌 令和2年3月発行：人的被害については令和2年2月13日現在、住家被害については令和元年7月5日現在

執行部としての被災体験 平成30年度会長として

平成30年度 岡山弁護士会 会長 安田 寛

1 予期せぬ被災

平成30年度、岡山弁護士会は、前年度の「財務健全化問題P T」が提言した短期、中期、長期の課題を出来ることから実践すること、とりわけ事務局の残業の改善・事務費削減・労務管理のあり方の検討を最重要課題と位置付けていました。

ところが、年度当初の各種行事を終え、上記課題に本格的に取り組もうとした矢先の7月6日(金)、岡山県(特に倉敷市真備地区)は豪雨災害に遭い、急遽、被災者支援活動が最重要課題となりました。岡山は晴れの国だ、災害が少ないと思っていたのですが、そのような神話が正に崩壊したのです。

2 災害対策本部の立ち上げ等

岡山弁護士会災害対策マニュアルは備えられていたので、それに則って、休み明けの7月9日(月)に「災害対策本部」の立ち上げ等の初期対応は円滑にできました。

まずは、会員及び職員の安否確認を行いました。お1人、真備町居住の会員の自宅が2階まで浸水するという大きな被害がありました。私自身も、岡山市内の事務所の駐車場及び1階玄関が浸水するという軽い被害に遭いました。川の水が溢れて引いた後で、泥水が薄く貼った程度でしたが、その程度でもその土を除去するのに土日二日かかりで大変だったのを憶えています。

また、早い段階から岡山弁護士会会員である山下貴司衆議院議員からも問合せがあり、災害対策委員会の大山委員長に繋がりました。山下議員にも国政の立場からサポートいただき感謝しております。

7月9日(月)以降、他の諸行事も合わせ、業務が増え大変な状態となりました。当時の副会長4人(平井徳秀・岡部宗茂・濱田弘・森智幸)の負担は会長の私より大きかったと思います。また、当初は予算の裏付けもないのにどうなるのか、相談対応は下手をするとボランティアを強いる結果にならない

かという不安もありましたが、相談日当等をいくら出せるかは分からないまま、とにかくスタートしました。災害時には対応を即断せざるを得ません。この点、担当する会員の理解を得られ感謝しております。

また、よく言われることですが、被災の段階に応じた対応の変化にも留意する必要があります。

年度中の災害に関する主な行事は、後記の【主な行事等の一覧表】のとおりです。災害対策本部の会議は、岡山の会議が17回、日弁連の会議が8回(T V会議)行われました。

3 市民サービスの体制確保等

まずは、災害対応の法整備について知らない会員がほとんどのため、7月13日に災害関連法律相談の勉強会を行いました。ただし、私は日弁連理事会のため参加できませんでした。

そして、法律相談、仲裁のサービスの提供のため、①無料電話相談・無料出張相談、②災害対応の研修、③災害ADRの体制整備を行いました。

また、④「自然災害債務整理ガイドラインP T」を設置し、⑤多数の登録支援専門家の確保に務めました。

並行して、⑥関係諸機関との協議・意見交換等の諸活動も行いました。

4 支援金

以上の対応が何とかできたのは、関係委員会や会員の協力もさることながら、各地の弁護士会、弁護士連合会から多くの支援金をいただいたこと(当時合計1083万6030円)、日弁連から指導・情報提供を受けたこと、他会から研修講師の派遣や相談の応援もいただいたお陰であり、感謝しております。

支援金については、2月定期総会において、岡山弁護士会災害対策基金に関する会規制定が承認され、岡山弁護士会災害対策基金の管理及び運営に関する

規則のもと、特別会計とし活用されることとなりました。

5 日弁連理事会

日弁連理事会においては、大きな被害を受けた広島会、愛媛会と共に、毎回状況報告、問題点報告の機会を与えられました。また、休憩時間においても、以前に災害を経験した理事から助言をいただくことができました。

6 行政との災害協定

岡山県には市が15、町が10、村が2あります。岡山弁護士会は、前年度までの段階で美作市を除く県下すべての市（14市）と災害協定を締結していましたが、平成31年2月19日、町では初めて吉備中央町と災害協定を締結しました。その結果、当時協定未締結の県下の町村数は11となりましたが、その後も締結交渉を続け、令和3年度中に県内全ての27市町村との協定締結が完了しております。

協定は災害時の相談対応など行政との連携を円滑にする根拠となるのでとても有益です。



吉備中央町との災害時協力協定調印式

7 事務局の残業

災害の対応のため職員の負担が相当増え、残業が一時的に急増しました。

他方で、冒頭に述べた重要課題としての取組として、6月に労務管理のあり方検討のため「事務局運営PT」を設置し、検討を重ねていたこと、折しも働き方改革が求められていた時期にあり、小さな工夫として、①委員会開催時刻を終業時刻を意識して

可能な限り早めるよう努める（前年度終わり頃からの取組）、②委員会議事録の配布につきメーリングリストを活用する、③従前土曜に開催されていた総会を平日開催とする、④外部での懇親会受付を職員にさせない等の取組を実施し、抜本的な改革は実現できなかったものの、多少の効果があり、全体的な残業時間は減らすことができました。

8 災害対応の経験の資料化の重要性

岡山弁護士会として、平成30年度には資料化に着手できませんでした。

被災者の相談内容等のデータ分析は、中国地方弁護士会連合会より日弁連の先生に2回にわたり委託してもらいました。そのとても貴重な資料が残っています。

単位会としても、将来の備えとして、また、県外で発生した災害の支援のためこの経験を資料化して残すことが重要になると考えていましたが、目先の対応に追われ、資料化を意識した観点での記録を徹底できていなかったこともあり（私の反省点です。）、資料化が遅れましたが、漸く令和5年度に実現でき、一区切りついたようで感慨深いものがあります。

災害への対応・取組の最中から、後世に伝える資料化を意識した記録を行うことが必要と思います。

9 おわりに

末筆ながら、平成30年度執行部として、関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

【主な行事等の一覧表】

月日	主な行事	豪雨災害対策本部会議	
		岡山	日弁連
7/9	西日本における豪雨災害に関する会長談話	豪雨災害対策本部設置 第1回会議招集	
7/10		第2回	豪雨災害対策本部会議・準備会（TV会議）
7/12		第3回	
7/13	災害関連法律相談勉強会（会館）		
7/17		第4回	
7/18			第1回（TV会議）
7/19	日弁連・亀田副会長状況確認のため岡山弁護士会訪問		
7/19	自然災害による被災者の債務整理ガイドライン会議（TV会議）		
7/24		第5回	
8/1			第2回（TV会議）
8/2		第6回	
8/8		第7回	
8/9	災害ADRとガイドライン記者発表（会館）		
8/10	法テラス本部との協議（坂東理事長来岡）		
8/10	平成30年豪雨災害に関する災害ADR開始		
8/20		第8回	
8/22			第3回（TV会議）
8/27	日弁連菊地会長来岡（真備町視察）、県庁にて菊池副知事らと面会、会館にて意見交換会		
8/30	自然災害債務整理ガイドライン研修会、懇親会	第9回	
9/10		第10回	
9/11			第4回（TV会議）
9/27		第11回	
10/10			第5回（TV会議）
10/25		第12回	
11/21		第13回	第6回（TV会議）
12/17		第14回	
1/13	被災者支援についての講演会（会館大会議室）、懇親会		
1/23			第7回（TV会議）
1/24		第15回	
2/19	吉備中央町との災害協定締結		
2/20		第16回	
3/8	公費解体の申請期限延長についての意見書		
3/13			第8回（TV会議）
3/19		第17回	

備えるべきことと被災後の対応

弁護士 杉本 秀介

1 はじめに

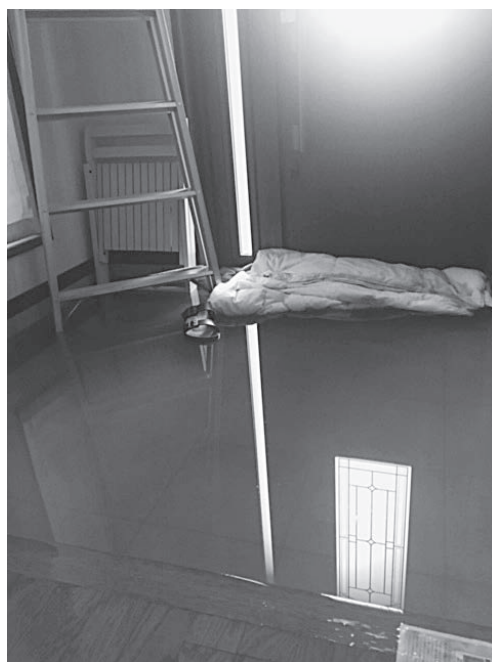
もう5年以上前のことになりましたが、平成30年7月豪雨災害により罹災した経験をお伝えし、今後のお役に立てればと考え、被災体験を書かせていただくことにいたしました。

2 被災状況

私は岡山市内に自宅があり、すぐ目の前に用水路があるのですが、被災当時家を建築して約15年、一度も雨による被害を受けたことはありませんでしたし、同地区で雨による被害があったということも聞いたことはありませんでした。ですので、当時数日間強い雨が降り続いていたにもかかわらず、まさか浸水被害を受けるとは、夢にも思いませんでした。

7月6日も、朝から雨が降り続いていましたが、事務所で仕事を終え、帰宅した時点ではまだ道路も冠水などしておらず、普通に通ることができていました。自宅に帰って夕食を食べ、雨の様子をうかがっていましたが、自宅前の用水路が溢れ、道路が冠水し始めました。それでも、道路が冠水すること自体は初めてではなく、まあ、それほど大ごとにはならないだろうと楽観視していたのですが、雨の勢いは一向に衰えず、あっという間に膝丈くらいまで冠水し、この時点で初めて、これはまずいかもしれない、と思い始めましたが、水が玄関から入ってこないよう、土嚢代わりに使用していない布団などを敷き詰める程度の対策しかできませんでした。水かさはみるみる増え、車2台もあっという間に水没してしまいましたが、部屋の中から呆然と眺めることしかできませんでした。念のため家族は2階に避難させ、私は水が入って来るならここからであろうという玄関の様子を伺っていました。そうしたところ、足元に冷たさを感じたかと思うと、床から一気に水があふれてきて、見る見るうちに床上浸水が始まりました。この時初めて、床上浸水というのは

このようにして始まるのか！と理解しましたが、もうその時点ではどうすることもできませんでした。



床上浸水が始まった際の玄関

結局、我が家は床上約50センチ程度浸水し、翌日にはすっかり雨も上がりそれまでの雨が嘘のような晴天になっていましたが、家の中から水が引くまで半日から1日程度かかりました。当然、1階に置いていた物は全て水につかり、使い物にならなくなってしまいました。

3 被災後の状況

上記のとおり、道路が冠水し始めていたにもかかわらずまさか家の中まで浸水すまいと楽観視していたため、1階床上50センチくらいまでの間に置いていたあらゆる物は、全て浸水してしまいました。なにより、一番に困ったのは車でした。必要品を買いに行くのも、被災し大量のゴミと化した物たちを処分するのも、車がなければ非常に困難ですが、所有する2台とも浸水し廃車になっていました。朝一番でレンタカー会社に電話したところ、すでに同じような考えでレンタカーを借りようとしている人が

多数おり、1台だけ借りることができましたが、それでも数日間しか借りることができない状態でした。車の保険会社にも電話し、またすぐに買える車がないか車屋に電話して聞いたり、ネットですぐに購入できそうな車両を探し、比較的早く代替車両を見つけることはできました。代替車両が来るまでの間は、たまたま妻の姉から車を借りることができたので、なんとか乗りましたが、少しでも動きが遅れていたなら、数か月間車のない生活を余儀なくされる可能性もあったと思います。被災後、車は大事です。避けようのない浸水被害であっても、少しでも危ないと感じたら、最低限車だけでも高台に避難させ、被災後の足を確保することは大事であると思いました。



水が引いた後の1階

水が引いても1階は床板、壁など工事が必要な状態であり、使い物になりませんでした。とにかく、1階に置いてあったものは畳なども含めすべて処分するため搬出し、できる限りの掃除をし、また床下を乾燥させることが大事ですので、床下に潜って、ホームセンターで買ってきたサーキュレーターを設置するといった作業をし、復旧工事に備えました。事務所で最低限の仕事だけをしながら、何度も自宅と往復して作業をしなければならず、また炎天下での作業であったため非常に大変でした。被災後すぐにハウスメーカーに連絡し、工事業者の手配をしてもらったため、我が家は比較的早く工事にかかり、復旧することができましたが、隣家の方などは、

住めるようになるまで半年くらい時間がかかっていました。水害保険に入っていないければ、復旧工事をすると言っても費用的にも大変なことです。家財保険も含め、水害保険には必ず入っておくべきだと思います。また、家財保険の請求に必要ですので、家財は処分前に全て写真を撮っておくことをお勧めします。

4 行政などからの支援

被災してみて、はじめて行政から様々な支援があることも知りました。最初は、発生した大量の粗大ゴミを、処分場まで少しずつ運搬していましたが、数日後からは近くにゴミの集積所を設けてくれたので、非常に助かりました。また、給付金をはじめ、各種所得税、住民税、自動車税などの減税措置もありました。復旧作業をしつつこれらの申請も行うのは大変ではありますが、復旧にはなにかとお金もかかりますので、漏れのないように利用すべきであると思います。

5 最後に

どれだけ想定しても、準備しても、天災は避けようのないところがあります。危険を感じたら早め早めの行動を心がけること、被災後はやらなければならぬこともたくさんあり大変ですが、できるだけすぐに動いた方が早く復旧できること、そのためにどのようなことをすべきかあらかじめシュミレーションしておくことが大事かと感じました。

平成30年7月 豪雨災害での被災体験

弁護士 片山 裕之

1 はじめに

真備町にある私の実家が、平成30年7月豪雨災害で被災しました。

私は、出生から高校卒業まで真備の実家で過ごしました。

これまで生きてきて初めての被災体験でした。

台風、地震、豪雨…日本ではこれまで様々な災害が各地で起こっています。テレビでも、毎年甚大な被害が報道されています。

「大変そうだな…」恥ずかしい話ですが、どこか他人事のようにとらえている自分がいました。

「晴れの国」岡山県で、ましてや故郷の真備町で災害が起こるはずがない、そう信じ込んでいました。

2 被災体験

平成30年7月7日豪雨のため小田川が決壊し、濁流が実家を襲いました。

濁流は、一瞬で実家の2階のすぐそばまで押し寄せました。

実家には両親が暮らしていました。

両親は2階で就寝していましたが、水はどんどん2階の方に迫っていたそうです。

幸い親族の叔父さんがボートで助けに来てくれ無事でした。

実家に戻ると、想像以上に悲惨な状況でした。

家の中のものは流され、土砂やゴミであふれ、跡形もありませんでした。

つい先日まで当たり前のようにあった風景が一瞬で失われたことに現実感がわきませんでした。

必死に小学校の宿題を頑張っていた自分の部屋、弟と喧嘩ばかりしていた畳の部屋、既に他界した祖父母含め毎日家族6人でそろって晩御飯を食べていたリビング…ほとんど面影はありませんでした。

家族の写真、学生の頃のアルバムなども全て流されました。

正直、今も完全に折り合いはついてはいません。

3 復興

猛暑の中、家に入ったゴミや土砂、家具などを撤去する作業は過酷な作業でした。親族、知人、近所の人本当にたくさんの人に助けられました。長年交流のなかった近所の人や友人にも会っていろんな話をする事ができました。とても懐かしく、そして人のありがたさ、優しさを深く感じました。

正直この仕事（弁護士業）をしていると、人の汚いところ、嫌なところを何度も目の当たりにしてしまい、いつのまにか醒めた目で人を見るようになっていました。

しかし、今回被災して、無償で助け合う人たちと触れ合うことで、人間の温かさ、強さを改めて実感しました。困った人がいたら私もできる限り助けたいなと思い、力が湧きました（弁護士業頑張ります!）。

実家は解体され、新たに自宅を建てることになりました。

4 おわりに

日本に住んでいる以上、誰にでも被災の可能性があります。そのことを、身をもって実感しました。

明日被災する可能性もあります。

被災した場合の備えの重要性を強く実感しました。そしていくら備えても、災害自体をなくすことはできません。

大切な故郷、風景、仲間、家族…、被災体験者として皆様に一番お伝えしたいことは、大切なものが存在する間に、たくさん触れ合ってほしいということです。

日常の忙しさから、先延ばしにしがちですが、長く故郷に帰られていない方は、近いうちに故郷に帰って、大切な人とゆっくり話をしてみたいでしょうか。

広報活動について

岡山弁護士会 副会長 荒木 裕之

1 広報活動の重要性

災害発生後に弁護士会が支援情報を発信したり、相談会を実施したりしても、その情報が被災者に届かなければ何の意味もありません。そのため、これらの情報を被災者に届けるための広報活動は非常に重要ですし、災害直後の情報が錯綜している混乱期であっても弁護士会が積極的に情報発信することで被災者の方々の安心に繋がると考えます。

ここでは、西日本豪雨後に岡山弁護士会の被災者支援情報を広く被災者の方々に知ってもらうためにどのような広報活動を行ってきたのかをまとめてみましたので、今後の参考となれば幸いです。

2 弁護士会HPへの掲載

岡山弁護士会の支援活動はほぼすべてHPに掲載していることから、以下のHP掲載時系列を見ることで当会の活動経過がよくわかります。

当会は被災直後の平成30年7月9日に災害対策本部を立ち上げ、同日に「会長談話」と「岡山弁護士会ニュース第1号」を発表し、「被災者支援チェックリスト」や「被災者生活再建ノート」の自治体や支援団体等への配布も行いました（同ノートは最終的に9000冊を配布）。

7月11日には無料電話相談ダイヤルを立ち上げ（※令和元年12月23日まで継続）、県内の各法律相談センターでの災害相談も無料にしました。7月26日からは被災地等での現地相談会も開始し、これは発災から5年後の令和5年7月まで継続的に実施しました（※以下の「相談会」はこの「災害無料法律相談会」のこと）。

なお、弁護士会ニュースは第1号から第4号まで作成しましたが（巻末の資料参照）、その時々的重要な支援情報を避難者の方々に迅速に伝えるために非常に有用な手段だといえます（※避難所にも置いてもらいましたが、様々なチラシが置かれていて埋もれてしまうため、何か注目される工夫が必要と感

じました）。

<HP掲載時系列>

平成30年

- ・7月9日：西日本における豪雨災害に関する会長談話
- ・7月9日：岡山弁護士会ニュース第1号の掲載
- ・7月10日：被災者支援チェックリストの掲載
- ・7月11日：豪雨災害に関する無料法律相談の実施
- ・7月12日：被災者生活再建ノートの掲載
- ・7月19日：災害法律相談無料電話相談ダイヤルの期間延長
- ・7月19日：自然災害債務整理ガイドラインについて
- ・7月24日：岡山弁護士会ニュース第2号の掲載
- ・7月24日：災害無料法律相談会開催のお知らせ（※7月26日に倉敷市役所玉島支所で実施）
- ・8月7日：相談会（岡山市東区）
- ・8月9日：相談会（倉敷市役所水島支所）
- ・8月10日：災害ADRの開始
- ・8月10日：相談会（倉敷市立藺小学校）
- ・8月17日：相談会（倉敷市役所玉島支所）
- ・8月21日：相談会（総社市）
- ・8月27日：相談会（倉敷市立第二福田小学校避難所）
- ・9月4日：岡山弁護士会ニュース第3号の掲載
- ・9月8日：豪雨災害に対する岡山弁護士会活動報告及びなんでも相談会
- ・9月8日：相談会（総社市各避難所）
- ・9月10日：相談会（倉敷市役所玉島支所）
- ・9月18日：相談会（岡山市御津公民館）
- ・10月16日：相談会（真備公民館）
- ・10月24日：相談会（総社市民会館）
- ・11月16日：相談会（真備公民館）
- ・12月4日：相談会（真備公民館）

平成31年（令和元年）

（※これ以降の相談会の掲載は省略）

- ・ 3月8日：公費解体の申請期限延長についての要望書
- ・ 5月20日：被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める会長声明
- ・ 6月27日：平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたっての会長声明
- ・ 9月24日：平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明

令和2年

- ・ 1月8日：岡弁ウィークの開催（※1月26日実施の「平成30年7月豪雨被災者支援シンポジウム～官民連携・専門家連携から災害ケースマネジメントを考える～」）
- ・ 7月10日：平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明
- ・ 10月2日：平成30年7月豪雨無料法律相談データ集計及び分析結果の公表
- ・ 12月15日：平成30年7月豪雨法律相談分析報告会

令和3年

- ・ 7月20日：平成30年7月豪雨から3年を迎えての会長声明

令和4年

- ・ 7月19日：平成30年7月豪雨から4年を迎えての会長声明
- ・ 10月24日：被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明

令和5年

- ・ 7月18日：平成30年7月豪雨から5年を迎えての会長声明
- ・ 11月13日：岡山県内における罹災証明書申請の際に被災住家の写真の提出を求める取扱いの是正を求める会長声明

（※上記日付はHPへの掲載日であり、実際の相談会等の開催日ではありません）

（※平成31年以降の相談会の掲載は省略）

3 SNSの活用

SNSは多くの方がシェアしてくれれば爆発的に拡散することもあり、誤情報には特に注意が必要ではあるものの、弁護士会からの情報ということで信

用してもらいやすく、簡便な広報手段として非常に有用です。

岡山弁護士会は以前から『たすっぴFacebook』を運用しており（現在はX(旧Twitter)やYouTubeチャンネルも運用）、平成30年7月8日から被災者支援情報を発信してきましたし、HPに掲載した情報は基本的にFacebookにも投稿するようにしていました。

なお、よりSNSやチラシが目されるように岡山弁護士会公式キャラクター「たすっぴ」の防災バージョンを2種類作ってもらい、活用してきました。

4 自治体との連携

自治体からの情報は信頼性が高く、各種支援制度も基本的に自治体に申請するものなので、被災者は自治体から情報を得ることが多く、支援情報の周知には自治体との連携が必要不可欠です。

西日本豪雨では発災直後から倉敷市が「倉敷市役所からのお知らせ」というA3サイズの各種情報をまとめたペーパーをほぼ毎日更新してHPに掲載したり、各避難所に配布したりしていたため、当会も災害から2週間後ころから法律相談情報を掲載してもらうようになりました。その後、さらに詳しい情報を掲載した冊子「広報くらしき臨時号」にも同様に情報を掲載してもらいました（Ver.13(令和4年2月発行)まで発行）。その他にも「まび復興だより」というA4サイズ1枚のペーパーが毎月発行されるようになり、毎月現地開催していた当会の無料法律相談会の情報を令和5年7月の終了まで掲載していただきました。これらは個々の被災者の自宅にも倉敷市から送付されています。

なお、相談会開催情報は倉敷市HPでも掲載していただきましたが、これらの手続きがスムーズにいったのは西日本豪雨以前に岡山弁護士会と倉敷市が「災害時における法律相談業務に関する協定」を締結していたことが大きかったと感じています。

5 マスコミへの告知等

(1) 当会の支援活動の告知

HPに掲載する内容は基本的にマスコミにもその都度プレスリリースを流すことで、相談会の実

施を含むほとんどの支援活動について新聞、テレビ等で取り上げてもらえ、幅広い層への周知ができたと思います。

地元の新聞では被災後は毎日「各種相談窓口」を掲載していたので、ここにきちんと弁護士会の無料電話相談等の情報を掲載してもらうことが重要です。

また、NHKでは被災後一定期間、テレビの上部に様々な被災者支援情報のテロップを繰り返し流していましたが、ここにも電話や面談による法律相談のテロップを出していただけました。

当会では平素から毎月1回、司法記者との昼食会を実施しており、ここで改めて相談会等の情報を直接記者に説明することもできました。

(2) 記者会見の実施

当会は被災後は毎年7月には必ず、それ以外にも必要に応じて、被災者支援に関するその時々の問題点を指摘し、その改善を求める会長声明を发出してきましたが（合計9回）、その際には必ず記者会見を実施しました。

西日本豪雨災害に関する情報はマスコミとしても注目トピックなので、新聞やテレビで報道されやすく、記者会見は広報手段として非常に有効です。

そのため、会長声明だけでなく、災害ADRの受付開始（平成30年8月10日）や自然災害債務整理ガイドラインの周知、相談データ分析結果の公表などについても記者会見を行い、同ガイドラインについては特定調停成立第1号が出た際には当事者（被災者）の方にも記者会見に同席してもらい、制度の有用性を直接お話してもらいました（平成31年4月5日実施）。



平成31年3月8日の記者会見

(3) テレビ&ラジオ出演

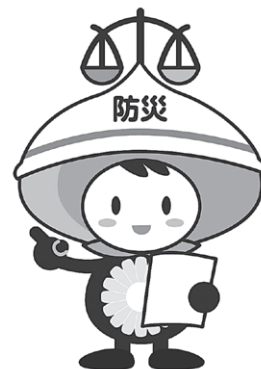
テレビやラジオから出演依頼をいただき、当会会員が被災者支援情報として、相談会の開催だけでなく、生活再建支援金や災害ADR、自然災害債務整理ガイドライン、災害リバースモーゲージ、会長声明などの解説をさせていただくこともありました。私個人としては、平成30年12月31日の大晦日にラジオ出演させていただいたことはよい思い出です。

6 まとめ

以上が西日本豪雨に関して岡山弁護士会が行った主な広報活動となりますが、当会は従来から広報活動に力を入れていたことから、今回の西日本豪雨に関しても様々な媒体を通じて幅広く広報できたと感じています。しかし一方で、実際には被災者の方々に情報が届いていないことも多く、まだまだ改善の余地があることも痛感した次第です。

被災された方々にとっては、被災直後は情報が錯綜する中で不安な生活を余儀なくされていることが多いため、早期に正確な支援情報を届けることが重要ですし、みなし仮設住宅などに避難されていくと避難所とは違って孤立化のおそれもあるため、自治体やマスコミとの連携が重要となってきます。また、被災者の年齢層によって情報の入手経路は大きく異なりますし、発災後は時間が経つにつれて被災者のニーズも大きく変わってきます。

これらを意識しながら、様々な広報媒体を活用するとともに、その時々ニーズに応じた情報を発信していくことが肝要だと感じました。もっとも、ベストな広報手段などというものは存在しないので、広報活動というのは永遠のテーマであるとも感じた次第です。



たすっぴ防災Ver.

特集

被災地支援と弁護士
被災地支援を通じて得た教訓と課題

平成30年7月豪雨災害から見えてくる被災地における法律相談ニーズと課題解決のための提言

- I 平成30年7月豪雨の岡山における被害
- II 本分析結果について
- III 法律相談ニーズ
- IV 相談内容の傾向の推移
- V 本分析結果に基づく提言
- VI まとめ



岡山弁護士会会員

大山 知康

Ohyama, Tomoyasu

I 平成30年7月豪雨の岡山における被害

2018年7月6日から7日にかけて、広島県や岡山県、愛媛県など広範囲にわたって集中豪雨が発生し（以下「平成30年7月豪雨災害」という。）、岡山県内では、死者92名（うち31名災害関連死）（2020年9月7日現在）、住家被害1万6379件（全壊4830棟、半壊3365棟、一部損壊1126棟、床上浸水1541棟、床下浸水5517棟）（2019年7月5日現在）という甚大なる被害が発生した（広島県の被災状況は本特集の今田健太郎弁護士の論稿参照）。

II 本分析結果について

発災から2018年10月31日までの平成30年7月豪雨災害における広島弁護士会・岡山弁護士会・愛媛弁護士会の無料法律相談の分析結果

を、日本弁護士連合会が2019年3月に「平成30年7月豪雨 無料法律相談データ分析結果（第2次分析）」（以下「同第2次分析」という。）として公表した。2018年10月以降も広島弁護士会・岡山弁護士会では法律相談の実施を継続していたので、より多くの件数で長期間におよぶ被災者の法律相談を分析することで時間の経過による法律相談ニーズの変化をより詳細に把握できると考え、中国地方弁護士会連合会・広島弁護士会・岡山弁護士会で共同して、同第2次分析をベースに2019年9月30日までの法律相談についても分析してその結果を公表することとなり、2020年10月2日に「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果」（以下「本分析結果」という。）を各会ウェブサイトにて公表した（<http://chugoku-ba.org/oshirase/data/20201002.pdf>）。なお、同第2次分析で分析を担当された鈴木秀昌弁護士（第二東京弁護士会）に本分析結果においてもご協力いただいた。

水害については本分析結果のように長期間かつ数千件の件数を対象とした法律相談分析はなかったため、弁護士のみならず他士業や自治体などの支援者そして立法担当者にとっても有益な情報が含まれていると考える¹⁾。以下本分析結果を検討することで見えてくる災害時の法律相談ニーズを中心に検討する。

III

法律相談ニーズ

1 既往の借入金

岡山で一番多かった相談は「既往（災害前）の借入金」（36.6%。（相談件数ベースで全体に占める割合。以下同じ。））についての相談であった。岡山での相談は倉敷市真備町の相談が約6割を占めているので、戸建て住宅の多い新興住宅地で浸水被害が起こった場合には、「既往の借入金」、詳しくは災害前の住宅ローンがあるのであらたに住宅再建のためのローンが借りられない又は借りられるが負担が重いという二重ローン問題に関する相談が多くなることが分かった。

このように豪雨災害でも震災と同様に二重ローン問題が発生し自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然債務整理ガイドライン」という。）の需要が多くなることが分かった。自然債務整理ガイドラインについて岡山弁護士会は、熊本県弁護士会からサポートをいただき、相談から制度の申込みへの流れはスムーズに行うことができた。1か月や2か月で終わると思われていた方から長くかかりすぎていないかという相談も何件かあったので、今後は自然債務整理ガイドラインを迅速な

手続にする工夫も必要と考える。

2 工作物責任・相隣関係

広島で一番多かった相談が「工作物責任・相隣関係」（47.6%）についての相談であった。広島での相談は特定の地域ではなく広い地域から相談が寄せられ、浸水被害だけでなく土砂の流入や崖崩れなど様々な被害を受けた被災者からの相談であるので、水害の一般的な傾向を表す分析結果になっていると思われる（本分析結果98頁の岡山市の相談内容の傾向は倉敷市より広島県の傾向に似ている）、過去の豪雨災害でも相談が多かった「工作物責任・相隣関係」の相談件数が一番多くなっている。「工作物責任・相隣関係」は通常の弁護士業務とも関連するが、災害時は例えば土砂撤去について原則どおり所有者が撤去すべきと助言するだけでは解決できず、公費で土砂を撤去する制度はないか検討したり、今後の予防についてまで話し合ったりする必要があり即座に明確な回答が難しい分野である。

平時に災害による土砂やガレキの撤去についてどのような場合にどの根拠法令に基づき自治体が撤去を行うことができるか意見交換会を弁護士会と自治体が行っておくことも有益と考える。また妨害予防についての相談も多かった（本分析結果37頁・82頁）ので、各弁護士会で災害ADRが実施できる体制を準備して、話し合いでの解決を支援することも重要であると考え

3 公的支援制度

公的支援制度に関する相談が広島、岡山どちらも多かった（広島17.3%。岡山13.6%）こと

1) 水害における法律相談分析として「平成26年（2014年）8月広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果」が2015年8月に公表されており、これは250件の法律相談を分析したもので、平成30年7月豪雨災害の岡山弁護士会の活動の参考になった。

から災害時には法律相談の紛争解決（防止）機能だけでなく情報提供機能²⁾が求められていることが分かる。公的支援制度は法律上の制度は研修、書籍や内閣府のウェブサイトで把握できるが、災害ごとによっていく運用について把握したり、自治体独自の支援制度についても把握したりしなければならない。全てを一人で把握するのは難しいので被災者支援の経験のある弁護士に災害に関する弁護士情報交換メーリングリストで質問したり、自治体に問い合わせたりするなど、支援者も他人に頼ることが重要になる。

4 不動産所有権

不動産所有権に関する相談は広島県（10.9%）・岡山県（9.7%）ともに多かった。特に遺産分割未了で不動産が共有となっていることにより公費解体ができなかったり再建方法を決めることができなかつたりするという相談が多く寄せられていた（本分析結果45頁・90頁）。平時から遺産分割を完了させ相続登記を単独名義で行うことが災害時の再建にも役立つことが分かった。被災されたまま放置されている空き家の所有者を調べたいという相談も複数あったことから平時の空き家対策は災害復興の視点からも重要といえる。

5 被災者相談の準備方法

以上見てきたように本分析結果で広島と岡山のいずれでも「工作物責任・相隣関係」「公的支援制度」「不動産所有権」が共通して多かったため、この3つの分野に関する相談ニーズが豪雨災害では多いことは今後の豪雨災害でも共通しているものと思われる。

これらのうち「工作物責任・相隣関係」と

「不動産所有権」については、知識としては日頃の法律相談の知識を応用できる部分が多いので、被災者支援に知識として特に備えるべき点として、「公的支援制度」を理解しておけばよいと考える。

公的支援制度も主な4つを理解すればよいと考える。その4つとは「災害救助法」「被災者生活再建支援法」「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（特定非常災害特別措置法）」と「災害弔慰金の支給等に関する法律」である。これらにプラスして自然債務整理ガイドラインを習得しておけば万全である。日弁連会員専用の総合研修サイトにこれらの研修があるので受講をお勧めする。

IV

相談内容の傾向の推移

1 保険に関する相談

本分析結果53頁（広島）と本分析結果95頁（岡山）の時間の経過による相談内容の傾向の推移を検討する。広島でも岡山でも1年が経過したときに保険の相談割合が増えるのは自宅の再建を進める被災者が増える時期だからと考える。住宅再建について施工業者の見積りと保険会社の見積りの差額の相談がこの時期は増えた。住宅再建の相談には、建築士に同席してもらえたときにはとても実りのある相談になったので、広島県で進んでいるように各地でも士業連携を進めていくべきである。岡山では税金の相談も3.6%と多かったため税理士会との士業連携も進めていきたい。

2) 吉江暢洋「復興支援・住宅再建の法的問題」松岡勝実ほか編『災害復興の法と法曹』（成文堂、2016年）153頁において被災地での法律相談には「紛争防止機能」「精神的支援機能」「パニック防止機能」「情報提供機能」及び「立法事実収集機能」があると指摘する。

2 工作物責任・相隣関係に関する相談

次に興味深かったのが、平成30年7月豪雨から1年を迎える直前の時期に広島も岡山も「工作物責任・相隣関係」の相談割合が増えていることである。これは、再び豪雨シーズンが来る前に平成30年7月豪雨で土砂が流出したりした箇所を補強してほしいなどという災害発生予防の相談が増えることが影響していると思われる。ただ豪雨シーズンの直前の時期に相談にいられてもなかなか早期に解決が難しい問題であるので、早期の段階で話合いや災害ADRの利用を促すことができればよかったと反省している。

3 親族間の問題に関する相談

岡山では、「親族間の問題」の相談割合が発災から6か月が経過し始めたところから増え始め1年を経過したころには全体の1割を占めるまでになっている。広島でも6か月から1年を経過する時期に「親族間の問題」の相談割合が増えている。この時期には、仮設住宅での生活をする被災者が増える時期で、特にみなし仮設住宅（賃貸アパート）での生活を送ることになった世帯は近隣住民からも支援者からも孤立してしまい、親子間夫婦間の仲が悪くなる世帯もあった印象が残っている。親子間、夫婦間どちらでも住宅再建の方針の違いや住宅再建や今後の生活のためのお金の話についての相談が多かった。このことから災害直後の避難所だけでなく、仮設住宅に移ってからも近隣住民同士の絆や支援者のケアが重要であることが分かる。

V 本分析結果に基づく提言

1 公費解体

災害における法律相談により見えてきた問題点を政策提言につなげること（立法事実収集機能）は以前の災害の際でも行われてきたが、本分析結果からもいくつか問題点が判明したので指摘する。

公費解体に関する相談も多かった（本分析結果42頁・86頁）が、これは公費解体の実施の公表が発災からしばらくたって行われるため、災害直後から被災した家屋の解体を考えている被災者が相談に来ていると思われる。発災後早期に公費解体の実施について公表できるように（現在は都道府県のみ義務付けられている）災害廃棄物処理計画を市町村においても法律で義務付けるべきと考える。平成30年7月豪雨災害の時点で災害廃棄物処理計画を定めていなかった鳥根県江津市、山口県光市・下松市において公費解体が実施できるにもかかわらず実施されなかった。

2 災害関連死

件数は多くはなかったが、災害関連死に関する相談が寄せられ災害関連性の相談もあったので（本分析結果43頁・88頁）、災害関連死と認められた事例と認められなかった事例を国でまとめて（プライバシーに配慮した形で）公開することが、今後の災害において災害関連性の有無を被災者が判断する手助けとなるし、災害弔慰金審査会の判断の参考にもなり災害ごとや地域ごとで認定にバラツキがでることを防ぎ災害関連死の統一した認定が可能になる³⁾。

3) 岡本正著『災害復興法学Ⅱ』（慶應義塾大学出版会、2018年）138頁以下において、災害関連死の事例の集積、公表、分析をすることが将来の巨大災害に備えた命を守るデータベースになる旨指摘されている。

3 法人に対する支援制度

事業者からの相談において、既往の借入金についての相談が多く（本分析結果64頁・105頁）、個人の場合には自然債務整理ガイドラインを紹介できたが、それができない法人には法的整理の説明しかできなかった。法人についても事業を継続させることが地域の復興につながるため、自然債務整理ガイドラインを法人が使えるように検討すべきである。

また、法人の事業者からは、公的支援制度に関する質問も多かったこと（本分析結果65頁・106頁）から、法人にも被害を受けたことによる支援を受けられる被災者生活支援金のような事業者向け制度を作る必要がある。制度内容としては、コロナ禍における持続化給付金が参考になるのではないかと考える。

VI まとめ

以上見てきたように広島と岡山での共通点を

まず弁護士や弁護士会で対応できるように準備をして、災害ごとに特徴のある相談や個別のケースに対応できるよう士業連携や行政との被災者支援制度の意見交換などを進めていくことが重要と考える。本分析結果が令和2年7月豪雨災害など現在行われている被災者支援や今後の被災者支援の指針の1つになることを願っている。

[中国地方弁護士会連合会災害復興支援に関する委員会委員長]



平成30年7月豪雨災害の被災地を視察する
菊地裕太郎前日弁連会長（右）と筆者（左）

『自由と正義』2021年1月号より転載
(無断転載禁止)

電話相談対応について

環境保全・災害対策委員会 副委員長 青木 一馬

1 はじめに

当会では、平成30年7月11日から、令和元年12月23日まで、無料の電話相談を行いました。平成30年12月末までは、土・日・祝日を含めた12:00～16:00まで毎日実施しました。その後は、相談件数に応じ、徐々に開催日を減らしていきました。電話相談を担当する弁護士が担当日に弁護士会に待機し、相談者からの電話にその場で対応するという方式で行いました。電話相談の件数は合計で1,019件とのことで、多数の方にご利用いただきました。

2 相談について

私が受けた相談の多くが住宅ローン等の借入金の相談でした。自然災害債務整理ガイドラインの利用の流れなどについての問い合わせが多かったと思います。また、罹災証明や被災者生活再建支援金など、公的支援制度の問い合わせも多くありました。相談者の多くが倉敷市の方でした。普段の弁護士業務ではなかなかない相談も多くありましたが、弁護士会が準備した電話相談室には、マニュアルや資料・書籍なども充実していました。当委員会の大山知康委員長（当時）も電話相談室に来てくださったり、電話でアドバイスなどもしていただきました。

3 感想

発災直後から関係者の皆様のご尽力により迅速に電話相談が開始されました。当時は、被災者の方も混乱の中にあり、どこになにを相談してよいかわからない、といった方も多くいたと思います。弁護士会の迅速な対応で、ひとまず安心できた方がたくさんいたのではと思います。

司法書士会の方では、弁護士会の相談時間が16時までであることから、16時から電話相談を行われたとのことです。士業間の連携の先駆けを感じました。

自らも被災者となったり、生活に影響がでた方も

たくさんおられたと思いますが、多くの先生方が相談を担当されました。弁護士会に待機する方式は相談担当者には負担となる部分もありますが、相談者からすると即座に相談できるので利便性が高いといえます。沢山の先生方のご協力のおかげで、電話相談については一部の方に負担が集中するということも少なかったのではと思います。

これまで岡山県では経験のないような大きな災害を前に、多くの方々が一致団結したことで、少しでも被災者の皆様のお役に立てたのではないかと思います。毎年のように豪雨災害が発生しており、今後も今回の経験をもとに被災者の皆様のお役に立てる活動を続けていきたいと思っています。



災害法律無料電話相談に対応している様子

被災直後の被災地での 相談会活動について

環境保全・災害対策委員会 委員 三木 悠希裕

1 発災状況、被災状況について

岡山県では、平成30年7月5日に、梅雨前線が中国地方を南下し、大雨となりました。同日夜には、前線が瀬戸内付近まで南下し、県内の雨は小康状態となりましたが、同月6日は再び前線が北上し、中国地方に停滞したため、朝から雨が降り続き、同日後半から7日前半にかけ、前線活動が活発化して、県内では記録的な大雨となりました。岡山地方気象台は、県内24市町村に大雨特別警報を発表しました。

岡山県の管理する河川のうち、10河川16か所で堤防が決壊しました。倉敷市真備町では、高梁川と小田川の水位上昇に伴い、小田川で2か所、その支川で6か所の堤防が決壊し、広い範囲で浸水被害が発生しました。また、土石流や地滑り、がけ崩れ等の土砂災害が56か所で発生しました。これらにより、倉敷市を中心に、広範囲で死傷者や家屋の損壊等の甚大な被害を受けました。

2 発災直後の活動について

岡山弁護士会では、平成30年7月6日の発災後の同月9日には岡山弁護士会ニュース第1号を掲載し、同月11日には、災害無料電話相談を開始しました。さらに、県内9つの法律相談センターでの災害関連相談の無料化も実施しました。

また、兵庫県弁護士会の津久井進会員を岡山弁護士会館にお招きし、災害対応に関するご講演をいただき、同月26日に、倉敷市玉島支所で、初の出張相談会を実施しました。

その後、8月から9月にかけての被災地での豪雨災害に関する出張相談会は、以下のとおりです。またこれとは別に、8月14日から、倉敷西ビルにおいて、毎週火曜日に豪雨災害相談を実施しました。

- 8月7日 岡山北商工会上道支所
- 8月9日 倉敷市役所水島支所
- 8月10日 倉敷市立蘭小学校（初の避難所での相談会）

- 8月17日 倉敷市役所玉島支所
- 8月19日～31日 倉敷市役所本庁
- 8月20日 岡山市東区役所
- 8月21日 総社西公民館久代分館
- 8月27日 倉敷市立第二福田小学校（避難所）
- 8月30日 総社市市民会館
- 9月6日 清音公民館（避難所）
- 9月10日 倉敷市役所玉島支所
- 9月13日 山手公民館（避難所）
- 9月18日 岡山市立御津公民館
- 9月20日 昭和公民館（避難所）
- 9月25日 倉敷市役所玉島支所
- 9月27日 総社西公民館（避難所）

上記、9月までの出張相談会だけでも、相談件数は229件に上りました。

3 他会からの応援について

上記出張相談会では、兵庫県弁護士会や鳥取県弁護士会から、会員を応援で派遣いただきました。

兵庫県弁護士会から、8月9日の倉敷市役所水島支所の相談会に3名、同月10日の倉敷市立蘭小学校の避難所での相談会に4名、同月20日の岡山市東区役所の相談会に2名、同月21日の総社西公民館久代分館の相談会に2名応援いただきました。また、鳥取県弁護士会から、8月30日の総社市市民会館の相談会に、1名オブザーバーとして参加いただきました。

なお、出張相談会ではありませんが、災害無料電話相談に関して、東京3会の先生方が、電話転送を受けてご対応いただきました。その他、各地の弁護士会から義捐金や、情報のご提供、ご助言をいただいています。この場を借りて、改めて、お礼申し上げます。

4 倉敷市立蘭小学校での 出張相談会について

8月10日、倉敷市立蘭小学校で、初めての避難所

での出張相談が実施されました。この相談会においては、前述のとおり、兵庫県弁護士会から、4名の応援をいただき、午後4時から午後7時まで実施しました。なお、この日は、日本司法支援センター（法テラス）の代表者である板東久美子理事長（元消費者庁長官・岡山県ご出身）も視察に来られました。

相談スペースは、避難者が寝起きしている体育館の入り口付近と、冷房が入るコンピュータ教室に設置しました。いずれも土足禁止でした。また、相談スペースでの相談が一段落すると、体育館内を回って、何か困りごとがないか声掛けを行いました。体育館には、段ボールベッドと仕切りのカーテンが設置されていましたが、冷房器具は扇風機だけでした。

相談件数は、20件でした。

相談内容としては、倉敷市真備町が住宅地であることもあり、自然災害債務整理ガイドラインに関する相談が多くありました。また、不動産が多数の共有状態になっている問題や、相続登記がされていないことの問題など、今後の公費解体や処分的前提に関する相談も多くありました。その他、災害弔慰金や、生活再建支援金等、今後の生活再建に向けての制度の相談が多かった印象です。

5 終わりに

岡山弁護士会では、被災した自治体と災害協定を結んでいたこともあり、法律相談の共催ができ、速やかに役所での法律相談会を実施することが出来ました。しかし、当時は、一部の自治体との間で災害協定を締結できておらず、相談会の実施ができなかったことがありました。そこで、岡山弁護士会は、岡山県内の各自治体との災害協定締結を進め、令和3年11月24日、岡山県内全27市町村との間で災害時における法律相談業務等に関する協定を締結するに至りました。

適切な情報を適時に被災者に提供することは、その後の生活再建を行う上で、極めて重要であり、そのためには、被災自治体との間で災害協定を締結していることが必要であると言えます。そういう意味では、倉敷市立蘭小学校の避難所での出張相談会は、情報提供のタイミングとしても、また、被災者のいる場所に赴くというアウトリーチ型という方法としても、非常に適切なものであったものと思います。

また、令和4年1月14日には、岡山県被災者支援士業連絡協議会を設立しました。今後は、他士業と連携し、ワンストップで対応できるような、相談会の質の向上も図っていきます。



避難所（蘭小学校）での出張相談会の様子（8月10日）

真備支所での相談会について

環境保全・災害対策委員会 委員 原 幸徳

1 はじめに

当会と倉敷市は、平成29年3月に、地震等による災害時の被災者等を対象とした法律相談の実施について、「災害時における法律相談業務に関する協定」を結んでいます。当会は、同協定に基づき、平成30年7月26日より平成30年7月豪雨災害に関する無料法律相談会を行ってきました。真備支所での相談会は、平成31年4月12日から令和5年7月26日まで合計66回（13時から17時まで）行い、延べ265件の相談に対応しました。私は、唯一、すべての真備支所での相談会に相談担当者として参加しました。

2 真備支所での相談会について

(1) 相談内容など

相談者からの相談内容は多岐にわたるものでした。相談内容の傾向等については、すでに当会と中国地方弁護士会連合会及び広島弁護士会と共同で、平成30年7月豪雨において岡山弁護士会と広島弁護士会が行った被災者のための無料法律相談の相談情報の詳細な分析がなされており、「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果」において確認できますので、そちらをご覧ください。私の印象でも、真備支所での相談会が始まって1年ほどは、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（被災ローン減免制度）に関する相談などの既往の借入金に関する相談や公費解体などの不動産に関する相談、公的支援制度に関する相談が多くあったように思います。その後は、復興の過程で、用地取得、契約問題、建築トラブル、災害リバースモーゲージ、相隣関係、相続や離婚などの家族間の問題、不動産登記や税金の問題などの相談がありました。

(2) 相談会を担当して

相談会が始まった当初は、被災ローン減免制度に関する相談など即答できる場面は少なく、

持参した文献等を調べるなどし、わからない場合には、後日電話で回答するなどしてできる限り丁寧に対応することを心掛けました。また、相談者は被災された本人や家族であることがほとんどでしたので、いろいろとご苦労された話を聞くなどして、被災者へ寄り添うことに努めました。おかげで、いつも同じ先生がいてくれるから安心して相談できるとリピーターで何度も来てくださった方や、わざわざ解決のお礼を伝えに来てくださった方などがいました。甚だ微力ではありますが、被災者の不安解消の一助となれたのであれば、幸いです。

被災者支援活動としての被災地相談を継続して担当することができ、私自身かけがえのない経験となりました。



真備災害相談会の会場前で撮影

自然災害債務整理ガイドラインによる 被災者支援

自然災害債務整理ガイドラインPT 座長 森 智幸

1. 自然災害債務整理ガイドライン

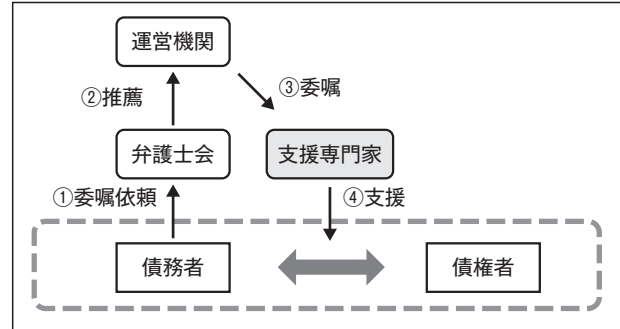
西日本豪雨では、岡山県内の住宅につき全壊4,830棟、半壊3,364棟の被害が発生しました。特に、大規模な浸水被害があった倉敷市真備町は、全半壊5,492棟と大きな被害を受けており、築年数の浅い住宅が多数存在していたために住宅ローンを抱えて被災した世帯が多数に上りました。

このような状況下、被災により住宅が使用できないにもかかわらず住宅ローンの支払いが残っている多くの被災者について、住宅ローンの支払いをどうするかが大きな課題となりました。

この点、自然災害の影響によって住宅ローン等を弁済できなくなった個人の債務者について、一定の条件を満たせば500万円までの預貯金と公的支援金などを手元に残した上で債権者の了解のもと債務の減免を得ることを認める「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）があります。ガイドラインは、①信用情報機関に登録されずに債務整理ができる、②相当額の資産を残すことができる、③支援専門家の手続支援を無料で受けられる、④原則として保証人に請求されないという点で被災者の生活再建に資する制度であり、被災者の住宅ローン等の債務を整理するにあたっては最も有効な方法です。

ガイドラインの利用を希望する被災者は、住宅ローン債権者等に利用の申出を行い、債権者の手続着手の同意を得た上で、弁護士会に支援専門家委嘱依頼を行います。弁護士会は一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に弁護士を推薦し、同運営機関は推薦のあった弁護士を支援専門家として委嘱します。支援専門家は債務者と債権者の協議を支援し、協議がまとまれば簡易裁判所の特定調停により債務整理が成立します（【図1】参照）。

【図1 自然災害債務整理ガイドラインのスキーム】



2. 当会の体制

当会では、災害発生直後に災害対策本部を設置しましたが、住宅ローンの相談が相談全体の3割強を占めたこと、ガイドラインの運用には専門的知見が必要であること、金融機関、裁判所等の渉外対応が必要となるなど活動が多岐にわたることから、災害対策本部とは別組織として自然災害債務整理ガイドラインPTを設置することとし、平成30年8月の常議員会でPTの設置が正式に承認されました。

3. 登録支援専門家

当会では、平成28年4月に発生した熊本地震におけるガイドラインの利用に対応するため登録支援専門家として24名が登録していましたが、多数の住宅被害の状況からすれば、明らかに登録者数が不足していました。

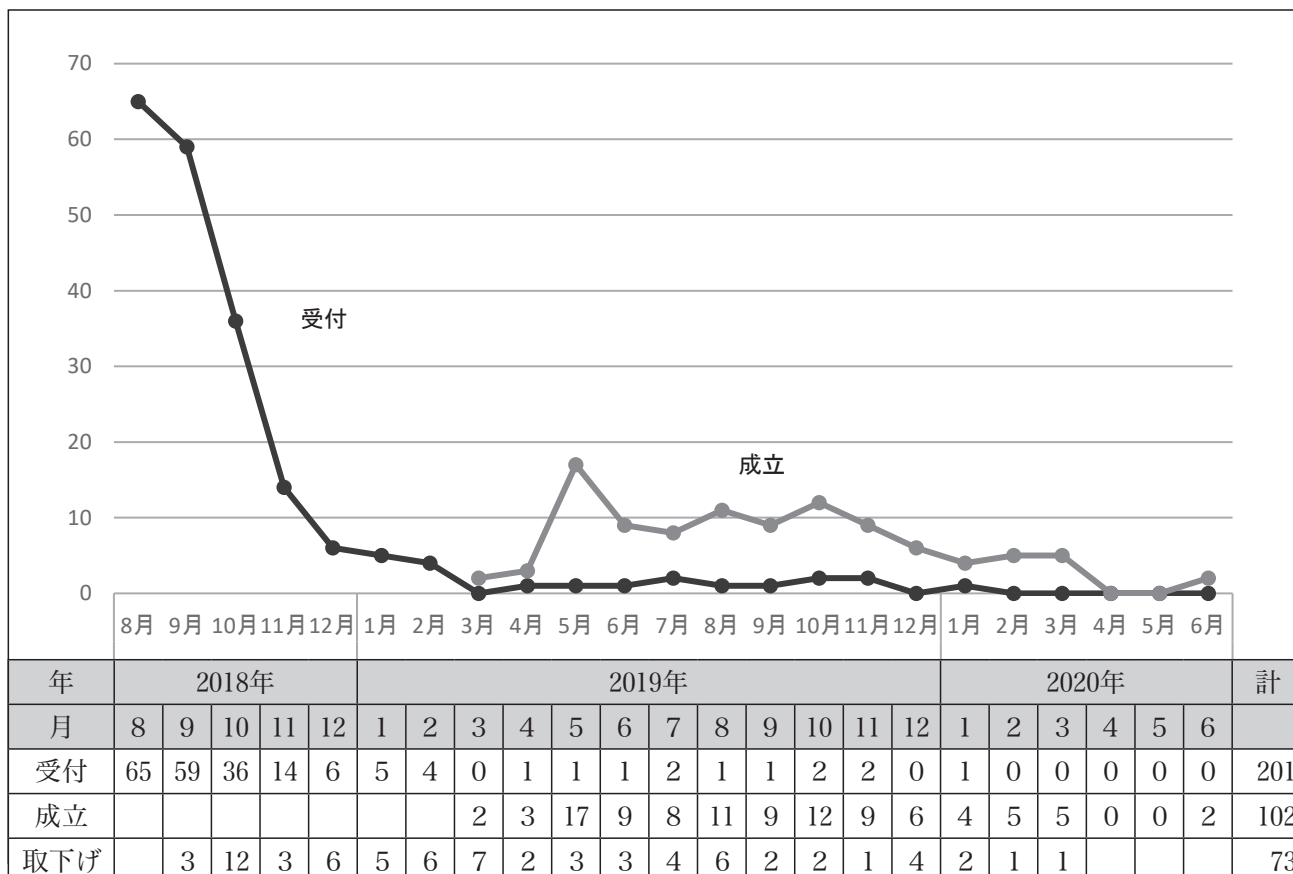
そこで、平成30年7月18日、当会会員宛に支援専門家登録の依頼文を発出し、また、7月19日に開催されたガイドラインの研修会においても、支援専門家登録のお願いをしました。その結果、7月中に45名の方に登録申請を頂き、常議員会の議決を経て正式に登録頂きました。その後も、多くの方に登録申請を頂き、103名の方に支援専門家として登録頂きました。

4. 案件状況

会内の体制整備を進めながら、平成30年8月1日より委嘱依頼の受付を始めました。令和2年6月末時点で201件の委嘱依頼を受け付けています（「コロナ特則」の案件をのぞく。）。平成31年3月に初めて

調停が成立したのを皮切りに、登録支援専門家の尽力のもと順次調停が成立しています。他方、返済比率が低かったり、資産超過であったりするなどして、取下げで終了した案件も多くあります。案件の推移は【図2】のとおりです。なお、取下げの理由は【図3】をご参照ください。

【図2 案件推移】



【図3 取下げの理由】

取下げ理由	件数	備考
年収・返済比率基準不充足	17	【年収・返済比率ともに不充足と判断された事例】 ・年収1000万円 返済比率19% ・年収 900万円 返済比率21% 【返済比率が不充足（特段の事情も認められない）と判断された事例】 ・年収 700万円 返済比率24% ・年収 670万円 返済比率26% ・年収 690万円 返済比率31%
資産超過	8	
その他	11	・自己都合で取下げ ・既にリフォームに着手しており、追加融資を急いだため ・保証人の資産調査を求められたため ・債権者1社は応じてくれたが、別の1社が特段の事情はないと主張

（岡山弁護士会／支援専門家の終了報告集計より）

5. 自然災害債務整理ガイドラインPTの活動

PTの活動をご紹介します（詳細は【図4】参照）。

(1) 支援専門家フォロー

当会では、熊本地震の際に支援専門家として活動した1名以外はガイドラインの経験がなかったため、案件を担当頂く支援専門家のフォローが喫緊の課題でした。そこで、PTでは支援専門家のフォローとして以下の取組を行いました。

① 研修

8月30日、熊本県弁護士会の渡辺裕介弁護士、榎崇文弁護士を講師としてお招きし、ガイドラインの研修を行いました。この研修では、ガイドラインの基礎的な内容から支援専門家としての活動に至るまで幅広く講義頂きました。なお、研修前の時間に、PTメンバーと講師との意見交換会を行い、ガイドラインの運用面についても示唆に富むアドバイスを多数頂き、熊本会の運用を大変参考にさせて頂きました。

【図4 自然災害債務整理ガイドラインPT活動一覧】

日付		活動内容
2018	7/30	金融機関との意見交換会（第1回）
	8/2	自然災害債務整理ガイドライン運営機関との意見交換会（第1回）
	8/2	個別金融機関勉強会
	8/9	記者レク
	8/10	個別金融機関面談
	8/16	個別金融機関面談
	8/20	日弁連テレビ会議
	8/21	個別金融機関との意見交換会
	8/24	不動産鑑定士協会との意見交換会（第1回）
	8/29	簡易裁判所との意見交換会（第1回）
	8/30	熊本県弁護士会PTとの意見交換会 自然災害債務整理ガイドライン研修（熊本会：渡辺裕介弁護士、榎崇文弁護士）
	9/5	自然災害債務整理ガイドライン運営機関との意見交換会（第2回）
	9/26	不動産鑑定士協会との意見交換会（第2回）
	10/10	簡易裁判所との意見交換会（第2回）
	10/22	不動産鑑定士協会との意見交換会（第3回）
	10/22	金融機関との意見交換会（第2回）
	11/5	簡易裁判所との意見交換会（第3回）
	11/6	自然災害債務整理ガイドライン運営機関との意見交換会（第3回）
12/4	不動産鑑定士協会との意見交換会（第4回）	
12/18	簡易裁判所との意見交換会（第4回）	
2019	1/23	個別金融機関との意見交換
	1/31	報告会兼勉強会
	2/5	不動産鑑定士との意見交換会（第5回）
	2/13	金融機関との意見交換会（第3回）
	2/28	岡山地方裁判所委員会オブザーバー参加
	3/28	不動産鑑定士との意見交換会（第6回）
	4/5	記者会見（GL成立報告）
	4/10	簡易裁判所との意見交換会（第5回）
5/20	金融機関との意見交換会（第4回）	

② 支援専門家メーリングリスト

担当案件に関する質問・相談、関連情報周知の場として、支援専門家が登録するメーリングリストを作りました。研修講師をはじめ複数の熊本弁護士会所属の皆様が無理を言ってメーリングリストに登録頂き、多くの貴重なアドバイスを頂いています。

③ 報告会兼勉強会

平成31年1月31日に、報告会兼勉強会を行いました。進行中の案件について各担当者から紹介頂き、案件や処理方法の共有化を図りました。

④ 班長制

ガイドラインの利用に関しては、毎月の業務報告書の提出、債務整理開始の申出書提出後原則3か月以内の調停条項案提出等、案件の進捗管理にあたって諸々の留意点があります。そのため、案件のたまかな進捗状況を把握しておく必要があると考え、班長制を採用して10名の班長がそれぞれ進捗状況を確認することとしました。班長が確認した進捗状況はPT内で共有し、全体の状況と個別案件の状況の把握に努めました。なお、大多数の案件が終了したことにより、班長制は終了しました。

(2) 金融機関対応

ガイドラインは、被災者が金融機関に利用申出を行い、金融機関の着手同意を受けて開始すること、金融機関との合意に基づき債務を整理することから金融機関の理解を得る必要がありました。そこで、中国財務局岡山事務所に金融機関との意見交換会の実施を依頼したところ、平成30年7月30日、県内に営業店を持つ金融機関等32社、財務事務所、銀行協会、弁護士会が一堂に会した意見交換会が開かれました。この意見交換会において、ガイドラインの概要説明に加え、被災者への広報・周知の徹底、手続着手への同意、被災者の生活再建に繋がる柔軟な処理、弁護士会との協働・連携について依頼しました。早期に意見交換会が実施できたため、安定的かつ統一的なガイドラインの運用に一定程度効果があったのではないかと思います。

(3) その他関係機関との対応

これ以外にも、特定調停の運用に関し岡山簡易裁判所と、不動産評価に関し不動産鑑定士協会と、それぞれ複数回意見交換を実施し、ガイドライン

の適正かつ迅速な運用の実現に向けて活動しました。

6. 今後に向けて

西日本豪雨後も全国で大規模な自然災害が頻発しています。当会で得られた知見、ノウハウをもとに、今後の被災者支援、ひいては被災地の復興に繋がる活動をしていきたいと思っています。

岡山仲裁センターの災害ADR

仲裁センター運営委員会 元委員長 菅 真彦

1 岡山仲裁センターについて

「市民に関わる法的紛争が飛躍的に増大し、かつ複雑化している今日の社会において、法律相談から紛争解決までを視野に入れた、市民にとって身近で利用しやすい紛争解決手続が強く求められている。岡山弁護士会は、このような市民の期待に応えるため、弁護士を中心とした各分野の専門家が互いに協力し、当事者の主張に公正な立場で真摯に耳を傾け、当事者の自律的な紛争解決能力を最大限に尊重することによって、迅速で納得のゆく解決を図ることを目的とする『岡山仲裁センター』を、ここに開設する。」

これは、岡山仲裁センターに関する会規の前文です。会規に前文が設けられることは珍しく、設立時の熱意が伝わってきます。岡山仲裁センターは、岡山弁護士会が設置・運営するADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）機関として、会規前文に掲げられた意義、手法、目的を根幹にして、平成9年の設立以後20年以上にわたり、多数の紛争解決に寄与してきました。

2 災害ADRについて

平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震などにおいて、災害に関連して生じる紛争の解決手段として、各地の弁護士会が設置したADR機関が活用され、「人間関係の復興」の一助となってきました。当会の仲裁センター運営委員会でも、先行する弁護士会の経験や知見を参考に、大規模な自然災害の発生に備え、災害時のADR体制について検討を行っていましたが、平成30年豪雨災害の発生を機に急ピッチで制度設計や準備を進め、平成30年8月の常議員会で「災害時における岡山仲裁センターの手続等に関する規則」が制定されました。

具体的な内容としては、被災者の手続負担をできる限り軽減するため、①申立てを通常よりも簡易な手続で可能とする（申立時の紹介状や必要書類の添

付を不要とするなど）とともに、必要に応じて「申立サポート弁護士」の援助を受けられるようにする、②経済的な負担の軽減として、申立手数料及び期日手数料を免除すること、成立手数料を2分の1に減額すること、が定められています。また、岡山仲裁センターでは、平時から、必要に応じて紛争当事者の居住地や紛争現場へ仲裁人が出向いて期日を開催する運用を行っていますが、災害時においても、被災した当事者の移動の負担を軽減するため、地方自治体等の協力も得て、当事者の近傍の市町村役場等での期日開催を通常に増して積極的に行うこととしました。

上記規則は、平成30年豪雨災害を直接の契機として制定されましたが、適用対象は平成30年豪雨災害に限られておらず、大規模な災害が発生した際、会長と仲裁センター運営委員会委員長が協議し、当該災害に起因する紛争につき災害ADRを適用するかを決定することとしています。平成30年豪雨災害については、上記規則の制定と同時に適用が決定され、平成30年8月10日から運用がスタートしました。規則上は1年ごとに適用を継続するか判断することになっており、令和5年現在、継続して適用対象となっています。

3 災害ADRの運用状況

- (1) 運用開始に前後して、記者会見、「岡山弁護士会ニュース」への掲載、チラシ配布など、災害ADRを被災者に知ってもらう活動を行いました。また、会員向けの説明会を開催し、法律相談からADRへの誘導、災害ADRにおける仲裁人候補者の登録等について説明、協力依頼を行いました。
- (2) 平成30年豪雨災害に係る災害ADRの申立等の件数は以下のとおりです。
 - ・申立件数：17件（平成30年度：9件、平成31（令和元）年度：6件、令和2年度：2件）
 - ・申立サポート対応件数：17件（サポート後に

申立てがあった件数：11件、サポート後に申立てに至らなかった件数：6件)

- ・ 応諾（手続に参加して話し合いのテーブルに着いた）件数：14件（申立件数の82.3%）
- ・ 和解成立件数：9件（事実上の解決含む）（申立件数の52.9%、応諾件数の64.3%）
- ・ 申立事件の類型の内訳等
 - 土砂崩れによる原状回復、損害賠償請求関係：8件
 - 請負関係（修理、建物再建等）：3件
 - 賃貸借関係：3件
 - その他損害賠償請求：2件
 - 保険金請求：1件

4 所感、今後に向けて

災害ADRの規則制定は、平成30年より前から検討はしていたものの、「岡山は大丈夫だろう」という根拠のない思い込みもあり、なかなか進んでいませんでした。そのような中での豪雨災害の発生を受け、実質的には発災後約1か月という短い期間で付け焼き刃的に規則制定を行い、並行して様々な準備を行うこととなってしまいました。仮に、災害発生前に規則が制定されていれば、もっと早くに運用開始ができ、広報もより充実したものができたと思われれます。言い古されたことですが、平時における災害への備えの重要性を痛感させられることになりました。

しかし、仲裁センター運営委員会の委員、弁護士会執行部・事務局、仲裁人や申立サポート弁護士、法律相談を担当していただいた会員の皆様の協力のもと、運用開始後は大きな混乱なく災害ADRを実施することができたと考えています。

申立件数としては17件と、想定していたよりも少ない件数となりました。広報が十分でなかったのか、災害の性質によるのか（主に倉敷市真備町で多数発生した、いわゆる二重ローン問題は、ADRではなく自然災害債務整理ガイドラインで解決が図られたことなど）、その原因について仲裁センター運営委員会において精密な検討はできておりませんが、たとえ件数が多くなかったとしても、災害に起因して生じた紛争がADRを通じて解決が図られ、被災者の生活再建、被災地の復興に少しでも寄与できたとすれば、活動の意義があったものと考えます。なお、

運用状況で目を引く点として、応諾率が申立件数に対して82.3%と高かったことが挙げられます（申立件数17件のうち、相手方に応諾を求める前に申立人が取下げた件が2件あり、それらを除けば、15件中14件（93.3%）が応諾されています）。当事者（特に相手方となった方）の紛争解決への意向の強さがかがわれるところであり、両当事者が、多くの場合いずれも被災者であり、大きく言えば災害からの復興という同じ方向を向いている、という災害ADRの特徴の一端が表れているものと思われます。

また、上記規則が平成30年豪雨災害を契機に制定されたことで、災害ADRに関する一定の枠組みができていたことから、新型コロナウイルス感染症対応については、比較的スムーズに災害ADRの運用ができました（令和2年6月以降、新型コロナウイルス感染症に起因して生じる紛争についても、災害ADRが適用されることが決定されています）。

今後、不幸にもまた災害が生じた場合には、より多くの方に災害ADRを知っていただき、広く活用されるよう、広報（対外的、対内的とも）や地方自治体との連携に一層力を入れ、平時のうちから取り組んでいきたいと考えています。

岡山弁護士会における被災者支援のための 自治体・弁連・他団体との連携体制について

岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康

1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の際に、日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）、中国地方弁護士会連合会（以下「中弁連」といいます。）や各地の弁護士会からサポートを受けて岡山県内の被災者支援を行うことができました。

また、岡山弁護士会では、平成30年7月豪雨災害の前から取り組んでいた岡山県内の全市町村との災害時協力協定の締結を令和3年11月に完了しました。令和4年1月には、岡山県被災者支援士業連絡協議会の設立をして、様々な団体と連携した被災者支援体制が実現しましたので、岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会委員長（令和3年3月まで）として私が関わっていたことから以下報告します。

2

(1) 日弁連からのサポート

日弁連災害復興支援委員会の津久井進委員長（当時）には発災の1週間後に研修講師としてお越しいただき、他士業の専門家や支援団体にもご参加いただいたこともあり、岡山弁護士会館の大会議室がほぼ満席（約200名）となり多くの支援者に被災者支援に必要な勇気と知識を与えていただきました。

日弁連から義援金をいただき相談担当弁護士の日当や交通費を賄うことができました。（義援金については日弁連以外にも各都道府県の弁護士会からも合わせて1100万円を超える金額の義援金をいただきありがとうございました。）

電話相談について、発災後しばらくは岡山弁護士会の担当者だけで対応できる件数を越えていたので、日弁連で主に東京3会の先生方に転送した電話を受けていただき、鳴り続ける電話相談に対応することができました。

発災の翌月に、菊地裕太郎日弁連会長（当時）に現地視察にお越しいただき、伊東香織倉敷市長

と面談が実現し、倉敷市長から弁護士会の相談会開催に倉敷市として協力するというお言葉をいただくことができその後5年間100回を超える現地相談の開催につながりました。



発災当時の菊地日弁連会長と倉敷市長の面談の様子

日弁連からは、様々な助言をいただきながら被災者支援を行いました。一番大きなものとしては、発災直後から特定非常災害特別措置法の適用を地元選出の国会議員を通じて政府に呼び掛けるようにご助言いただき、岡山弁護士会の会員でもある山下貴司衆議院議員から政府にご進言いただき、特定非常災害特別措置法が平成30年7月豪雨災害に適用されることになりました。これは、特定非常災害特別措置法が豪雨災害に初めて適用される先例となりその後の令和2年7月豪雨災害などへの同法の適用につながりました。なお、山下議員には、岡山市での相談会開催にもご尽力いただき、岡山市内でも無料の被災者法律相談会を開催することができました。この場をお借りして山下議員に感謝と敬意を表します。

日弁連の嘱託弁護士である鈴木秀昌弁護士に担当していただき「平成30年7月豪雨災害無料法律相談データ分析結果」を作ることができ、今後の災害への教訓を残すことができました。

最後に忘れてはならないのは、日弁連が作成していた「被災者生活再建ノート」を1万部印刷していただき、2か月程度で9000部以上配ることができました。（残ったものもその後の豪雨災害

の被災地に送りました。) 発災直後は情報がまとまっている資料がなかったので被災者や支援者にとっても喜ばれました。

(2) 中弁連からのサポート

平成30年7月豪雨災害の直前に、中弁連で災害復興支援基金を設置していたので、義援金を早期に中弁連から受け取ることができました。

豪雨災害の経験があり平成30年7月豪雨災害でも大きな被害のあった広島弁護士会の活動を中弁連災害復興支援に関する委員会の会議やメーリングリストを通して知ることができ、岡山弁護士会が何をすべきかを知ることができました。

日弁連による「平成30年7月豪雨災害無料法律相談データ分析結果」の対象期間が約4カ月のものであったので、約1年3カ月を対象期間とする法律相談分析を中弁連から鈴木弁護士にお願いをして、さらに内容を拡充した「平成30年7月豪雨災害無料法律相談データ分析結果」を作成することができ、その後の豪雨災害時の弁護士会の相談会の参考になったと考えます。同分析結果は、岡山弁護士会ウェブページからご覧いただけます。

(3) 各地の弁護士会からのサポート

兵庫県弁護士会からは、発災当初の相談会に多くの相談担当弁護士を派遣していただきました。会内で被災者支援の経験がないのに相談会を開催しても対応できるのかという声に「兵庫県弁護士会に応援に来てもらえます」と答えることができ、迅速な相談会の開催につながりました。同じ中国地方の鳥取県弁護士会からは、岡城直幸弁護士に相談担当として来ていただきました。

熊本県弁護士会には、自然災害債務整理ガイドラインの運用を行った先進弁護士会として多くのご助言をいただくことができ、岡山弁護士会が200件を超える手続着手の申出に対して登録支援専門家による手続き支援を行うことができました。

徳島弁護士会の堀井秀知弁護士には中弁連と四国弁護士会連合会の災害時協力協定に基づき、岡山弁護士会の情報発信(弁護士会ニュースなど)の内容に誤りがないかの確認など多くのご助言をいただきました。

3

(1) 岡山県内の全市町村との災害時協力協定締結完了

岡山弁護士会は令和3年11月に岡山県和気町と「災害時の法律相談等に関する協定」(以下「災害時協力協定」といいます。)を締結し、県内の全27市町村と災害時協力協定を締結することができました。私は、岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会委員長として協定締結に関わりました。協定締結に関わってくださった歴代岡山弁護士会執行部の皆さま、岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会の委員の皆さま、そして市町村の皆さまありがとうございました。



県下27市町村との協定締結となった和気町での調印式

都道府県内の全市町村と災害時協力協定を締結した弁護士会は、和歌山弁護士会に続いて全国2例目で、中四国初となります。平成28年12月の赤磐市との災害時協力協定の締結から、平成30年7月豪雨災害を経ての約5年での悲願達成となりました。これで、岡山県内の全ての地域で災害発生後、直ちに被災者のための法律相談会を開催することができるようになりました。

岡山県は災害が少ないので平成30年7月豪雨災害の前は協定が災害時に実行されることはおそくないだろうなと思っていましたが、災害時協力協定を締結することで自治体と弁護士会の災害に備える意識を高め、自治体と弁護士会が協定を締結することにより安心感を市民に与えられればと考えて協定締結を進めていました。

14市と災害時協力協定を締結した段階で、平成30年7月豪雨災害が発生しました。被害の大きかった倉敷市や総社市では協定締結済みだったので、災害後の早い段階から相談会を現地で開催す

ることができました。「協定を締結していたので市としても早く法律相談会を開催したいと考えていた。」「協定を締結しているため相談場所の確保も庁内でしやすかった。」などと自治体職員の方に言っていただき、迅速な法律相談をするのに協定が役立つことを実感しました。逆に、協定を締結していない自治体に法律相談会の開催を提案したところ、法律相談ニーズがないなどと言われて開催することができず悔しい経験もしました。

この反省から岡山弁護士会では平成30年7月豪雨災害の支援が落ち着いた頃から、県内全市町村との協定締結を目標に、残りの13市町村と災害時協力協定を締結していきました。平成30年7月豪雨災害後は、岡山弁護士会が1800件を超える被災者からの法律相談を受けた実績や、協定を締結していない自治体で法律相談会ができなかったお話をすることで協定の必要性を理解していただけたので、どの自治体も積極的に岡山弁護士会と協定を締結してくださいました。

また、平成30年7月豪雨災害の前の災害時協力協定には災害ADR（災害時における仲裁手続）を入れていなかったため、災害ADRを被災地で開催する際に少し手間取った反省から（最終的には被災地で開催できました）、後半の自治体との協定では災害ADRも協定の内容に追加しました。平成30年7月豪雨災害前に協定を締結していた自治体との協定には災害ADRに関する条項が無かったので、災害ADRを組み込む改定を進め、令和5年10月に全自治体と改定が完了しました。

(2) 岡山県被災者支援士業連絡協議会設立について

令和4年1月に、岡山弁護士会も呼びかけ会として準備を進めていた岡山県被災者支援士業連絡協議会が設立されました。

岡山県被災者支援士業連絡協議会は、岡山県での災害時における被災者・被災地支援活動及び平時における被災者・被災地支援に関する情報共有等を参加団体が相互に協力して行うことを目的に7つの士業団体が立ち上げました。なお、私は岡山県被災者支援士業連絡協議会の事務局長になりました。

発足時の岡山県被災者支援士業連絡協議会の参加団体は、岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山県土地家屋調査士会、公益社団法人岡山県不動産鑑定士協会、公益社団法人岡山県社会福祉士会、



岡山県被災者支援士業連絡協議会調印式での記念撮影

公益社団法人日本技術士会中国本部岡山県支部、及び一般社団法人岡山県建築士会です。

このように参加団体は、法律系、福祉系及び技術系の士業団体が設立時の参加団体となっているので、対応できる専門分野が広い点が岡山県被災者支援士業連絡協議会の強みと考えます。

具体的には、災害時において一度に様々な専門家に相談できるワンストップの相談会の迅速かつ継続的な開催が可能になります。また、平時においても防災・減災を目的とする活動でのそれぞれの専門分野を活かした連携が可能となります。

以前から、広島県における士業連携をお手本にしたいと考えていましたが、岡山県被災者支援士業連絡協議会の設立を行動に移すきっかけとなったことは、平成30年7月豪雨災害において士業連携の準備ができていなかった経験です。そのような状況でも、岡山弁護士会の法律相談に日本技術士会中国本部岡山県支部から相談員を派遣していただいたり、岡山弁護士会と岡山県司法書士会の電話相談の受付時間が重複しないように岡山県司法書士会に配慮いただいたりするなどの連携は見られました。

しかし、平成30年7月豪雨災害において組織的に迅速かつ継続的な士業連携をすることはできていませんでした。私の経験としても、被災地での法律相談で多くの方から、「被災家屋をリフォームすべきか、建て直すべきか」について聞かれましたが、答えることができず岡山県建築士会の相談窓口を紹介したり、仲間の大工さんが来てくれる別の日時の相談会にもう一度来てもらったりするなど、被災された方に負担をかけることが多くありました。この経験から、岡山県内の被災者・

被災地支援に関する士業連携のための協議会を設立することは岡山弁護士会環境保全・災害対策委員会の悲願でしたのでとても嬉しいです。

現時点で災害が起こると自治体などからの相談員などの派遣要請は、弁護士会などそれぞれの団体に入ります。しかし、将来的には、自治体などが、災害の翌日くらいには岡山県被災者支援士業連絡協議会に連絡をすれば、早期に法律、福祉及び技術のそれぞれの専門の相談員を被災地に派遣できる体制を構築したいです。

令和5年9月には岡山県精神保健福祉士協会が8番目の団体として岡山県被災者支援士業連絡協議会に参加してくださいました。今後も参加団体を増やしてさらに広い分野の課題に対応できるようにしていきたいです。いずれは、医師、看護師、保健師などの「師」業とも連携を広げられればと考えています。また、現在（令和5年10月）、岡山県と岡山県被災者支援士業連絡協議会との協定締結の話も進んでいますので、本記録集が発刊される頃までに協定が締結できているように頑張ります。

(3) まとめ

このような岡山弁護士会と県内全市町村との災害時協力協定や岡山県被災者支援士業連絡協議会の設立は、被災された方一人ひとりにオーダーメイドの支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの実現に大きな力になると考えます。具体的には、自治体との連携により、自治体による被災者支援において法律家の知見を活かすことができます。また、様々な士業が被災地で相談会を開催することで、被災者がワンストップで相談ができることは、オーダーメイドの支援を可能とすると考えます。さらに、自治体や様々な士業が被災者の復興の各団体でそれぞれの強みを活かして支援することも災害ケースマネジメントの実現に寄与すると考えます。

今後はこの体制の維持とその中身を充実させ、災害時に一人も取り残さない岡山県を実現するように頑張ります。

地域支え合いセンター(倉敷)との連携について

弁護士 井上 雅雄

1 はじめに

私は、弁護士法人岡山パブリック法律事務所所属の弁護士です。

私は、岡山県内の福祉関係者と共同で相談会を行うなど顔の見える信頼関係を構築してきました。他方、一般社団法人居住支援全国ネットワークを設立し、同団体のメンバーと共に、東日本大震災の被災地や熊本地震の被災地訪問を行い、同団体のメンバーが関与した被災者支援活動を垣間見てきました。

平成30年西日本豪雨災害の発災、特に、倉敷市真備町の被災状況に衝撃を受けました。全く予想も準備もしておらず、経験や人間関係を活かすことができませんでした。

発災後、相談会や情報交換会に参加していましたが、個人情報や個人のニーズを受け止めることが難しい状態が続きました。自ら相談に来ることのできない、どこに相談してよいか、何を相談してよいかわからない被災者がいるのではないのか？自分にできることはないのか？自分がいま入っていくことがかえって迷惑になるのではないかと自問自答する日が続きました。

2 地域支え合いセンターの設置

倉敷市は、全国ネットの仲間である仙台のパーソナルサポートセンター等から、東日本大震災後の支援対応等について教示を受け、戸別訪問を継続することの重要性を学び、真備支所内に地域支え合いセンターを設置しました。私と旧知の間柄である倉敷市社会福祉協議会の佐賀さんがセンター長に選任されました。同センターは、避難所の対応・全国各地から集まるボランティアの対応などに追われながら、同センターが委嘱した訪問相談員からの情報を集約し、必要に応じて支援会議を行っていたようです(参加できていないので実態は不明です)。

地域支え合いセンターは、個人情報に配慮しながら活動していました。倉敷市内の福祉関係2団体に

協力要請し、必要に応じて福祉的支援を始めました。

3 連携のきっかけ(支所開設)

令和2年1月、弁護士法人岡山パブリック法律事務所倉敷支所を開設し、私が支所長として赴任しました。支所開設の目的は、岡山県南東部地域の成年後見対応と、真備町の被災対応でした。

開設後、旧知の佐賀センター長に挨拶しました。倉敷支所ができて真備まで近くなり動きやすくなったので、遠慮なく、なんでも相談して欲しいと伝えました。その後、私にアドバイザーの話がありました。私は、喜んで引き受けました。同じ頃、岡山県から、私が理事長をしているおかやま入居支援センターに仮設住宅からの転居支援協力要請があり、これも引き受けました。私は、このようにアドバイザーと転居支援という二つの立場で被災者支援にかかわることになりました。

4 アドバイザーとしての活動

私は、2か月に1回くらいのペースで、スタッフや他のアドバイザー(建築士・ファイナンシャルプランナー)との勉強会に出席し、テーマについて少しお話ししたあとで、困りごとなどの相談を受けました。

その他、詐欺的な請負契約や負債整理などの個別支援案件にも対応しました。

そのほとんどは、普通の法律相談と同じような内容でしたが、家族全体の支援が必要であったり、福祉関係者と一緒に支援する必要があったり、家族間の意見の相違がありました。

関係者と一緒にフットワーク軽く動くことと、それぞれの想いに寄り添い続けることが求められると感じました。

5 今後の課題

倉敷で行われた被災者支援については、関係者が集まって、1年かけて振り返り、取りまとめを行いました。私は、発災直後からアドバイザーとして会議の末席に座らせていてくれると、もう少し、お役に立てたのではないかと思うと発表しました。選任にあたった担当者から、「誰に依頼するか人選に迷った。」という話がありました。結局、私に声がかかったのは、倉敷という近さと、お互いに人となりを知っていたということだったのではないかと感じています。

今後も必ず災害が起こります。岡山弁護士会として、早い段階でアドバイザーを派遣できる体制を作るためには、派遣の仕組みを整備することに加えて、行政機関や福祉関係者と地域において一緒に活動する弁護士を意識的に増やしていくことが必要です。そういう意味で、岡山県内には、地域ネット懇が複数誕生しており、いずれにも複数の弁護士が関与しています。これら弁護士たちの活動について、被災者支援にも意欲のある若手の弁護士にも参加してもらって、人となりを知ってもらうような関係づくりを平時において進めることを提案したいです。一見すると、真備は、かなり復興しました。地域支え合いセンターも解散しました。しかし、この災害で取り返しのつかない被害が生じています。災害に備えるために、弁護士会としてできることを一つずつ地道に取り組んでいきたいと考えています。皆様のご協力をお願いいたします。

平成30年7月豪雨災害への 法テラス岡山の対応

1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の発災当時、岡山弁護士会の自然災害の対応をする委員会の委員長は大山知康会員（以下、「大山会員」）でしたが、実は、私は大山会員の前任の委員長でした。

私が委員長に就任した当時には、岡山弁護士会には自然災害に対応する委員会はなく、私が委員長に就任したのは、元々、公害対策と環境保全をその目的とする委員会でした。

私が委員長に就任した後に、自然災害の対応もすることとなりましたが、岡山はそれまで自然災害とは縁のない地域でしたので、とりあえず、岡山県下の自治体や法テラス岡山と災害協定を結ぶ作業をすることにしました。

この災害協定について、一番熱心に活動していたのが大山会員でした。

大山会員の熱心な活動を見ていたことから、後任の委員長に大山会員を推薦し、私は委員会の職務から離れました。

発生した災害は最悪なものでしたが、大山会員が委員長として存在していたことは不幸中の幸いだったと思っています。

2 被災者支援について

熊本地震の時に、熊本から岡山に引っ越ししてきた被災者がいました。

当時、私が、自然災害に対応する委員会の委員長だったことから、私が自然災害ガイドラインを利用して被災者を支援しました。

岡山県下における熊本地震の時の自然災害ガイドラインの利用はこの1件だけでした。

私は、水没した真備町の様子を見て、被災者の支援のメインは自然災害ガイドラインになるものと予想し、できるだけ多くの被災者を自然災害ガイドラインの利用へ導くことが必要だと思いました。

ただ、自然災害ガイドラインは、当時、岡山県下

法テラス岡山地方事務所 副所長 佐々木 正有

では知名度ゼロに近い状態でしたので、法律相談（電話相談を含む）を実施することで、被災者の方を自然災害ガイドラインへ導く必要があると思いました。

ただ、法テラス岡山には人的な資源はほとんどありませんし、災害支援のノウハウもありませんでした。

この点、大山会員は、ニュースレターのようなものを作って広く被災者に広報をしてくれましたし、巡回相談にほぼ毎回参加して被災者の方に寄り添った支援をしてくれました。大変感謝しています。

3 法テラス本部からの支援

発災当時、法テラス岡山の事務局長は、いわゆる普通の事務局長でしたが、法テラス岡山に人的な資源が乏しいことから、法テラス本部は、急遽、災害対応ができる事務局長（保理江 均氏）を派遣してくれました。

保理江氏は、東北地震の時に法テラス岩手の事務局長として災害対応の経験がある方です。

4 法テラス岡山の活動

法テラス岡山には実働部隊がいませんので、岡山弁護士会の被災者支援活動を側面から支援することしかできませんでした。

幸い、私と大山会員とは自然災害の対応委員会で人的つながりがありましたし、法テラス岡山の事務局長は、自然災害の対応についてノウハウがありましたので、特に定期的な会議などはしていませんが、法テラス岡山と岡山弁護士会との意思疎通は十分にできたと思っています。

法テラス岡山は、岡山弁護士会に企画していただいた巡回相談を全部で21回実施しています。

5 最後に

平成30年以降、毎年、日本のどこかで豪雨災害が発生しています。

災害を予防することが一番大事ですが、災害が発生した場合の被災者支援も重要な課題です。

過去の災害対応を教訓に、被災者支援がより一層広まることを祈念しています。

赤磐市役所での災害対応について

環境保全・災害対策委員会 副委員長（元赤磐市役所職員） 津田 真臣

1 はじめに

西日本豪雨当時、私は赤磐市役所で任期付職員として働いていました。当時、赤磐市役所には、山田敏之先生（現在、広島弁護士会）も勤務されていました。その後、堤大地先生（現在、広島弁護士会）、嶋崎禎紀先生（現在、第二東京弁護士会）も勤務され、現在は、信剛志先生が勤務されています。

7月5日から、赤磐市に大雨洪水警報が発令されることとなり、防災担当課の職員は市役所に緊急招集されて災害対応の指揮を執り、防災対策班に所属する職員（任期付職員等を除く大半の職員）も、3交代制で災害対応に当たることとなり、避難所の開設・運営や、道路陥没等への対応を、昼夜を問わず行いました。赤磐市内においても道路陥没や斜面の崩落が複数発生したほか、赤磐市内を流れる砂川が氾濫するおそれも極めて高い状況となり、実際に、赤磐市から10kmも離れていない岡山市東区平島で堤防が破堤し、2000棟を超える建物が浸水するといった被害が生じました。

西日本豪雨は、多くの被害をもたらしましたが、岡山県内では、特に倉敷市等の被害が深刻でした。そのため、他の自治体は、被害が特に深刻であった自治体に職員を派遣し、業務の支援を行うこととなりました。このような協力のスキームは、西日本豪雨発生前から設けられていたものであり、赤磐市からは、岡山県からの要請による避難所運営支援、岡山県下消防相互応援協定、保健師派遣、日本水道協会からの派遣要請といった複数のルートにより、職員が倉敷市に派遣されることになりました。私のような一般の職員は主に避難所運営支援に従事しましたが、環境部署の職員がパッカー車（いわゆるゴミ収集車）を用いて災害ごみの回収を行うなど、様々な部署の職員が、専門性を活かして支援活動を行いました。避難所支援に直接携わる以外にも、物資の融通、派遣職員の取りまとめ等、市役所内のかなりの人員が、協力業務に携わりました。

この活動は、西日本豪雨発生直後の7月9日から

10月31日まで継続され、赤磐市から倉敷市へは、延べ438人が派遣されました。

2 活動内容

(1) 吉備路クリーンセンターでの業務

ア 8月2日の派遣

私は、8月2日午後8時半から8月3日午前8時半にかけて、吉備路クリーンセンター（倉敷市真備町箭田481）に派遣されました。

吉備路クリーンセンターは、ごみ処理施設として設置された施設であり、西日本豪雨発生前は、避難所として指定されてはいませんでした。しかし、多くの方が避難されたことから、臨時避難所として指定されました。8月2日時点では、災害発生から1か月近く経過していましたが、150人以上の方が生活していました。

私のように他の市町村から派遣された職員は、作業着を着用し、「岡山県」と書いたビブスをつけ、倉敷市の職員の指示に従いながら、作業を行いました。夜間の業務でしたので、冷蔵庫、冷凍庫への飲料水や氷の補充、避難者同士のトラブル（生活音が原因のもの等）への対応、支援物資の搬入、ごみ捨てといった作業を行いました。

避難所の食事については、深夜に、コンビニエンスストアから支援物資が大量に届き、それらを決まった時刻に配布し、一定時間が経過すると廃棄する、といったものでした。いわゆるコンビニ弁当や菓子パン類が大半であり、炭水化物中心で野菜類が不足していることは素人目にも明らかでした。果物等の生鮮食料品は、食中毒防止の観点から差し入れ等もお断りすることとなっていたようであり、栄養バランスの問題は、避難所生活が長期化するにつれ、深刻になっているようでした。

後で調べたところ、国や自治体においても、栄養士による栄養指導や栄養バランスに配慮し

た弁当の要請等、対応を行っていたとのことでした。

イ 9月12日の派遣

9月12日にも、午前8時半から午後8時半にかけて、吉備路クリーンセンターに派遣されました。災害発生から2か月以上経過していた上、避難所で生活されている方の中には、日中は仕事や自宅の片づけ等で避難所を離れている方が多くいたため、吉備路クリーンセンター内は、前回の派遣時よりも避難者の方が相当少なくなっていました。

私の業務としては、今回は日中の業務でしたので、支援物資の配布や、支援物資倉庫から避難所への支援物資の運搬等が主なものでした。

全国から大量の支援物資が届いたおかげで、吉備路クリーンセンターにも大量の飲料水等が確保できました。自宅の片づけをされている方が、作業に来てくれたボランティアの方々にペットボトル飲料を配りたいと申し出てこられたとき、吉備路クリーンセンターの入り口にはペットボトル飲料の段ボールが何十箱も積みあがっていたことから、段ボール1箱分を渡すことができました。

災害時に限らず、人の生存に必要な物資が届けられることは本当に大切であると、昨今の紛争等のニュースを見聞きするたびに強く感じます。

(2) 菌小学校での業務

9月28日に、午前8時半から午後8時半にかけて、菌小学校（岡山県倉敷市真備町市場4338）に派遣されました。

災害発生から2か月半以上経過していましたが、小学校の体育館内には、多くの方が、パーティションで区切られた段ボールベッドで生活していました。9月下旬でまだ暑い日が続いていましたが、搬入されたクーラーが稼働しており、体育館内は一定の温度に保たれていました。

私の業務としては、菌小学校から倉敷市真備支所に移動し、全国からの支援物資の仕分け、市民の方への配布作業に従事しました。主には、倉庫内で支援物資の衣服をサイズ別に分類し、配布場所へ持っていく、といった作業でした。

このとき、真備支所に隣接する真備保健福祉会館では、弁護士会の無料相談が行われており、多

くの相談者が利用されていました。

3 まとめ

私は、西日本豪雨当時、赤磐市役所職員として勤務していましたので、避難所での業務に携わることになりました。この経験は、弁護士業務上も有益なものとなりました。

また、避難所においては、避難所運営の職員は被災者支援制度の全体像を必ずしも把握できていませんし、避難者の方同士のトラブルも発生することがあります。そのような被災者支援又は紛争解決等々において、弁護士会の法律相談は非常に有効であると感じました。

岡山弁護士会会長声明からみる 被災者支援制度の課題

1 岡山弁護士会では、平成30年7月豪雨災害において、法律相談などで知った被災者の声などを基に10本の会長声明（会長談話と要望書を含む。令和5年10月現在）を発出してきました。

本稿では、10本の会長声明で求めた被災者支援制度の改善点のうち実現していない点を紹介します。今後の災害において支援をされる際には、これらの点が課題として残っており被災者支援活動の障害になりうることを知っておいていただければ、先回りをして国や自治体に制度改善を求めることも可能になるのではないかと考えます。また各会長声明について災害からの時期も記載していますので、災害からの期間と問題となってくる点についての参考にもなると考えます。

なお、これらの会長声明全文については、本記録集の巻末にまとめて掲載されていますので、そちらをお読みいただければ幸いです。

2 災害から約10カ月が経過した令和元年5月20日に発出した「被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める会長声明」のうち、①半壊家屋、一部損壊家屋も支援対象とすることについては、半壊家屋のうち損壊率が30%以上から40%未満について「中規模半壊」家屋として被災者生活再建支援金が支給されるようになりました。しかし、30%未満の半壊や一部損壊には被災者生活再建支援金が支給されないため、さらなる支給対象の拡大を国に求めます。

また、同会長声明で求めた生業に必要不可欠な事業用資産に被害を受けた場合も支援対象とすること、支援金額を大幅に増額すること、や国による支援金の補助の割合を大幅に増加することについても改善がなされていないので合わせて改善を求めます。

3 令和元年6月27日に発出した「平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたっての会長声明」のうち、申請主義を採っている被災者支援制度につい

環境保全・災害対策委員会 前委員長 大山 知康

て職権による被災者支援制度利用を可能とする法改正がなされていません。しかし、国の防災基本計画に災害ケースマネジメントが組み込まれたことから申請を待ってからの支援では災害ケースマネジメントは実施できないので、申請主義についての制度改善も期待ができます。

同会長声明で求めた災害時に個人情報をも民間支援団体と共有するための条例改正についても全国的に見れば改善している条例もあるかもしれませんが、少なくとも岡山県内でこの点の改善を条例で行った情報を目にしていません。災害時には様々な工夫をして自治体と支援団体とで被災者の被災に関する個人情報を共有する取り組みが行われていますが、平時から条例で準備しておくことが情報共有からの迅速な支援につながるため災害時に個人情報を民間支援団体と共有するための条例改正を全国で行っていただきたいです。

4 災害から約1年2カ月経過した令和元年9月24日に発出した「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」のうち被災者に対する住宅支援政策の柔軟化については改善がなされていません。



平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明記者会見

私の印象では、最近の豪雨災害では、コロナ禍の影響もあり、避難所に避難者が集まりにくい状況が続いたため、避難所が短期間で閉鎖され、仮

設住宅についても公営住宅の空き物件を転用する程度に留まり、建設型仮設住宅や借り上げ型仮設住宅が用意されない災害が増えている印象です。柔軟化の前提となる住宅支援の基本である避難所→仮設住宅→災害公営住宅という流れをまずは実施していただくお願いをする必要がある状況になってしまっており、同会長声明を発出した時期より状況が後退しているように感じています。

同会長声明では、平成30年7月豪雨災害には、倉敷市などが行った住宅建設にかかる利子補給金と同様の住宅建設にかかる利子補給金制度の創設を国に求めましたがまだ実現していないので、利子補給金制度の創設を求めます。

- 5 令和2年7月10日に発出した「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」のうち、避難所の個室の確保については、熱海市伊豆山土石流災害において地域の特性を生かした熱海市におけるホテルや旅館の借り上げ避難所や、コロナ禍の避難所でのテント設置など改善の流れはありますが、全国一律に実施されているところまでは至っていないので全国的に避難所の個室の確保が普及することを願います。

同会長声明で求めた被災者生活再建支援金の国内全ての災害における支給についても実現されていません。本年（令和5年）の全国各地で頻発した豪雨災害においても、被災生活再建支援金の支給の対象となる災害とならない災害があり、不平等な状況が発生しています。



平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての
会長声明記者会見

- 6 令和4年7月19日に発出した「平成30年7月豪雨から4年を迎えての会長声明」のうち、避難行

動要支援者個別避難計画の作成について取組みが加速している状況ではないと考えます。この点については、国や都道府県でも避難行動要支援者個別避難計画の作成について推進する活動はされていますが、この実現には市町村だけでなく、各地域住民の協力が必要となるので、非常に負担の重い課題であると考えます。しかし、命に直結してくる課題ですので、弁護士会としても自治体や各地域と協力して避難行動要支援者個別避難計画の作成の推進に協力できればと考えています。

- 7 災害から4年3カ月が経過した令和4年10月24日に発出した「被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明」のうち、国に対し自治体が建物の再建等の事実を確認できた場合には、申請なく加算支援金が支給できるよう制度を改正すること、及びこのような制度に改正されるまでの間、基礎支援金の申請と建物の再建が確認できた場合には加算支援金の申請があったものとみなす「みなし申請」の運用を直ちに開始することという点が実現されていません。これは本稿の第3項で指摘した「被災者支援制度について職権による被災者支援制度利用を可能とする法改正」の具体的な解決策を提言したもので、早急な改善を期待します。

- 8 以上、被災者支援に関する岡山弁護士会会長声明において、実現されていない点を見てきましたが、災害ケースマネジメントの推進や災害関連死の事例公表など実現した点もありますので、今後も平成30年7月豪雨災害を経験した弁護士会として、被災者支援制度について提言をしていきたいと考えています。

資料編



資料編 目次

1. 新聞記事（岡山弁護士会の活動）	53
2. 会長声明等	
西日本における豪雨災害に関する会長談話	2018年（平成30年）7月9日 64
要望書（公費解体の申請期限延長）	2019年（平成31年）3月8日 65
被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める会長声明	2019年（令和元年）5月20日 68
平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたっての会長声明	2019年（令和元年）6月27日 72
平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明	2019年（令和元年）9月24日 76
平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明	2020年（令和2年）7月10日 79
平成30年7月豪雨から3年を迎えての会長声明	2021年（令和3年）7月20日 86
平成30年7月豪雨から4年を迎えての会長声明	2022年（令和4年）7月19日 88
被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明	2022年（令和4年）10月24日 92
平成30年7月豪雨から5年を迎えての会長声明	2023年（令和5年）7月18日 94
岡山県内における罹災証明書申請の際に被災住家の写真の提出を求める取扱いの是正を求める会長声明	2023年（令和5年）11月13日 98
3. 岡山弁護士会ニュース	
岡山弁護士会ニュース 第1号	2018年（平成30年）7月9日 101
岡山弁護士会ニュース 第2号	2018年（平成30年）7月23日 102
岡山弁護士会ニュース 第3号	2018年（平成30年）9月4日 103
岡山弁護士会ニュース 第4号	2018年（平成30年）12月18日 105
4. 被災地写真集（撮影：荒木裕之）	106

新聞記事（岡山弁護士会の活動）

西日本豪雨による被災者を対象に岡山弁護士会は26日、倉敷市玉島支所（同市玉島阿賀

ローンや公的支援助言 弁護士会 玉島で無料相談会



法律相談で熱心にアドバイスを聞く被災者

真備町尾崎の自宅が2階まで浸水したという女性(51)は、住宅ローンが20年以上残っており「リフォームしても住みたい。減免措置があることがわかり、少し安心した」と話していた。倉敷市と岡山弁護士会が2017年3月に大規模災害時の法律相談業務に関する協定を結んでおり、今回初めて開いた。今後、避難所などでも計画している。

同弁護士会は、電話による無料の災害法律相談(正午〜午後4時、0120-8888-769)も9月30日まで設けている。

(右谷圭)

山陽新聞 2018年7月31日 倉敷総社版 24ページ

豪雨災害 民事トラブル解決へ 岡山弁護士会 きょうから受け付け

岡山弁護士会は10日、西日本豪雨に伴って生じた民事トラブルに対応する災害ADR(裁判外紛争解決手続き)の受け付けを始め、関係する当事者の言い分を聞き、3回以内の話し合いで解決を目指す。

運営委員会副委員長は「民事トラブルが解決すると、被災者のストレス軽減にもつながるので利用してほしい」と話している。問い合わせは同弁護士会(086-2231-4401)。(柏谷和宏)

ADRは裁判所を介さずに行われる和解手続き。相手が承諾すると手続きが始まる。災害ADRでは申し立てや開催の手数料が無料となり、和解が成立した際の手数料は通常の半額に減額される。2011年の東日本大震災と16年の熊本地震の際も活用された。

災害で壊れた借家を巡る大家とのトラブルをはじめ、隣の土地からの土砂流入、被災を

山陽新聞 2018年8月10日 朝刊 30ページ

西日本豪雨のような大規模災害で被災して資金繰りが行き詰まった際、住宅ローンなどの減免が受けられる制度がある。被災ローン減免制度（自然災害債務整理ガイドライン）だ。通常の債務整理よりも手元に残せる財産が多く、金融機関のブラックリストにも登録されないのがメリット。制度利用を手助けする岡山弁護士会は「新たな生活を始めるとき、災害前からのローンの支払いは重い

西日本豪雨

負担になる。まずは相談して」と呼び掛けている。

同制度では、500万円までの預貯金のほか、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、義援金などを手元に残し、災害前からのローンの減額や免除を受けられる。ブラックリストに登録されず、新たにクレジットカードの利用申し込みもできる。

不動産だけでなく、車のローンや個人事業主の事業に関するローンにも適用可能。自宅を残したい場合

被災ローン減免相談を

は不動産評価額と同額を支払う必要があるが、最長で5年間猶予される。

手続きは、最も多額のローンを借りている金融機関に申し出をすることで始まり、金融機関の同意を得て簡易裁判所の特定調停により債務整理が成立する。弁護士ら登録支援専門家が無償で手続きをサポートする。

同制度は2016年4月に設けられ、

岡山弁護士会呼び掛け

直後に発生した熊本地震では、これまでに700件を超える申し込みがあった。岡山弁護士会によると、西日本豪雨後に同会に寄せられた相談約350件のうち、3割以上がローンに関する相談といい、森智幸副会長は「二重ローンへの不安の声は多く、制度のニーズは高い。申し出先の金融機関にも周知を図っていきたい」と話している。問い合わせは同弁護士会（086-223-4401）。

（柏谷和宏）

山陽新聞 2018年8月15日 夕刊 3ページ

保険申請や融資助言

被災者対象に
弁護士会と市
東区で相談会

岡山弁護士会と岡山には無料法律相談市は20日、両者で結んだ。東区役所（東区西大寺南）で初めて開いた。協定に基づき、西日本豪雨の被災者を対象とした。同会所属の弁護士や



被災者（手前）の相談に応じる
弁護士（左）ら

日本技術士会中国本部（広島市）の技術士ら7人が対応。被災者から「所有地の土砂が近隣の施設へ流れ込んだ。どう対応すればいいか」といった相談をした。（木村俊雄）

はじめ、保険金の申請方法や住宅の修復に使える融資制度に関する質問があり、資料を見せながら対処法などを助言していた。

同東平島の自宅が床上浸水したパート男性（68）は「契約していた火災保険の対象になるが、保険会社の提示額が適切かどうか約款をよく確認するようアドバイスを受けた。交渉時の参考にした」と話していた。

協定は市内で災害が発生した際、市から要請を受けた同会が弁護士を派遣することなどを盛り込んだ内容で、2017年2月に締結した。（木村俊雄）

山陽新聞 2018年8月21日 岡山版 24ページ

公費解体

申請期限延長を

岡山弁護士会 県などに要望書

西日本豪雨で被災した家屋を自治体が所有者に代わって解体・撤去する「公費解体」を巡り、岡山弁護士会（安田寛会長）は8日、申請期限の延長などを求める要望書を、県と申請を受けている岡山、倉敷市、矢掛町など県内13市町に送付した。

同弁護士会によると、公費解体の申請期限は2月末現在、甚大な被害を受けた倉敷市が6月28日まで、残る自治体の多くが3月末までとなっている。要望書では、申請期限が迫る中で「解体・撤去費用が自己負担となることを回避したい心理から、修繕可能かどうか慎重に判断する前に駆け込みで申請するケースが少なからず存在する」と訴えている。

二重ローン問題対策として、ある程度の財産を残しつつ災害前の住宅ローンなどの減免が受けられる「自然災害債務整理ガイドライ

ン」の利用申請189件のうち、2月末時点で、被災者が十分に検討できるような申請期限の柔軟な延長と、延長が決定した場合の早期公表を求めている。

（三宅信行）

山陽新聞 2019年3月9日 朝刊 29ページ

ローン関連最多33・4%

昨年10月まで法律相談

西日本豪雨

日弁連は、西日本豪雨の被災者から昨年10月末までに寄せられた法律相談の内訳をまとめた。岡山弁護士会には1171件の相談があり、住宅や車などのローン関連が最多の436件（33・4%）に上った。仮設住宅への入居といった環境の変化から生活トラブルに関する相談も目立った。

ローンに関する相談は、広範囲な浸水被害に見舞われた真備町地区を含む倉敷市で特に割合が高く、全相談の4割を超えた。大半は、住宅再建などのため既存の借金に新たな借り入れが加わる「二重ローン」の問題で、被災前の借金が減額か免除される「被災ローン減免制度」についての質問が多かったという。

ほか、土砂の流入による近隣住民との間に生じた問題（14・5%）、住宅関連の公的支援制度（12・9%）など。仮設住宅を巡っては、隣人とのトラブルや別の仮設住宅に転居できるかどうかといった相談があっ

た。

分析に当たった鈴木秀昌弁護士（第二東京弁護士会）は「被災者の生活上の悩みは今後さらに多様化していく。適切な情報提供に努めたい」と話した。

法律相談は6月29日までの正午～午後4時、専用電話（0120-888-769）で、無料で受け付けている。（太田孝一）

山陽新聞 2019年3月25日 朝刊 25ページ

ローン減免適用

自宅全壊
真備の女性

被災3県で初

岡山弁護士会は5日、西日本豪雨で自宅が全壊した倉敷市真備町地区の女性(46)が利用を申請していた「被災ローン減免制度」の適用が決まったと発表した。自然災害の被災者が以前からのローンの減免を受けられる制度で、金融機関との間の特定調停が岡山簡裁で3月6日付で成立。女性はローン残高の47%が免除される。豪雨被害が大きかった岡山、広島、愛媛県で最初のケースという。

女性は築約4年の自宅(平屋)が床上2メートルまで浸水。約1千万円の住宅ローンが残っており、昨年8月、

金融機関に減免制度の利用を申請し、弁護士のサポートを受けながら調停成立にこぎ着けた。

調停は土地・建物の評価額約530万円を8年間の分割で支払い、完了時に残額の約470万円が免除される内容。義援金など約200万円の資金は手元に残る。

女性は今月中に自宅のリフォームが完了し、みなし仮設住宅を退去する予定。5日に岡山市内で記者会見し「制度がなければ生活に困ることが目に見えていた。生まれ育った真備町に戻ることができてうれし

い」と語った。

同弁護士会によると、豪雨に伴う岡山県内の制度の利用申請は3月末現在で189件(うち38件は取り下げ)。詳細は公表していないが、女性の他に1件で調停が成立したという。

減免制度に関する問い合わせは、岡山弁護士会(0

86-223-4401)
か電話相談のフリーダイヤル(0120-888876
9)で受け付けている。
(太田孝一)

山陽新聞 2019年4月6日 朝刊 30ページ

生活再建支援金
申請期間延長を
岡山弁護士会
会長声明発表

岡山弁護士会は20日、西日本豪雨の被災者を対象にした「被災者生活再建支援金」の申請期間の延長などを

求める会長声明を発表した。

支援金は、被害程度に応じて最大100万円の「基礎支援金」、新築や補修といった再建方法に応じて最大200万円の「加算支援金」がある。声明では、基礎支援金の申請期限が8月7日に迫っていることを踏まえ「住宅再建のめどが立つまでに相当長期間かかる」として、県に対して申請期間をできる限り延長するよう求めた。

半壊・一部損壊の住宅も支援対象として加

山陽新聞 2019年5月22日 朝刊 29ページ

えることや、支給金額な支援が全ての人に行き届くよう、抜本的な改善を求めたい」と述べた。

小林裕彦会長は「必要

声明は安倍晋三首相や関係国会議員、県などに送付した。
(太田孝一)

個別支援計画 求め会長声明 岡山弁護士会 西日本豪雨から1年

を迎えるのを前に、岡山弁護士会（小林裕彦会長）は27日、被災者の個人情報や自治体と民間支援団体が共有し、個別事情に応じて支援する仕組み作りなどを求める会長声明を発表し、安倍晋三首相や関係国会議員、県などに送付した。

声明は、個人情報保護条例の改正により、自治体を持つ個人情報を災害時は本人の同意を得ずに民間支援団体と共有できるようにする必要があると指摘。これを前提に「一人一人の実情に応じた個別の支援計画を作成し、継続的に支援する『災害ケースマネジメント』の取り組みを制度化すべきだ」としている。（三宅信行）

山陽新聞 2019年6月28日 朝刊 29ページ

豪雨被災者の 住宅支援充実を 岡山弁護士会 会長声明発表

岡山弁護士会（小林裕彦会長）は24日、西日本豪雨の被災者が暮らす「仮設住宅」の入居期限延長など住宅支援の充実を求める会長声明を発表し、安倍晋三首相、関係国会議員、県内自治体などに送付した。

声明では、仮設住宅で暮らす県内の被災者が今も約2500世帯に上り、住宅再建のめどが立たない人も多い現状に触れ、原則2年とする入居期限の早期延長を要求。倉敷市が真備町地区で計90戸の建設を予定している「災害公営住宅」

についても、ニーズ調査し、必要十分な戸数を建設するよう求めた。

住宅再建のため金融機関から融資を受けた被災者に利子を補助する「利子補給制度」が県内の一部自治体でしか導入されていないことにも言及し、全市町村での制度創設も要望した。

会見で小林会長は「被災者の生活に関わる切実な問題に対し、きめ細かく対応するよう訴えていきたい」と述べた。（安部晃将）

山陽新聞 2019年9月25日 朝刊 31ページ

被災者支援きめ細かく

岡山で シンポ 官民協働 必要性訴え

西日本豪雨

西日本豪雨で被災した人たちの支援の在り方を考えるシンポジウム（岡山弁護士会主催）が26日、岡山市内で開かれた。災害関連法（日弁連災害復興支援法）を訴えた。

津久井弁護士は、自然災害で住宅が被災した世帯に最大300万円を支給する「被災者委員」と田健太郎（生活再建支援制度）について、被害程度が半



西日本豪雨被災者の支援の在り方について考えたシンポジウム

が既存制度を見直し、壊や一部損壊だと支援対象から外れる規定を問題視。全国で自然災害が相次ぐ中、対象拡大を求める声が多く聞かれている。岡山県内でも被害が相次ぐ中、対象拡大を求める声が多く聞かれている。岡山県内でも被害が相次ぐ中、対象拡大を求める声が多く聞かれている。

費用は多大だ。被災者のケアなど必要な対応を切り捨てるのでは、いかに救うかという発想で制度設計をすべきだ」と指摘した。

田健太郎は自治体、弁護士、司法書士、社会福祉士ら専門家が連携し、一人一人の事情に合わせた支援を展開する「災害ケースマネジメント」の重要性を強調。就労支援や心

山陽新聞 2020年1月27日 朝刊 21ページ

西日本豪雨 「一歩、また一歩」 災害から復興へ

「災害関連死」という言葉が浸透していった。利用できた。自分の場合はまだま

1995年の阪神・淡路大震災から、災害による直接死に加え、関連死も連発している。2018年7月の西日本豪雨で被災した倉敷市員田町地区の自営業佐藤功一さん（41）は、不審な口にする。

佐藤さんの場合は、祖母の死亡届を市役所の支所に提出した時、対応した職員が被災後にストレスや特病の悪化で亡くなる関連死の救

度案内していない。佐藤さんは職員に教えてもらったが、倉敷市の担当者は「市全体で統一しているわけではない」と言。他の自治体を含め「連発から相談があれば応じる」というのが基本スタンス（1）。

担当者は「職員は関連死を判断できない。案内して連発に不確かな希望を与え、認定されなかったら責められる恐れもある」と明かす。ホームページ（HP）などを使った広報をみても、災害関連死に関する取組に温度差がある。



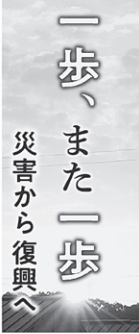
西日本豪雨の被災者で滞雑する倉敷市役所のコピー。岡山県内の自治体には、災害関連死の制度について、丁寧に周知していくことが求められている。2018年7月10日（本文と写真は関係ありません）

2016年の熊本地震で関連死が多発した熊本県では、多くの連発が電去設置者の入居手続をめぐり、被災者と接する機会を捉

第2部 命の線引き ② 関連死の周知

丁寧さ欠き 浸透不十分

西日本豪雨



被災者一人一人の被災状況に合わせた支援する災害ケースマネジメントの実践

行政と弁護士などの連携は進んだが、行政の被災者支援のプロセスに弁護士が組み込まれたとまでは言えない状況にある。見守り支援を行う倉敷市真備支え合いセンターが「重ローンなどの法律問題を把握した際は個別に相談があったが、被災者のニーズに応じた支援の中身を検討することが可能となる。」

2018年の西日本豪雨では、弁護士と行政が事前に災害協定を締結していたので、倉敷市や総社市などでスムーズに無料の法律相談会を開催できた。被害が甚大だった倉敷市真備町地区では現在も毎月開いており、支援制度の情報提供などを行う自治体業務の補完的な役割を果たしている。その思いから、昨年9月

終章 識者に聞く 伴走型支援 定着の鍵

不可欠な専門家の視点



被災者の課題について支援策を協議する倉敷市真備支え合いセンターや民間団体のスタッフら。一人一人に寄り添うには官民の連携が欠かせない。昨年11月、倉敷市（今中雄樹撮影）

このような専門家は岡山県内では既に、各自自治体が進める高齢者や障害者の虐待防止事業に関わっている。こうした取り組みは全国的にも進んでおり、災害ケースマネジメントにも応用して実践していけば良いのではないかと考える。さらに、災害ケースマネジメントに加わることを想定して民間団体同士で事前につながりをつくらなければならない。行政と民間団体の連携を進めておく必要がある。（構成・三宅信行）

③ 官民連携 岡山弁護士会環境保全・災害対策委員長 大山 知康氏



おおよま・ともやす 2006年弁護士登録。岡山弁護士会副会長などを歴任し、17年4月から現職。中国地方弁護士会連合会災害復興支援委員長、日弁連災害復興支援委員会幹事を務め、西日本豪雨の復興支援に取り組み公益財団法人「みんなをでつくる財団おかもよま（岡山市）の代表理事でもある。ゆずりは新見法律事務所代表弁護士。青山学院大国際政治経済学部卒。玉野市出身、43歳。

に新見市で起きた局地的豪雨では、被災者の見守りをする市災害支え合いセンターのケース会議に私も参加させてもらった。事前の聞き取り調査票にも権利関係の項目を加えてもらい、弁護士として意見を述べることもできた。聞き取り調査にも同行できていたら、より深く課題を探ることができたのではないかと考えている。

福祉的な視点は、被災者支援の中心になる重要なものだが、それだけでは気が付くことができない課題や解決策もある。弁護士だけでなく司法書士や建築士、税理士といったさまざまな民間の専門家団体も災害ケースマネジメントのプロセスに参加してもらって、総合的な支援を展開しなければ被災者の生活再建は進まない。

ご意見、ご感想、体験談などをお寄せください。〒700-8534、山陽新聞社「豪雨災害」取材班。ファクス086-803-8125、メールgouu@sanyonews.jp

山陽新聞 2020年6月14日 朝刊 30ページ

豪雨被災者の住宅確保求める 岡山弁護士会長声明

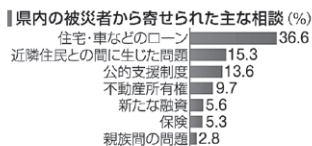
岡山弁護士会（猪木健二会長は10日、仮設住宅で暮らす西日本豪雨被災者の住居確保などを求める会長声明を発表し、国や県、県内自治体などに送付した。声明では、倉敷市が同市真備町地区に新設する災害公営住宅（91戸）の入居の抽選に外れた世帯も、地区に戻るよう建設数の増加を要求。被災後の体調悪化による「災害関連死」を判定する審査会の内容や過程の公表も求めた。

記者会見で猪木会長は「被災者に寄り添い、一人も取り残すことのないよう支援していきたい」と話した。（福本尚純）

山陽新聞 2020年7月11日 朝刊 29ページ

豪雨被災者の法律相談

ローン関連3分の1



岡山弁護士会では電話と面談で延べ1627件の相談を受け、ローン関連は全体の36・6%に上り、うち6割が住宅ローンだった。被災者の借入に、建

岡山弁護士会は16日、倉敷市真備町前田の市真備保健福祉会館で、西日本豪雨の被災者を対象にした無料の法律相談会を開く。午後1時～5時で予約不要。

真備で16日無料相談会

住宅の再建に伴う「二重ローン」やリフォーム業者とのトラブル、被災後に体調悪化で起こる「災害関連死」の認定申請といったさまざまな相談に弁護士が応じる。問い合わせは同会（086-223-4401）。

岡山弁護士会は、2018年7月の西日本豪雨の後、昨年9月までに県内の被災者から寄せられた法律相談の内訳をまとめた。倉敷市真備町地区を中心に大規模な浸水被害を受けた影響で、住宅や車などのローン関連が全体の3分の1超を占めた一方、時間の経過とともに課題や悩みが変化していく状況もうかがえた。豪雨は発生から年余り、被災者のニーズを捉えたきめ細かい支援が求められると、（三宅信行）

岡山弁護士会分析

同じく豪雨で被災した広島県の広島弁護士会、中国地方弁護士会連合会と共に、第二東京弁護士会の鈴木秀昌弁護士が協力した。水害に關して長期間にわたる法律相談を分析するのは全国でも初めてという。岡山弁護士会では電話と面談で延べ1627件の相談を受け、ローン関連は全体の36・6%に上り、うち6割が住宅ローンだった。被災者の借入に、建

時間経過で悩み変化も

相談内容を被災直後の18年7月9月と1年後の19年7月9月と比較すると、10で替え、修繕のための新たな借入れが加わる「二重ローン」に関する相談が多かった。

他は、隣の土地から土砂が流入したことなどによる近隣住民との間に生じた問題（15・3%）、罹災証明書や公費解体といった公的支援制度（13・6%）など。

地域別では、広島県がほぼ全県から相談があったのに対し、岡山県では倉敷市が全体の7割と突出していた。

岡山弁護士会では、被災者のニーズを捉えたきめ細かい支援が求められると、（三宅信行）

西日本豪雨きょう2年半

2018年7月の西日本豪雨を教訓に、岡山県内の弁護士や建築士といった「土業」の専門家が集い、被災者の支援に当たる新たなネットワークを立ち上げる。被災者が抱えるそれぞれの課題に「その道のプロ」が対応することで、より効率的に生活再建を進められるようにするのが目的。同様の取り組みは中国地方では広島県に次いで2例目という。（三宅信行） = 1面関連

弁護士、建築士、社会福祉士…

西日本豪雨では、住宅再建の中心となっていた。一福祉士だけでなく、法律や建築など幅広い分野に對するトータル、税金の節納、心身の不調といった専門的な支援を要する問題も多く受ける中で、こんなニーズの被災者が直間し、被災から2年半が経過した今も苦しみを抱えているケースが少なくない。

被災者支援を巡っては、全国の被災地でも新たな課題に対応した支援を提供する災害ケースマネジメントの導入が広がっている。岡山県内では現在、行政を主とする関係者から組織の仕組みや実践上の課題について、アドバイスを受け、早ければ11月にも正式に

岡山県内「土業」連絡協発足へ



岡山県内「土業」連絡協発足へ

岡山県内「土業」連絡協発足へ

岡山県内「土業」連絡協発足へ

生活再建プロ集団支援

災害ケースマネジメント 行政や民間団体が支援する備から積極的に被災者にアプローチして、ことごとく最上の悩みに寄り添い、困りごとの実情に応じて支援計画をこまめに進め、2019年の東日本大震災で一部自治体や民間団体が導入した際、全国に被災地が広がり、18年の西日本豪雨で被害を受けた倉敷、総社市もこの手法で支援したという。

災害関連死事例公表増を

豪雨
3年 岡山弁護士会が声明

2018年7月に発生した西日本豪雨から3年を迎えたのを受け、岡山弁護士会（則武透会長）は20日、声明を発表した。避難生活のストレスや体調悪化などによる「災害関連死」について、再発を防ぐ教訓を得るため事例の公表を増やすよう国に求めている。声明では「災害関連死の事例を多く集積し

ていくことが、予防に役立つ」と主張。国に対して「全国の自治体からまずは500事例を集め、分析と公開を求め」と訴えた。豪雨では岡山、広島、愛媛3県で亡くなった278人のうち、81人（岡山県34人）が関連死と認定されている。国は4月、豪雨の関連死に当たるか審査された43人（認定33人）を

含め、全国の災害で同様に審査された98人について年齢や亡くなった経緯を事例集で公表。それに対し、声明は「限定的な公開」と指摘した。

この日、則武会長らが岡山市内で会見を開き、被災者支援に取り組み大山知康弁護士が「関連死を過程が見えにくい『ブラックボックス化』してはいけない」と述べた。声明は復興庁や県選出国会議員などに送られた。

（石井聡）

山陽新聞 2021年7月21日 朝刊 32ページ

被災者の生活再建へ

士業7団体連絡協発足

岡山で設立式 一体的支援目指す

地震や豪雨が起きた際に被災者の生活再建を迅速、適切に支援するため、岡山弁護士会や県建築士会など県内の士業7団体による連携組織「県被災者支援士業連絡協議会」が14日、発足した。2018年の西日本豪雨を教訓に、被災者が抱える幅広い課題の解決を目指す。災害時にワンストップの相談会を開くほか、相互の講師派遣やメーリングリストでの情報共有、防災に関する啓発活動などを行う。



被災者支援に向け、士業7団体で発足した協議会の設立式

岡山市内で開かれた設立式には7団体の代表ら約20人が出席。会長に就任した塩飽繁樹（県建築士会会長）は「被災者の相談は多様で、それぞれの専門家が連携して対応することが重要。地域の防災力向上にも貢献したい」と述べた。

他の構成団体は、県司法書士会、県土地家屋調査士会、県不動産鑑定士協会、県社会福祉士会、日本技術士会中国本部県支部。

（大橋洋平）

山陽新聞 2022年1月15日 朝刊 25ページ

個別避難計画 作成推進を

西日本豪雨4年で

弁護士会長声明

2018年7月の西日本豪雨から4年となったのを受け、岡山弁護士会（近藤剛会長）は19日、災害時に自力避難の難しい高齢者や障害者らの避難手順をまとめた「個別避難計画」の作成推進を県

や県内市町村に求める会長声明を発表した。

声明では、甚大な浸

水被害を受けた倉敷市真備町地区では多くの高齢者らが犠牲となった一方、県内で計画を作成済みなのは2市町（浅口市、久米南町）にとどまると指摘。市町村に対して早急な作成を求めるとともに、県には人材派遣や補助

制度設立といった「市町村の計画作成に直接関与する支援」を要望している。

このほか、県内全市町村での災害廃棄物処理計画策定、復興への支障となる所有者不明土地解消に向けた相続登記の周知啓発なども求めた。

声明は同日、県と各市町村などに送付した。（大橋洋平）

山陽新聞 2022年7月20日 朝刊 26ページ

西日本豪雨

生活再建支援金

期限延長求める

岡山弁護士会長声明

岡山弁護士会（近藤剛会長）は24日、西日

本豪雨から4年余り経ても、住宅に被害のあった世帯に支給される「被災者生活再建支援金」を申請していない世帯がいるとして、行政に申請のサポートと期限延長を求める会長声明を発表した。

「金」の申請が5477世帯に上った一方、新築や賃借などで新たに住宅を得る世帯が対象の「加算支援金」は4806世帯にとどまる。

声明では「加算支援金を申請していない世帯は、方法が分からないなどの問題を抱えている可能性が高い」と指摘。同市や県、国に対し、未申請世帯の把握と支援、申請期限（来年8月4日）の1年延長などを求めている。

（石井聡）

山陽新聞 2022年10月25日 朝刊 24ページ

西日本における豪雨災害に関する会長談話

本年7月6日から8日にかけて、西日本を中心とした集中豪雨により、各地で大規模な災害が発生しました。新聞報道によれば、被害の全容はまだ判っていないものの、本日正午現在、死者は105人と多数にのぼり、安否不明者も多数おられ、今後も更に被害が拡大するおそれがあります。

岡山県も例外ではなく、特に倉敷市真備町の冠水被害は、県下において過去に例を見ないほど甚大なものになっております。

これらの災害によりお亡くなりになられた方々や、被災された方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当会においては、本日、災害対策本部を設置し、被災者支援のための情報発信として岡山弁護士会ニュースを発行するとともに、弁護士による無料の電話相談や面談相談を開始することとしました。

今後も、日本弁護士連合会や被災地を含む他の弁護士会とも情報を共有しながら、県内被災者はもとより、全国各地の被災者の支援に取り組んでまいります。

2018年（平成30年）7月9日

岡山弁護士会

会長 安田 寛

2019年（平成31年）3月8日

自治体 各位

岡山弁護士会

会長 安田 寛（公印省略）

要 望 書

1 要望の趣旨

平成30年7月豪雨の被災者が被災した家屋を解体するか修繕するかを十分に検討できるよう、公費解体の申請期限を柔軟に延長し、延長した旨を早期に公表していただくことを要望します。

2 要望の理由

平成30年7月豪雨の被災者は、現在、避難所での生活から仮設住宅などでの生活に移り、自宅の再建等に向けて動き出し始めています。

そのような中、岡山弁護士会においては、平成30年7月豪雨発生直後から災害電話無料相談や被災地での出張法律相談を行い、合計1000件を越える相談を受けておりますが、被災者から、生活再建、とりわけ被災した自宅に関する相談が数多く寄せられています。これらの相談のうち、修繕等を希望するものに対しては、当会としても、法律専門家として、公的支援の情報提供や、自然災害債務整理ガイドラインや各種貸付制度の紹介に努めていますが、被災者の中には、これらの情報を短期間で十分に理解し、利用を決断することが難しい方も多く存在します。

こうした中、被災地の各自治体を実施されている公費による家屋解体の申請期限が迫っています。

具体的には、平成31年2月末日時点で、倉敷市が同年6月末を、その他の岡

山県内の多くの自治体が同年3月末を公費解体の申請期限としており、その地域の被災者は、自宅を取り壊すかどうかという大きな決断を、災害が発生してから1年以内にしなければなりません。

そして、公費解体の申請期限が迫ってきている状況においては、被災者が解体・撤去の費用が自己負担となることを回避したい心理から、修繕可能かどうかを慎重に判断する前に、駆け込みで公費解体の申請を余儀なくされるケースが、少なからず存在するものと危惧しております。

また、いわゆる二重ローン問題（災害前の住宅のローンと、新たなローンとの二重の負担が発生することや、新たなローンが組めなくなることにより、生活の再建が困難になる問題）を未然に防ぐために災害前の被災者の債務を減額・免除する、自然災害債務整理ガイドライン手続の申込者が岡山県内には本年2月末日現在で189名います。このうち、本年2月末日時点で手続が完了して金融機関と債務の減額・免除の合意まで至った利用者はおらず、本年3月末時点では100名を越える申込者について、また、倉敷市の申請期限である本年6月末でも相当数の申込者について、手続が終了していないと予想されています。債務が減額・免除されるか分からない手続の途中では、被災者にとって公費解体の申請をすべきか判断することが困難であるだけでなく、抵当権者である金融機関にとっても、解体に同意すべきか判断することが困難です。したがって、申込者が、解体の要否について、十分に制度を理解し、検討できるだけの時間的猶予を設けることが、災害からの復興のため必要不可欠といえます。

公費解体の申請期限を延長することで、被災者には自宅を取り壊すか修繕するか熟慮する時間が得られます。その結果、一人でも多くの被災者が自宅に戻って生活できるようになるのであれば、本来必要がない公的資金の公費解体への投入を避けることや、住民の流出による地域のコミュニティーの喪失を回避することにも繋がります。また、解体工事の着工時期が来年度のものも多数見込まれている現状を考えると、延長を認めたとしても、特段、行政事務上の混乱は生じない

ものと思われます。

岡山弁護士会に寄せられる相談の多くが自宅の再建に関するものであり、平成30年7月豪雨災害において、岡山県内では水没被害が多かったため、土地、住宅の基礎部分、柱や屋根などが損壊していない住宅も多く、リフォームも重要な選択肢であることから、土地や基礎部分も損壊することが多い地震の場合と比べてもさらに公費解体するか判断が難しいケースが多いと考えます。

よって、公費解体の可否につき、被災者が十分に検討する時間的猶予を設けるため、前例にとらわれることなく公費解体の申請期限を柔軟に延長していただき、申請期限延長が決定した旨を早期に公表していただきますようお願いします。

以上

被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める 会長声明

- 1 岡山県において、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）に基づく被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給申請期間の延長（法施行令4条4項）を行うことを要請する。

また、国において、法を以下のとおり改正し、改正法を平成30年7月豪雨による被災の場合にも適用することを要望する。

- (1) 半壊家屋、一部損壊家屋も支援対象とすること（法2条2号改正）。
- (2) 生業に必要な不可欠な事業用資産に被害を受けた場合も支援対象とすること（新設）。
- (3) 支援金額を大幅に増額すること（法3条改正）。
- (4) 国による支援金の補助の割合を大幅に増加すること（法18条改正）。

なお、2011年（平成23年）7月29日に日本弁護士連合会より本声明と同趣旨の内容を含む「被災者生活再建支援法改正及び運用改善に関する意見書」が出されているが、十分な法改正等がなされているとはいえないため、平成30年7月豪雨災害の被災地弁護士会として本声明を行うものである。

2 支給申請期間の延長

法施行令4条では、基礎支援金の支給申請期間を自然災害が発生した日から13か月（同条1項）、加算支援金の支給申請期間を自然災害が発生した日から37か月（同条2項）としている。これにより、平成30年7月豪雨における倉敷市の場合は、基礎支援金については令和元年8月4日、加算支援金については、令和3年8月4日が支給申請期限となる。他方、同条4項において、都道府県による期間延長の余地があることが規定されている。平成23年の東日本大震災や、平成28年の熊本地震においては、同条項に基づき支給金の申請期間が延長されている。

内閣府の資料によれば、平成30年7月豪雨においては、岡山県内で全壊4828棟、半壊3302棟の合計8130棟の被害が生じている（平成31年1月9日現在）。また基礎支援金の申請は、岡山県全体で5782件となっている（平成31年2月28日現在）。

半壊でも解体すれば基礎支援金及び加算支援金を受け取ることができるが、半壊で解体ではなく、リフォームを決めた世帯も一定数あると思われるが、上記の被災件数と申請件数からすると2000以上の被災世帯が申請をしていない状況である。

岡山県内では、自然災害債務整理ガイドライン手続き中の被災者が148名いること（平成31年4月23日現在）、今後の復興計画の実施にも時間かかることなどから、住宅再建の目途が立つまでに相当長期間かかると考えられる上、期限が迫ることによる心理的圧迫は被災者にとって大きな負荷となる。

そこで、岡山県においては、同条4項を積極的に適用して、被災者が十分な支援を受け得るために、柔軟に、かつ、できる限り長期間にわたって支援金の支給申請期間を延長するよう、要望する。

3 被災者生活再建支援法の改正について

(1) 半壊家屋、一部損壊家屋への支援対象の拡大

法2条2号は、「全壊」（同号イ）、「解体」（同号ロ）、「長期避難」（同号ハ）、「大規模半壊」（同号ニ）を被災世帯と定め、支援金を支給している。しかし、大規模に至らない半壊や一部損壊であっても、高額な補修費用がかかるのが通常であり、支援対象を大規模半壊以上に限定する合理性は乏しい。「大規模」に至らない半壊世帯や一部損壊世帯であっても、長期間の避難生活を送らざるを得ない点では、全壊世帯、大規模半壊世帯と変わるところがない。また、岡山県内で平成30年7月豪雨によって多数発生した浸水被害においては、浸水深で損壊の程度を判断するので、大規模半壊と半壊や一部損壊とで実際の損壊状況に大差はない。そこで、同号を改正し、半壊世帯や一部損壊世帯も

「被災世帯」として支援対象に含めるよう、要望する。

(2) 生業に必要不可欠な事業用資産への支援対象の拡大

法2条2号は、支援対象を「住宅」に限っている。したがって、工場、漁船、農地、店舗建物等、個人事業者の生業にとって必要不可欠な資産に被害を受けたとしても、支援対象とはならない。しかし、生業に必要不可欠な事業用資産は、まさに被災者の生活の基盤であり、これらの再建なくして、被災者の生活再建はあり得ない。法が「生活基盤」に被害を受けた被災者の生活再建支援を目的としている（法1条）ことからすれば、住宅に限定する必要はない。そこで、法2条2号の「被災世帯」に「農業、漁業その他の産業又は商業に従事することによって生計を維持しており、当該自然災害によりその生活基盤である主たる事業用資産を喪失し又は著しい被害を受けた世帯」を加え、同条3号として「被災事業用資産」の定義規定を新設し、災害によって生業に必要不可欠な資産に被害を受けた世帯を支援対象に含めるとともに、支援金についても、事業用資産に被害を受けた世帯の状況に応じた支援基準及び支援金額を定めるよう、要望する。

(3) 基礎支援金・加算支援金の増額

法3条によれば、支援金の最高額は、基礎支援金と加算支援金を合計して300万円である。しかし、現在の支給額は、家の再建ができる金額ではなく、被災者の生活再建にとって十分な額とはいえない。そこで、支援金の支給額を最低でも500万円以上に増額するよう、要望する。

(4) 国による補助の増加

支援金の財源は、都道府県が拠出した基金を活用しつつ（法9条）、その2分の1に相当する額は国が補助するものとされている（法18条）。しかし、都道府県による基金の積立てをベースとする仕組みでは、必ずしも盤石の財

源を確保できない。東日本大震災では、国の補助割合を8割とする特別立法がなされたが、それ以外の災害では従前のまま、国の補助割合は2分の1にとどまっている。今後も平成30年7月豪雨と同様の水害の発生や南海トラフ地震など大震災の発生が予想されており、他方、被災者の生活再建における法の役割が大きくなってきていることからすれば、端的に、国の責任割合を拡大するのが相当である。そこで、法18条を改正し、国の補助割合を、8割以上とするよう、要望する。

以上

2019年（令和元年）5月20日

岡山弁護士会

会長 小林 裕彦

平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたっての会長声明

1 はじめに

まもなく、平成30年7月豪雨から1年を迎えようとしている。

2019年（令和元年）5月末時点で、なお2912戸・7572人の被災者が仮設住宅で暮らし、多くの在宅避難者も被災したままの自宅で暮らしているなど、多くの被災者はいまだ生活再建・復興の途上にある。

当会においては、被災者支援の一端を担うべく、災害発生直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施しており、被災者から1400件を超える相談を受けている。また、自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を191件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR（災害に起因する紛争の和解あっせん）も実施しており、11件の申立てを受けている。

当会は、今後も、災害無料相談、自然債務整理ガイドライン及び災害ADRを中心に、被災者支援に継続して取り組んでいく所存である。

2 被災者の個別事情を踏まえた継続的支援（災害ケースマネジメント）を行うべきこと

前述のとおり多くの被災者がいまだ生活再建、復興の途上にあるところ、経済的ないし社会的に自力再建をするのが困難な被災者ほど復興から取り残されていくことは、過去の災害からも明らかである。そして、発災からの時間が経過するにつれ、被災者一人ひとりの置かれる経済的ないし社会的環境も様々なものとなる。そのため、被災者の抱える生活再建に向けての課題も様々なものとなる。しかるに、現在の被災者の生活再建支援を目的とする制度は、住家の被害の程度や再建方法によって金額が定まる被災者生活再建支援金を中心となっている。

そこで、被災者の生活再建につき、住家の被害のみで判断するのではなく、生活基盤全体の被害状況をきめ細やかに個別把握し、一人ひとりの実情に応じ様々な支援策を組み合わせた個別の支援計画を作成し、被災者が平時の日常を取り戻すまで、金銭的援助にとどまらない人的支援も含め継続的に支援する「災害ケースマネジメント」の取り組みが提唱され、一部の自治体では既

に実行されている。

以下に詳しく述べるとおり、当会は、国及び地方自治体に対し、この災害ケースマネジメントを、今般の平成30年7月豪雨による被災者の生活再建支援にあたって広く実施するとともに、法令による災害ケースマネジメントの制度化を求める。また、そのために必要となる法令の改正として、災害時に個人情報をも民間支援団体と共有するための条例改正、及び被災者支援制度において職権による制度適用を可能とする法改正を求める。

3 被災者支援の官民連携の実施及び災害ケースマネジメントの法律等による制度化

- (1) 被災者一人ひとりの個別事情に応じた支援である災害ケースマネジメントを、継続的にかつ有効に実施するためには、被災者支援に関わる自治体・民間支援団体・個人ボランティアが個別に活動するのではなく、それぞれの持つ専門知識やノウハウを共有し、連携し一致団結して、被災者支援に取り組む必要がある。

たとえば岡山県内においても、岡山市では、NPO法人岡山NPOセンターに委託をして、災害から約2ヶ月後に、床上浸水被害以上の約1800世帯の調査を行ったり、災害から約8ヶ月後には、支援制度を利用していなかった約300世帯を訪問し、約200世帯に支援制度の申請を促したりするという災害ケースマネジメントの先進的事例も行われている。しかし、全県的に見れば、そのような取り組みは限られたものにすぎない。

そこで、岡山県内の地方自治体に対し、平成30年7月豪雨及び今後の災害時において、より積極的にNPO法人、ボランティア団体及び士業団体などの民間支援団体と連携して被災者支援を行い、継続的に災害ケースマネジメントを実施することを要望する。

- (2) 災害ケースマネジメントを円滑に行うためには、法令による制度化が望ましいところ、2016年（平成28年）に鳥取中部地震に見舞われた鳥取県は、2018年（平成30年）に「鳥取県防災と危機管理に関する基本条例」の一部を改正し、「被災者の生活復興支援体制の構築」を明文化し、災害ケースマネジメントを条例により制度化している。

国においては、これまでの各地での災害ケースマネジメントの先進的事例

を集約検討した上で、今後の災害時に、全国の被災地で、官民が連携して災害ケースマネジメントによる継続的かつ充実した被災者支援を円滑に行うことができるよう、法律による制度化を行うべきである。

また、岡山県内の地方自治体においても、災害ケースマネジメントの実施主体として、法律による制度化に先立って、早急に条例による制度化が行われるべきである。

4 災害時に個人情報を民間支援団体と共有するための条例改正

現在、被災地域を離れ、みなし仮設住宅で暮らす被災者が多く、民間支援団体は個々の被災者に支援を届けることに苦勞している。また、倉敷市では被災者見守り・相談支援事業を行い、仮設住宅の被災者の生活状況等を把握しているが、その情報は倉敷市又はその委託を受けた団体しか共有することができず、ほとんどの民間支援団体と情報共有がなされていない。災害ケースマネジメントの実現には、官民のネットワークの構築が不可欠であり、その前提として、ネットワーク内での個人情報の共有が必要となる。

そこで、災害ケースマネジメントを実現するために、災害時に個人情報を自治体と民間支援団体とで共有できる仕組み作りが必要である。具体的には、災害のために別個の個人情報保護に関する条例を制定するか、現在の個人情報保護条例を改正して、自治体が保有する被災者の個人情報について、災害時（復興期を含む）に本人同意がなくても被災者支援のために民間支援団体と共有できるようにすべきである。

現状であっても、岡山県内の多くの自治体の個人情報保護条例において、市民の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときや、実施機関が個人情報保護審査会の意見を聴いて必要と認めたときには、自治体が外部の民間団体と情報を共有することは認められている。しかし、災害時に上記例外要件に当たるか否かの判断を現場の担当者に求めることは困難であるし、民間支援団体に開示が必要になる度に、外部有識者委員を中心に組織される個人情報保護審査会を開催することは極めて難しい。さらに、災害発生からしばらく時間が経過したいわゆる復興期には、「緊急」や「やむを得ない場合」といった要件を満たさないと判断される可能性もある。

したがって、現状の規定では十分とは言いがたく、災害のために別個の個人

情報保護に関する条例を制定するか、現在の個人情報保護条例を改正して、明確に災害時（復興期も含む）において、被災者支援のために、自治体が本人の同意なくして民間支援団体と本人の個人情報を共有できる旨の規定を設けておくことが必要であると考えられる。

5 職権による被災者支援制度利用を可能とする法改正

被災者支援の制度の多くは申請主義をとっており、自治体が制度の対象となる被災者の存在を把握していても、被災者自身の申請がなければ、制度が利用できない仕組みとなっている。自治体が被災者に情報提供をして、申請を促すべきことは当然であるが、働きかけにも限界があり、支援の必要性が高いにもかかわらず支援が受けられない被災者も生じうる。「災害ケースマネジメント」の実現のためには、被災者の申請を待つのではなく自治体が積極的に支援をする必要がある。

そこで、各種被災者支援制度において、被災者が制度を利用することが可能であり、かつその必要があるのに、当該支援制度の利用申請をしない場合には、措置などにより自治体が職権で被災者の制度利用を可能とする仕組みを設ける法改正を、国に要望する。

6 最後に

当会は、平成30年7月豪雨から1年を迎えるにあたり、改めて法律家として「法は人を救うためにある」ことを心に刻み、被災者一人ひとりが真の生活再建・復興を成し遂げられるよう支援活動を行うことを誓い、それと共に、被災者支援の活動を続けている自治体及び支援団体との連携を強固にすることで、将来に向かって一人も取り残さない被災者支援活動を継続していく所存である。

以上

2019年（令和元年）6月27日

岡山弁護士会

会長 小林 裕彦

平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明

1 はじめに

当会は、平成30年7月豪雨災害の被災者に対し、発災直後から、無料電話相談、現地での無料法律相談会や県内各地の法律相談センターでの無料法律相談を実施し、1600件を超える法律相談を受けている。その中で、最も多いものが住宅に関する相談であることから、住宅支援が被災者支援の要になることは明らかである。

そこで、当会は、国及び岡山県、岡山県内の各市町村に対し、以下のとおり①住宅建設にかかる利子補給金制度の創設、②仮設住宅の供与期間の延長、③災害公営住宅の建設戸数の増加、④被災者に対する住宅支援政策の柔軟化、を要望する。

2 住宅建設・購入にかかる利子補給金制度の創設について

岡山県において、金融機関からの融資を受けて住宅の復旧を行う被災者に対し市町村が利子補給を行えるよう、県がその費用の一部を補助する「平成30年7月豪雨に係る岡山県災害復興住宅建設資金等利子補給補助制度」が創設された。これにより、各市町村において、災害時の災害復旧のための利子補給制度が創設しやすくなった。

現在のところ、倉敷市が、「住宅災害復旧等資金利子補給金」の対象を、平成30年7月豪雨で被災した住宅に代わる住宅の建設・購入にも拡大しており、また、岡山市でも同様の制度を開始する計画であると報道がなされている。しかし、岡山県内のそれ以外の市町村では、現時点で住宅建設・購入に当たっての融資に利子補給を行う制度は設けられていない。住宅建設・購入に当たっての融資に利子補給を行うことは、住宅の復旧が必要な被災者の財政的負担を軽減し、復興への支援となるものである。各市町村においては、早急に、岡山県の上記制度を活用し、金融機関からの融資を受けて住宅の復旧を行う被災者に対し市町村が利子補給を行う制度を創設されるよう要望する。

3 仮設住宅の供与期間の延長について

仮設住宅の供与期間は2年とされているところ、現在、約2500世帯が仮設住宅に入居しており、災害公営住宅は工事の着工にすら至っていない。当会

の災害無料相談にも、仮設住宅に入居しているが、まったく自宅の再建のめどが立っていない被災者から、将来の住宅に関する相談が多く寄せられている。最近では、仮設住宅の供与期間が残り1年を切ったことで、その後の住宅の不安に対する相談が増えている。

平成30年7月豪雨災害は、「特定非常災害」に指定されているので、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第8条によりみなし仮設住宅の供与期間の延長をすることが可能である。

このような状況があることから、岡山県が、仮設住宅の供与期間の延長について国との協議を始めたとの報道もあった。

したがって、岡山県に対し、仮設住宅の供与期間の延長について国との協議を継続し、早急に、仮設住宅の供与期間を延長するよう要望する。また、国に対し、被災地である岡山県からの要望を尊重し、被災者の住宅への不安を緩和するため、早急に、仮設住宅の供与期間の延長を認めるよう要望する。

加えて、岡山県に対し、仮設住宅の供与期間を延長した場合にはその旨を早期に公表するよう要望する。

4 災害公営住宅の建設戸数について

現時点で、平成30年7月豪雨で被災された約2500世帯が仮設住宅に入居されている中で、災害公営住宅の建設予定戸数が倉敷市で90戸と発表されている。

しかし、東日本大震災において、岩手県が全壊戸数の約3割、宮城県が全壊戸数の約2割の災害公営住宅を建設したことと比較すると、全壊戸数が約4600戸ある倉敷市において、90戸のみの建設（全壊戸数の約2パーセント）では少なすぎる懸念がある。

また、建設戸数の決定にあたっては、被災者の現状やニーズを丁寧に調査する必要がある。そして、被害者のニーズ調査に当たっては、東日本大震災における釜石市での調査結果によると、公的借家を望む世帯は2011年夏には13.6%と少なかったのに対し、2012年夏には43.7%、2013年冬には39.3%と変化していることから、一度のニーズ調査で判断するのではなく、継続したニーズ調査を行うべきである。

については、被災者のニーズを丁寧に調査した上で、必要十分な戸数の災害公営住宅を建設すべきである。

さらに、建設型の仮設住宅が少なく、多くの被災者がみなし仮設住宅に入居したことで地元を離れたことにより、地域のコミュニティが失われつつある現状がある。真の災害の復興には、地域のコミュニティの存在が極めて重要であるから、これらをできる限り維持するため、まとまった戸数の災害公営住宅を各コミュニティに建設すべきである。

上記の倉敷市のほか、総社市においても、災害公営住宅の建設が発表されているが、両市に対しては、以上のとおり、被災者のニーズにあった戸数の災害公営住宅を、各コミュニティのまとまりに配慮しながら建設するよう要望する。

加えて、岡山県並びに被災者の多い岡山市、高梁市、笠岡市及び矢掛町に対しても、災害公営住宅の建設を要望する。

5 被災者に対する住宅支援政策の柔軟化

現在の被災者に対する公的住宅支援政策は、避難所（又は避難先）から仮設住宅、仮設住宅から災害公営住宅の流れが原則となっている。すなわち、避難所になじめず被災直後から被災した自宅で生活していた場合や、仮設住宅に馴染めず被災したままの自宅に戻った場合など、一度自宅に戻ってしまうと、その後自宅での生活が困難となっても、仮設住宅や災害公営住宅に住むことは原則としてできない。

そこで、国に対して、一度自宅に戻っても、仮設住宅や災害公営住宅に住むことができるようにするなど、被災者の実態に即した柔軟な住宅支援ができるよう、運用の改善を要望する。

なお、現状の法制度の中で、岡山県が、倉敷市の要望に基づき倉敷市真備地区の被災世帯につき、真備地区外のみなし仮設住宅から、真備地区にある建設型仮設住宅への転居を認める柔軟な取り扱いを開始したことは、被災者の生活再建に資する画期的かつ重要な支援である。

そこで、岡山県及び岡山県内の市町村に対しては、上記の事例のように、被災者に対する住宅支援の柔軟な取り扱いをより積極的に行うよう要望する。

以上

2019年（令和元年）9月24日

岡山弁護士会

会長 小林 裕彦

平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明

1 はじめに

平成30年7月豪雨の発生から2年を迎えた。岡山県内では、2020年（令和2年）5月末時点で、1386戸・2953人の被災者が今なお仮設住宅で暮らし、多くの在宅避難者も被災したままの自宅で暮らしているなど、多くの被災者はいまだ生活再建・復興の途上にある。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、災害発生直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施し、被災者から1700件を超える相談を受けてきた。また、自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を201件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR（災害に起因する紛争の和解あっせん）も実施しており、15件の申立てを受けている。

当会は、災害時の被災者一人ひとりの「個人の尊重・自己決定権」（憲法13条）、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）、及び「法の下での平等」（憲法14条）を確保することが弁護士会及び弁護士の使命と考えており、今後も、被災者支援に継続して取り組んでいく所存である。

他方、上記の被災者支援活動を通じて、①仮設住宅に入居中の被災者のための住居の確保、②災害関連死の分析と分析結果の公表、③避難所の個室の確保、④被災者生活再建支援金の国内全ての災害における支給、以上4点が平成30年7月豪雨からの復興のみならず今後の災害にお

ける被災者支援のためにも必要であると痛感したことから、国、岡山県及び倉敷市をはじめとする関係市町村に対し、要望を行うものである。

2 仮設住宅に入居中の被災者のための住居の確保を

倉敷市においては、2020年（令和2年）5月末現在で1290世帯がいまだ仮設住宅に入居中であるところ、先日災害公営住宅の入居者募集が行われ、約170件の申込みがあったが、105戸しか災害公営住宅（新設される災害公営住宅91戸及び改修される市営住宅14戸）の整備が予定されていないため、抽選に外れる約70世帯には倉敷市が賃料の補助を行い民間賃貸住宅への入居となる見込みである旨の報道があった。災害公営住宅は真備町内の各地域に建設予定であるが、被災者が民間賃貸住宅を被災前に住んでいた地域で確保できる保証はなく、多くの被災者が被災前に住んでいた地域での生活を取り戻すことができない事態が生じることが予想される。

当会としては、被災者が真備町内で以前暮らしていた地域に戻れるように、災害公営住宅の建設数の増加を再度倉敷市に対して要望する（当会は、2019年（令和元年）9月24日付「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」を発出して、災害公営住宅の建設数の増加を求めている。）。

被災から2年が経過してもなお、上記のとおり3000人近い被災者がいまだ仮設住宅に入居中であるが、このうち、災害公営住宅に申込みをしていない多数の世帯については、自力での自宅の再建等が可能であるのかも不明である。岡山県に対して、倉敷市以外の被災者も含めた、

仮設住宅に入居中の被災者に対し、今後の住宅に関する聞き取り調査を行うことを要望するとともに、岡山県及び関係市町に対し、県と市町との協力の下、申請を待つのではなくいわゆるアウトリーチの方法で、被災者の意向が実現するように支援（自己決定権（憲法13条）の実現）し、意向が実現困難であったり、意向を決めかねていたりする被災者には、その原因を把握し解消するために、1人ひとりに必要な支援を行う災害ケースマネジメントを実施するよう、要望する。

その中で、被災者本人は意向を決めかねているが、災害公営住宅に入居することが本人の福祉に資するケースも出てくると思われるので、関係市町には、今回の災害公営住宅への申込者以外のためにも災害公営住宅の確保の必要が生じる可能性もあることを考慮して、いまだ設備等が充分とはいえない仮設住宅で暮らす被災者に対する住宅支援を進めることを要望する（健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条）の実現）。

3 災害関連死の分析と分析結果の公表を

平成30年7月豪雨災害以前から災害関連死の防止の重要性は理解され、岡山県内の自治体においても災害関連死の防止に努力していたはずであるが、現在、平成30年7月豪雨災害における岡山県内の災害関連死として28名が認定されている。

平成30年7月豪雨災害を含めたこれまでの災害において、災害関連死を審査する災害弔慰金等審査会の審査内容や審査過程が公開されていないため、災害関連死の実態を知るには、報道された事例か、数少ない公開裁判例によるしかない。多くの災害関連死の事例の内容を知るこ

とができず、これらの事例における反省を活かすことができていないことが、災害が起こる毎に多くの災害関連死が生じてしまう原因の1つであると考えます。

そこで、国は、将来の災害関連死を減らすために、災害関連死の事例を全国の地方自治体から集め、医師、弁護士、福祉の専門家など多様な分野の専門家をもって構成される調査機関を設置し、「どうすればその命を救うことができたのか」という視点から、死亡原因、死亡に至る経過、今後の課題等を個別の事例ごとに十分に分析するとともに、分析結果を匿名化して公表すべきである。このことは、被災者がどのように避難しどのように災害発生後の生活を送っていくか自己決定（憲法13条）していくことにも資する。また、分析結果を遺族が知ることができれば、被災した家族の死が災害関連死に該当する可能性があるか判断する際や、災害弔慰金の申請資料を作成する際の参考にもなる。

なお、同様の提言を日本弁護士連合会が2018年（平成30年）8月23日付「災害関連死の事例の集積、分析、公表を求める意見書」において行っているが、当会は平成30年7月豪雨の被災地の弁護士会として改めて提言する。

また、岡山県に対し、今後も発生が予想される豪雨災害における災害関連死の防止に役立つよう、平成30年7月豪雨災害に関して災害弔慰金等審査会を設置した各自治体から、災害関連死の事例を集積し、プライバシーに充分配慮した状態で、公表することを要望する。

あわせて、今後の災害において、自治体と、医療、福祉、法律等の専

門家が連携して、寄り添いボランティアなど市民活動と歩調を合わせて、災害関連死を防ぐ体制がとれるよう岡山県を中心に体制作りをするとともに、災害関連死の認定基準や災害弔慰金制度の存在を周知することで、万一の際に遺族が災害弔慰金を受け取ることができることとするよう、岡山県及び各市町村に要望する。

4 避難所に個室の確保を

当会は、平成30年7月豪雨災害の際には、真備町内の避難所となっている小学校でも無料法律相談会を開催した。新型コロナウイルスがまん延している現在から、当時の避難所を振り返ってみると避難所の状態はいわゆる「3密」といえるものといえ、健康で文化的な最低限度の生活（憲法25条）を確保できている状態とは言いがたい。

今年も、台風や大雨により避難所への避難がなされることが予想される。避難所の3密状態を避けるために、小学校の体育館などの仕切りのない一箇所に大勢を集めるのではなく、個室の多くある避難所を早急に確保するよう、災害救助法第3条に「都道府県知事又は救助実施市の長は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。」と規定されていることを根拠に、岡山県及び各市町村に対し要望する。個室を確保するためには、例えば、合宿施設を避難所に指定したり、トレーラーハウスを準備したり、民間のホテルや旅館などの宿泊施設を避難所として借り上げる協定を締結しておくことなどが考えられる。次善の策としては、テントなど隔離スペースを作ることができ

る設備を整える、ある程度の遮蔽と床からの粉じんを吸い込む量を軽減できる段ボールベッドを準備するといったことも考えられる。

5 被災者生活再建支援金を国内全ての災害において支給を

当会では、2019年（令和元年）5月20日付「被災者生活再建支援金支給申請期間延長及び被災者生活再建支援法改正を求める会長声明」において、半壊家屋及び一部損壊家屋も支援対象とすること、支援金額を大幅に増額することや国による支援金の補助の割合を大幅に増加することなどを要望しているところであるが、平成30年7月豪雨から2回目の大雨の季節を迎えるにあたって、新たに、被災者生活再建支援金を国内全ての災害において支給することを国に対して要望する。

昨年9月、岡山県新見市において、集中豪雨災害が発生し、同災害は局地激甚災害に指定されたが、新見市内において全壊した住宅が10戸に満たない等の事情により、被災者生活再建支援法の要件を満たさず、被災者に同法に基づく被災者生活再建支援金が支給されなかった。同市においては、前年の平成30年7月豪雨災害では同法に基づく被災者生活再建支援金が被災者に支給されていたために、災害の規模によって被災者に不公平が生じること（法の下での平等（憲法14条）が実現していないこと）を当会としても法律相談などの支援を行う中で痛感した。他にも被害を受けた住宅が多いか少ないか等の、自らでは左右できない事情により、被災者が被災者生活再建支援金の給付を受けられるか否かが決まるのは不合理と言わざるを得ない。

財政的にみても、被災者生活再建支援金は過去22年間での総支給額

が約4800億円（原則国庫負担は2分の1）であり，東日本大震災の10年間の復興予算約32兆円の1.5%に過ぎず，大災害に至らない災害についても支給範囲を広げることは十分可能である。

そこで，当会としては，被災者生活再建支援法を改正し，国内で発生する全ての災害において被災者生活再建支援金が支給されることとするよう，国に要望する。

6 最後に

当会は，平成30年7月豪雨の発生から2年を経て，改めて法律家として「法は人を救うためにある」ことを心に刻み，平成30年7月豪雨のみならず，現在及び将来において発生する災害にあっても，被災者一人ひとりの「個人の尊重・自己決定権」（憲法13条），「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）及び「法の下での平等」（憲法14条）を確保することが成し遂げられるよう，日本弁護士連合会，中国地方弁護士会連合会及び全国の単位弁護士会と協力して支援活動を行うことを誓い，それと共に，被災者支援の活動を続けている自治体及び支援団体との連携を強固にすることで，一人も取り残さない被災者支援活動を継続していく所存である。

以上

2020年（令和2年）7月10日

岡山弁護士会

会長 猪木健二

平成30年7月豪雨から3年を迎えての会長声明

1 はじめに

平成30年7月豪雨の発生から3年を迎えた。岡山県内では、2021年（令和3年）6月末時点で、279戸・665人の被災者が今なお仮設住宅で暮らし生活再建の途上であり、住宅再建ができ地元に戻れた被災者も元の生活やコミュニティを取り戻すべく復興の途上にある。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、発災直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施し、被災者から1700件を超える相談を受けてきた。また、自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を203件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR(災害に起因する紛争の和解あっせん)も実施しており、17件の申立を受けている。

さらに、当会は、中国地方弁護士会連合会及び広島弁護士会と共同で令和2年10月2日に「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果」の公表をした。我が国で初めての大規模な豪雨災害における法律相談データの分析結果の公表となり、豪雨災害における被災者のニーズや被災者がかかえるトラブルを明らかにすることができ、弁護士に限らず自治体や民間支援団体の今後の災害時の被災者支援の参考になるものである。

他方、上記の被災者支援活動を通じて、①仮設住宅に入居中の被災者のための住宅の確保と災害ケースマネジメントの実践、及び②災害関連死の事例をさらに公表することが、3年を迎えた岡山県内の被災地に残る課題の解決と今後の災害での人的被害を少なくするために必要であると痛感したことから、国、岡山県及び倉敷市に対し、以下の要望を行うものである。

2 仮設住宅に入居中の被災者のための住宅の確保と災害ケースマネジメントの実践

当会は、2019年（令和元年）9月24日付「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」を発出して、災害公営住宅の建設数の増加を求めた。

また、2020年（令和2年）7月10日にも「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」を発出して、被災者の住宅確保のための災害公営住宅の建設戸数が少なく入居者希望者の応募の数が募集の数を上回り、多くの被災者が住宅確保の目処がたっていないことから、災害公営住宅の建設戸数の増加を倉敷市に求めた。しかし、その後も災害公営住宅の建設戸数は増やされておらず、今なお、279戸（令和3年6月時点）の被災世帯が仮設住宅で暮らしている。

そこで、再度、災害公営住宅の建設戸数を増やすことを倉敷市に求める。

また、災害公営住宅の建設や別の方法による住宅確保には時間がかかることから、仮設住宅の入居期限の延長要件である「自己の都合によらない真にやむを得ない理由により、供与期間内に仮設住宅を退去できないこと」を柔軟に解釈して、仮設住宅から転居できない被災者の仮設住宅の入居期限の延長を認め、住宅の確保をすることを岡山県に求める。

現在、仮設住宅に入居する被災世帯のうち、住宅の再建の目処が立っている世帯もある一方、住宅再建の目処が立っていない世帯も多くいると思われる。そのような世帯に対しては被災者の抱える問題について異なる分野の専門家（例えば福祉の専門家と法律の専門家）がチームを組んで訪問相談を行い、その結果をふまえ自治体職員、社協職員や弁護士を含めた様々な分野の専門家が参加するケース会議で1人ひとりの被災者に必要な支援をオーダーメイドで作っていくこと（災害ケースマネジメント）も倉敷市に提案する。

3 災害関連死の事例をさらに公表すること

前出の2020年（令和2年）7月10日に発出した「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」において、今後の災害における災害関連死の防止に役立つよう死亡原因、死亡に至る経過、今後の課題等を個別の事例ごとに十分に分析するとともに、分析結果を匿名化して公表すべきことを国等に求めていた。

本年4月に「災害関連死事例集」が内閣府から公開されたのは大きな成果であるが、令和元年度に災害関連死として審査された事例を中心に、災害関連死と認められた事例が73事例、災害関連死と認められなかった事例が25事例の合計98事例しか公開されなかった。災害関連死は、現時点で公表済みの人数で、東日本大震災では全体で3774名、熊本地震の熊本県では218名、平成30年7月豪雨の岡山県では34名が認定されていることからしても98事例がいかに限定的な公開であるかが分かる。

災害関連死の事例を多く集積していくことが、災害関連死の予防に役立ち、災害関連死の認定においても公開されている先例が多ければ多いほど認定が地域毎にばらつきができることを防げるのであるから、国に対しては、全国の自治体から災害関連死の事例をまずは500事例を集め、分析と公開を求める。

4 おわりに

国、岡山県及び倉敷市に対し、以上の要望を行うとともに、岡山弁護士会では、被災者を誰も取り残さないことを実現するために1人ひとりの状況に応じた支援を行う災害ケースマネジメントを実現すべく、行政との連携強化のために「災害時における法律相談に関する協定」を全ての市と5町（合計20市町）と締結しているが、未締結の岡山県及び県内7町村とも早期の協定締結を目指す。

また、平成30年7月豪雨では十分に準備できていなかった土業連携を実現すべく、現在、当会は、岡山県被災者支援土業連絡協議会準備会に参加しているが、本年度中に岡山県被災者支援土業連絡協議会を発足させ、平成30年7月豪雨の被災者だけでなく、今後の災害の被災者に対しても、ワンストップで様々な専門家の支援が得られる体制を構築することを決意する。

2021年（令和3年）7月20日

岡山弁護士会
会長 則 武 透

平成30年7月豪雨から4年を迎えての会長声明

1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の発生から4年を迎えた。岡山県内では、公共施設等の復旧はほとんど終了したが、令和4年7月6日時点で、10戸・24人の被災者が今なお仮設住宅で暮らし生活再建の途上にある。また、地元で住宅再建ができた被災者は元の生活を取り戻すべく、新たな地で住宅再建をした被災者は新たな生活を作り上げるべく復興の途上にある。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、発災直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化及び被災地での出張無料相談会を実施し、被災者から約1800件の相談を受けてきた。また、当会は、平成30年7月豪雨災害における自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を207件受け、弁護士の推薦を行っている。災害ADR（災害に起因する紛争の和解あっせん）も実施しており、17件の申立を受けている。

昨年11月、当会では、災害時における自治体との連携強化のために「災害時における法律相談に関する協定」を岡山県内全ての市町村と締結した。また、当会が呼びかけ会となり本年1月に法律、福祉及び技術の分野をまたぐ7つの士業団体が参加する岡山県被災者支援士業連絡協議会を発足させた。

当会は、上記の被災者支援活動を通じて、①不動産における相続登記の未了が公費解体の妨げになるなど復興の障害になったこと、②平成30年7月豪雨災害において、高齢者等の避難における支援が必要となる方（以下「避難行動要支援者」という。）の被害が多かったこと、③公費解体を含めた災害廃棄物処理が復興の始まりとして重要であることを痛感したことから、岡山県及び岡山県内各市町村に対し、以下の要望を行うものである。

2 不動産の相続登記未了問題解消の推進

当会は、平成30年7月豪雨災害発災直後より現在まで被災地において法律相談を継続する中で、「相続登記が未了であるため公費解体ができない。」「隣の空家が災害時のままで困っている。登記をとってみたが亡くなっている方の名義のままのようで、相続された方と対応を話し合うことすらできていない。」など、相続登記が行われていないことに関する相談が多数寄せられた（詳しくは「平成30年7月豪雨 無料法律相談 相談データ集計及び分析結果」参照。<https://www.okaben.or.jp/news/2477/>)。

令和3年4月に相続登記の義務化を内容とする不動産登記法の改正が為されたが（令和6年4月1日施行）、現状では、市民に相続登記の義務化や、相続登記の重要性が周知されているとはいえない。

当会は、市民に公的情報を周知するのは自治体の責務であることから、岡山県内の自治体に対し、平時は空き家問題の解消、災害時には被災地の復興に役立つものとして、積極的に相続登記の必要性や義務化されたことを周知することを要望する。また、平成30年7月豪雨災害で被害の大きかった倉敷市や総社市に対しては、相続登記が未了であったことにより公費解体業務等に支障が出たことを全国の自治体に周知することを要望する。

3 避難行動要支援者個別避難計画の作成

平成30年7月豪雨災害において、倉敷市真備町では被災により亡くなられた方の約8割が70歳以上の高齢者となっており、亡くなられた方に占める高齢者の割合が非常に高い。これに関し、岡山県内全ての自治体が、避難に支援が必要な高齢者や障がい者を災害前に把握しておく避難行動要支援者名簿を作成していることは評価できる。

ただ、避難行動要支援者の名簿を作成しただけで、実際にどのように避難を支援するか決まっていなければ、名簿を作った意味が半減する。岡山県内では避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成を終えている市町村は、2つの市町村にとどまっており、全国の市町村でも約8%しか個別避難計画の作成を終えている市町村はない（令和4年1月消防庁調べ）。

このような状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、令和3年に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村に努力義務化された（同法第49条の14）。内閣府による令和3年度個別避難計画作成モデル事業が行われ岡山市も対象となるなど、個別避難計画の作成を推進する取り組みは見られる。

しかし、個別避難計画の作成を終えている市町村は、岡山県内では2つの市町村しかないという現状を考えると、個々の自治体の取り組みだけでは解消することのできない問題、例えばノウハウや人的資源の問題も存在するものと思われる。そこで、岡山県が中心となり、研修の実施だけにとどまらず、作成が完了した市町村のノウハウを未作成の市町村が習得できるよう、計画作成のための人材を県から市町村に派遣したり、市町村がNPO団体など外部組織の専門的かつ継続的な支援を受けられるよう補助金を設立したりするなど、市町村による個別避難計画の作成に岡山県が直接関与する支援が必要であると考え。特に、岡山県におい

ては平成30年7月豪雨災害を経験している各市町村の社会福祉協議会やNPO団体等が多く存在している強みを活かして、全国に先駆けて早急な個別避難計画の作成をすべきである。近年、全国各地で、毎年豪雨災害が発生していることを考えると、時間的な猶予はない。

当会は、岡山県内の個別避難計画作成未了の市町村に対してハザードマップ等で災害発生の可能性が高いとされる地域の個別避難計画の作成を本年度中に完了することを求め、岡山県に対して各市町村の個別避難計画の作成に直接関与する支援を要望する。

4 岡山県内の全市町村における災害廃棄物処理計画の策定

都道府県に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、災害廃棄物処理計画を策定することが義務付けられているが（同法第5条の5第2項第5号）、市町村については策定が義務付けられていない。

しかし、災害廃棄物を処理することは復興への最初の第一歩であるため、市町村は災害廃棄物処理計画を策定しておくべきと考える。一言に災害廃棄物の処理といっても、災害救助法に基づく処理や廃棄物処理法に基づく処理など様々な法令を根拠に行われており、実際に作業をする自衛隊、民間業者やボランティアの協力を得るなど連携も必要になることから、災害前から綿密な計画を立てておく必要がある。

当会は、昨年11月の中国地方弁護士大会において、「公費解体の適切な実施と災害廃棄物処理計画の策定を求めるとともに、自費での解体を行った被災者を救済する条例制定を求める決議」を提案し、採択されたところである。

平成30年7月豪雨災害前、岡山県内の多くの市町村は、災害廃棄物処理計画を策定していなかった。この豪雨の経験から災害廃棄物処理計画の必要性が理解され、現在では23の市町が災害廃棄物処理計画を策定しているが、4つの市町村（1市1町2村）においては未策定である。

当会は、災害廃棄物処理計画が未策定の4つの市町村に対し、早期の災害廃棄物処理計画の策定を要望する。また、岡山県に対しては、4つの市町村が早期に災害廃棄物処理計画の策定ができるよう支援することを要望する。

5 おわりに

上記の相続登記は弁護士、司法書士、土地家屋調査士及び不動産鑑定士など多くの士業が関わる分野であり、円滑に推進するためには自治体と士業の連携が必要となる。また、上記の個別避難計画の作成には、どこにどのように避難するの

が安全かという技術的な視点のみならず、避難行動要支援者の生活状況などを適切に把握するために福祉的な視点も必要であり、個人情報が含まれる個別避難計画についてそれを管理するためには法的な視点も必要となってくる。そこで、自治体が、相続登記の推進や個別避難計画の作成において、技術・福祉・法律の士業団体が構成される岡山県被災者支援士業連絡協議会との連携を図っていくことが重要と考える。

最後に、当会は、上記の3点を岡山県及び県内各市町村に要望するとともに、平成30年7月豪雨災害の被災者支援について倉敷市真備町での無料法律相談会を継続して行うことを中心に一人ひとりの被災状況や生活状況に応じて必要な支援を行う災害ケースマネジメントを実践し、昨年度構築できた自治体及び他の士業団体との連携体制をより一層強化することで、岡山県を災害に強く早期に災害からの復興が実現できる地域にするべく活動していくことを平成30年7月豪雨災害から4年を迎えてあらたに決意する。

2022年（令和4年）7月19日

岡山弁護士会
会長 近藤 剛

被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明

平成30年7月豪雨災害から4年が経過した。被災された方で生活を再建された方、また再建に向かって日々前進されている方、そして被災された方を日々支援されている方々に敬意を表する。

当会も、発災直後から現在まで無料法律相談会を倉敷市真備町で開催することを中心に被災者支援を行ってきた。今後も、岡山県を災害に強く早期に災害からの復興が実現できる地域にするべく活動していく所存である。

さて、被災された方の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金制度が存在しており、一定の要件を充たした場合、住宅の被害を受けた世帯を支援するための基礎支援金と新たに住宅を建設・購入や賃借、補修した場合には加算支援金が支給される。

このうち加算支援金（50万円から200万円）の申請期限は、災害発生日から37ヶ月とされているが、平成30年7月豪雨災害においては、2度にわたって申請期限が延長された結果、現在の申請期限は令和5年8月4日までとなっている。

しかし、令和4年8月末現在、倉敷市内で加算支援金の支給対象となったのは4803世帯であるのに対し、倉敷市内で基礎支援金の支給対象となったのは5477世帯であり、その差が600世帯以上ある。

また、令和4年7月末の時点で加算支援金の支給対象となったのは4801世帯であり、同年8月までの1ヶ月間で加算支援金の支給対象世帯はわずか2世帯しか増えていない。

確かに、公営住宅に入居した場合、加算支援金の支給要件を満たさないが、平成30年7月豪雨災害後、災害公営住宅は100軒強しか作られていない。家族の家に同居するようになった方など自宅再建等の要件を満たさない世帯がいるであろうことを考えても、数百世帯は加算支援金の支給要件を満たしているにもかかわらずなお申請がなされずに支給を受けられていないのではないかとと思われる。

そこで、当会は、このような加算支援金の未申請世帯に対して適切な支援をするため、倉敷市、国、岡山県に対して以下のとおり要望する。

まず、倉敷市に対しては、①早期にアンケートを実施するなどして加算支援金の支給要件を満たさない世帯数を把握し、加算支援金の支給要件を満たしているのに支給がされていない未申請世帯数を公表すること、及び②倉敷市では、加算支援金の申請用紙を未申請世帯に送るなどの対応をしているとのことであるが、それでもなお申請がされていない世帯は、申請方法が分からない、精神

的に申請する余裕がないなどの問題を抱えている可能性が高い世帯と考えられるため、一人ひとりにオーダーメイドの支援を行う災害ケースマネジメントの一環として、全戸訪問を実施し、訪問世帯が問題を抱えるのであればその問題の解決を支援し、支給要件を満たす全世帯に対し加算支援金の支給が実現することを要望する。

次に国に対しては、①被災者が基礎支援金を申請した時点で被災者生活再建支援金を受給する意思を自治体が把握できている以上、被災者から加算支援金の申請がなくとも、自治体が建物の再建等の事実を確認できた場合には、申請なく加算支援金が支給できるよう制度を改正すること、及び②上記のような制度に改正されるまでの間、基礎支援金の申請と建物の再建が確認できた場合には加算支援金の申請があったものとみなす「みなし申請」の運用を直ちに開始できるよう、運用を変更することを要望する。

最後に、岡山県に対しては、上記した倉敷市による未申請世帯へのサポートや国による制度改正、運用変更には一定の時間がかかることが見込まれるため、加算支援金の申請期限を現在の令和5年8月4日からさらに1年間延長することを要望する。

2022年（令和4年）10月24日

岡山弁護士会
会長 近藤 剛

平成30年7月豪雨から5年を迎えての会長声明

1 はじめに

平成30年7月豪雨災害の発生から5年を迎えた。岡山県内では、公共施設等の復旧はほぼ完了し、仮設住宅に入居する被災世帯も今月5日までにゼロとなり、被災地の復興も進んでいる。

当会は、被災者支援の一端を担うべく、発災直後より、無料電話相談、法律相談センターでの災害相談無料化を行ったほか、被災地での出張無料相談会を100回以上開催し、被災者から1800件を超える相談を受けてきた。また、当会は、平成30年7月豪雨災害における自然災害債務整理ガイドラインに係る登録支援専門家弁護士の委嘱依頼を205件受け、推薦を行うとともに、災害ADR（災害に起因する紛争の和解あっせん）も実施し、17件の申立てを受けてそれらに対応してきた。

これらの支援活動を通じて把握した課題について、当会は発災からこの5年を迎えるまでに、被災者支援に関する会長声明を8回発出してきた。しかしながら、これまでの声明で未だ実現されていない課題もあり、その中でも特に重要な、①被災者生活再建支援金を国内すべての災害の被災者に支給するための法改正及び条例の制定、②被災者に対する住宅支援政策の柔軟化、③避難所での個室の確保、④平成30年7月豪雨における加算支援金の申請期限の1年間延長の4点を5年というこの節目に再度要望する。

2 被災者生活再建支援金を国内すべての災害の被災者に支給するための法改正及び条例の制定

当会は、「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」（令和2年7月10日発出）において、被災者生活再建支援金の国内すべての災害における支給についての法整備を国に求めたが、未だ実現に至っていない。

被災者生活再建支援法が適用されなかった令和4年台風第11号による被害を受けた世帯は、自宅が全壊した世帯であっても被災者生活再建支援金は支給され

ない。それから1か月も経たずに発生した令和4年台風第15号により被災者生活再建支援法が適用された静岡市内においては、自宅が半壊以上の被害を受けた被災世帯に対して被災者生活再建支援金が支給されるのであり、台風によって同程度の被害を受けている被災者であるにもかかわらず、公平性を欠き、酷な結果となっている。

平成30年7月豪雨において、被災者生活再建支援金が支給されることで自宅再建の目途が立った多くの被災者を目にしてきた当会としては、国に対し再度、被災者生活再建支援金を国内すべての災害の被災者に支給できるよう法改正を要望する。

また、岡山県内の各自治体に対しては、上記の法改正がなされるまでは、被災者生活再建支援金の支給がない比較的小規模の災害において、被災者間の公平性を欠くことがないように、被災者生活再建支援金と同程度の支援金を各自治体が独自に被災者に支給できることを内容とする条例の制定を要望する。

3 被災者に対する住宅支援政策の柔軟化

当会は、「平成30年7月豪雨における住宅支援に関する会長声明」（令和元年9月24日発出）において、国に対して、一度自宅に戻っても仮設住宅や災害公営住宅に住むことができるようにするなど、被災者の実態に即した柔軟な住宅支援ができるような運用の改善を要望したが、未だ実現していない。

現在の被災者に対する公的住宅支援政策は、避難所（又は避難先）から仮設住宅、仮設住宅から災害公営住宅への流れが原則となっている。すなわち、仮設住宅などから一度自宅に戻ってしまうと、その後自宅での生活が困難となっても、仮設住宅や災害公営住宅に再度住むことは原則としてできない状況が続いている。再建できていない自宅での不自由で不衛生な生活を強いられている被災者が生まれていることから、実態に即した柔軟な住宅支援ができるよう、運用の改善を国に要望する。

4 避難所での個室の確保

「平成30年7月豪雨から2年を迎えるにあたっての会長声明」（令和2年7月10日発出）において、避難所のいわゆる3密状態を避けるために、小学校の体育館などの仕切りのない一箇所に大勢を集めるのではなく、個室の多くある避難所を早急に確保することを岡山県内の各自治体に求めた。

同声明を発出して以降、幸いにも岡山県内において大規模災害は発生していないが、全国に目を向けてみると令和3年7月静岡県熱海市土石流災害において地域の特色を活かして地元のホテルや旅館を避難所にする取り組みが見られたり、コロナ禍ということで避難所にテントが置かれたりしている報道も目にすることが増えた。しかし、全国的に恒久的な取り組みにまでは至っていない。

そこで、避難所における感染症の伝染を予防し、ひいては災害関連死を防ぐために、再度、岡山県及び県内各自治体に対して、多くの個室を備えた避難所を各自治体が早急に確保できる恒久的体制作りを岡山県が主導し、県内各自治体と協力して進めることを要望する。

5 平成30年7月豪雨における加算支援金の申請期限の1年間の延長

「被災者生活再建支援金制度における加算支援金未申請世帯への適切な支援と加算支援金申請期限の延長を求める会長声明」（令和4年10月24日発出）において、加算支援金の申請期限を現在の令和5年8月4日からさらに1年間延長することを要望したが、未だ申請期限が延長されたとの情報はない。

昨年8月末現在、倉敷市内で加算支援金の支給対象となったのは4803世帯であったが、本年5月31日時点では、4845世帯が対象となっている。約9か月で42世帯が増加しており、発災から4年が経過した時点でも加算支援金を申請できるのにしていなかった世帯がいたことがわかる。また、本年5月31日時点で、自宅を再建（賃借を含む。）すれば加算支援金の支給対象となる基礎支援金の支給を受けている世帯が5477世帯となっており、加算支援金の支給を受けている世帯と600世帯以上の差がある。この600世帯以上の中には自宅再建を諦めて親族宅に身を寄せたり、支給対象となっていない公営住宅へ入居し

たりした世帯があるとしても、未だに数百世帯は加算支援金の支給を受けることができるにもかかわらず申請していないものと考えられる。

そこで、当会は、再度、岡山県に対して、加算支援金の申請期限を現在の令和5年8月4日からさらに1年間延長することを要望する。

6 終わりに

平成30年7月豪雨災害の発生から5年間、被災地の復興に尽力された自治体、支援団体、ボランティアなど多くの支援者の方々に心から敬意を表したい。

ただ、5年が経過したことで復興が終わったわけではない。今後は、将来の災害に備え、災害が起こってしまった場合に被害を最小限度にし、円滑な復興を実現することを考えながら街づくりを考える「事前復興」の考えと、被災者一人ひとりの生活再建を連携して支援していく「災害ケースマネジメント」を岡山県内の支援者で共有することが重要と考える。

また、岡山弁護士会は、最後の一人まで取り残さないよう被災者支援を継続していくことをここに改めて決意する。

2023年（令和5年）7月18日

岡山弁護士会

会長 竹内 俊一

岡山県内における罹災証明書申請の際に被災住家の写真の提出を求める取扱いの是正を求める会長声明

1 平成30年7月豪雨災害から5年が経過した。本年（令和5年）の夏も各地で豪雨災害が発生したが、このような災害発生時に被災者がまずすべきことは、市町村に罹災（りさい）証明書を申請することである。

現在の被災者支援制度では、住家の被害の程度に応じて受けられる支援（被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居等）が規定されていることから、罹災証明書はこれらの被災者支援制度を利用するために欠かせないものであり、「復興へのパスポート」と言われるほど重要なものである。

罹災証明書について定めた災害対策基本法90条の2には、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。」と規定されている。この規定には、どこにも被災住家の写真を申請の必要書類とする旨は記載されておらず、被災者が被害状況を証明するのではなく、市町村が住家の被害状況を調査して、遅滞なく罹災証明書を交付することが定められている。

2 岡山県内の市町村を調査したところ、市町村のウェブサイト（オンラインで確認できる条例を含む）において、県内27市町村のうち16市町村で罹災証明書に関する記載が確認できた。

このうち、玉野市のみ、罹災証明書の申請にあたって写真を必要書類とせず、「被害状況がわかるもの（写真など）があれば添付してください。」と適切な記載がなされていた。

その他、岡山市など7市町においては、必要書類（1町においては添付書類）と記載されながら、写真が無くても申請できる場合がある、ないしは提出できる旨の記載があり、改善の余地はあるものの、概ね制度趣旨に沿った記載がなされていた。

しかし、罹災証明書についての記載が確認できた16市町村のうちの8市町村では、「被災状況が分かる写真」が罹災証明書申請の必要書類と記載されており、上記のような写真が無くても提出できる旨の記載も無かった。

この点につき、内閣府は、令和2年7月6日付事務連絡において、（自己判定方式という例外的取扱い以外の場合には）罹災証明書の「申請時に写真の添付は必

須ではありませんので、念のため申し添えます。」と罹災証明書の申請に写真が不要であることを全国の市町村に周知しているところである。

- 3 近年、スマートフォンの普及によって写真を撮ることは容易にはなっているが、被災によりスマートフォンを失ったり、充電が無くなったりするなど、被災状況によっては写真を撮ることができない被災者が発生することは起こりうる。また、撮影ができた場合の提出方法として、スマートフォン画面上での掲示でも良いとする市町も存在するものの、申請書類として提出するためには、写真を印刷する必要がある。しかし、地域の写真店が被災している場合や自家用車の浸水や道路の通行止めにより印刷可能な場所への交通手段がない場合などは、書類を準備することも困難である。そうすると、写真が無いので罹災証明書を申請できないと諦めてしまう被災者が出るおそれがある。

当然ながら、写真は被災直後の被害状況の保全としての意味があるため、玉野市の記載のように、有用な参考資料として可能であれば写真の提出を求めることは良いと考える。しかし、写真を申請の必要書類とすることは、被災住家の被害の程度を遅滞なく証明するという罹災証明書の趣旨に反している。

申請や調査の遅れは、被災者支援の遅れに直結する。自宅が被災したにもかかわらず、罹災証明書が未交付のため仮設住宅への入居ができないことも考えられるほか、各市町村における被災状況の把握を困難にし、復興支援に支障を来すおそれもある。

このような事態は、被災者支援を早期に開始し、被災者支援を全うするという災害対策基本法90条の2の趣旨を没却することになる。

令和5年7月15日からの梅雨前線による大雨災害で大きな被害のあった秋田市では、罹災証明書の申請に写真を必要書類としていたことから、窓口が混乱しているとの報道がなされていた。

罹災証明書の申請において被災住家の写真を必要書類としている問題は、全国的な喫緊の問題であり、日本弁護士連合会も令和5年9月15日に「罹災証明書交付申請において、被災住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める意見書」を発出しているところである。

- 4 罹災証明書は、被災者の生活再建の入口である。岡山県内において、罹災証明書の申請に写真を必要とする取扱いが早急に是正されるために、岡山県に対しては、県内各市町村に罹災証明書の申請に被災住家の写真を必要としない取扱いとするよう助言することを求める。また、岡山県内の各市町村に対しては、罹災証

明書の申請に被災住家の写真を必要としない取扱いに変更し、その旨を各市町村の住民に対しウェブサイト等で周知するよう求める。

以上

2023年（令和5年）11月13日

岡山弁護士会

会長 竹内 俊一



岡山弁護士会ニュース 第1号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018. 7. 9 発行)

岡山の豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します(本年7月11日(水)から同月末まで)

土日祝日を含め毎日 12時～16時 ☎0120-888-769

★**面談相談**をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日 : 9時～17時

予約受付 ☎086-234-5888

Q1 罹災(り災)証明書の発行を受ける必要がありますか？

罹災(り災)証明書は、住宅などの損壊の程度について自治体が発行する証明書です。各市町村で証明を受けることができます。

行政・民間を問わず、各種の補助や負担の減免を受けるために必要とされることが多いですので、ぜひ発行を受けて下さい。

建物の損壊や損傷については、その**状況の写真が必要**です。携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影されたものを証明受付の窓口を持参されてもかまいません。今後の補助・補償、保険の給付などのためにも、建物の損害については、安全を確保しつつ、可能な限り内部・外部・敷地・地盤なども含めて、写真を多く残しておくことをおすすめします。

罹災証明以外にも罹災届出証明書や被災証明書を発行してくれる自治体もあります。

Q2 火災保険・生命保険などから保険金が受けられますか？

火災保険など建物の保険については、水災について保険の対象となっているかどうか、建物の損壊・損傷の程度によって、保険金が支払われるか、どの程度まで支払われるかが、異なります。

生命保険などについても、その契約の内容によって異なります。まずは、保険の内容を保険会社や代理店に確認してください。

Q3 半壊した建物を急いで修理したいのですが、公的支援はありますか？

災害救助法が適用される市町村では同法に定める「救助」の一つとして、「被災した住宅の応急修理」があります。災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。業者への委託は、被災者からではなく、各市町村から行う必要があります。応急修理が必要な場合には、自ら業者に依頼する前に、各市町村の窓口にご相談下さい。なお、修理をしてしまうと仮設住宅に入居できない場合があるためご注意ください。

Q4 自分の家の敷地内に流れ着いている他人の物(木、家具、自動車)を勝手に処分してもよいでしょうか？

価値のあるものについては、落とし物と同じですので、原則として警察署に届け出て下さい。価値があるかの判断に悩んだときは、どうぞ無料電話相談ダイヤルにお電話ください。

Q5 自動車が水没してしまったのですが自動車保険で補償されますか？

自動車保険については、一般に水害に対応しているものが多いですが、契約の内容によって保障内容は異なりますので、まずは、保険の内容を保険会社や代理店に確認して下さい。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

<http://www.okaben.or.jp/>(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL 086-223-4401)までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。



岡山弁護士会ニュース 第2号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018. 7. 23 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★【平成30年7月豪雨災害に関する無料法律相談会@倉敷市】

日時：平成30年7月26日(木)14時から18時まで(予約不要)

場所：倉敷市役所玉島支所5階大会議室

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します(本年9月末まで。延長可能性あり。)

土日祝日を含め毎日 12時～16時 ☎0120-888-769

★**面談相談**をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日：9時～17時

予約受付☎086-234-5888

Q1 被災者生活再建支援金について教えてください。

平成30年7月豪雨災害については岡山県内全域に被災者生活再建支援法が適用されることが決まりましたので、下記のとおり、住宅の被害程度に応じて、最大300万円の支援金が受けられます(但し、単身世帯は支給額が4分の3になります。)。なお、賃貸物件にお住まいの方も支援金を受け取ることができます。基礎支援金の支給が始まっている市もありますが、支給開始時期等は市町村にお問い合わせください。住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金については、建物購入の契約書など資料が必要となりますので、詳細は市町村にお問い合わせください。市町村で独自支援策ができる場合があります。

●基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

被害程度	全壊	解体※	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

※半壊・敷地被害でやむを得ず解体した場合

●加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

再建方法	建設、購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

Q2 家が全壊してしまいました。まだ住宅ローンが残っているのですが家を建て直すために住宅ローンを組みたいです。良い方法がありますか。

平成30年7月豪雨災害で、住宅ローンなどの債務の支払いが困難になった方は、自然災害債務整理ガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)を利用して、500万円までの財産を手元に残しながら、災害前の借金について減額や免除を受けることができます。被災者生活再建支援金、災害弔慰金・災害障害見舞金及び義援金については、500万円とは別に手元に残せますので、ガイドラインを使った債務整理を検討してはどうでしょうか。

ガイドラインを使って債務整理をすれば、個人信用情報(ブラックリスト)に登録されないので、債務整理の後、クレジットカードなどの利用申込みもでき、住宅ローンなどの生活に必要なローンも申し込めます。債務整理の対象には、住宅ローンだけでなく、自動車ローンや個人事業主の方の事業資金のための借入れも含まれます。また、弁護士による手続支援も無料で受けられます。

なお、収入が一定額以下であることやメインバンクの同意が必要となることなどいくつか条件がありますので、まずは、メインバンクや上記の岡山弁護士会の相談窓口にご相談ください。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っております。<http://www.okaben.or.jp/>(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL 086-223-4401)までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。



岡山弁護士会ニュース 第3号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018.9.4 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します(本年7月11日から12月28日まで)

土日祝日を含め毎日 12時～16時 ☎0120-888-769

★**面談相談**をご希望の方は、岡山県内各法律相談センター(岡山・倉敷・井笠・高梁・新見・真庭・津山・勝英・東備)及び土日・夜間相談において、豪雨災害関連の無料相談(40分以内)を実施しています。事前にご予約のお電話をお願いします。

予約受付時間 平日：9時～17時

予約受付☎086-234-5888

Q1 災害ADRという制度が開始されたと聞いたのですが？

災害ADRは、平成30年7月豪雨によって生じた紛争を話し合いにより解決するための制度です。

災害ADRの申し立てがなされると、仲裁人という中立の立場の弁護士を間に入れた話し合いでの紛争解決が目指されます。また、必要があれば、建築士や不動産鑑定士などの各種専門家も仲裁人に選任されることがあります。

災害ADRには、①弁護士等の中立の立場の専門家が間に入ることで、冷静な話し合いが実現できること、②岡山市内だけでなく現地で話し合いの期日を開催することが可能であること、③場合により土日・夜間も期日を開催するなど、早期の解決が期待できること、④後記のとおり費用が安いこと、などの特徴があります。

Q2 どのような紛争に災害ADRを利用することができますか？

例えば以下の様な紛争での利用が考えられます。

- ・ 自分の敷地内に流れ込んできた隣地の土砂を、どちらが撤去費用を負担するか話し合いたい。
- ・ 浸水したアパートの貸主から立退きを迫られているが、出て行きたくない。

上記以外にも、平成30年7月豪雨を原因とする紛争であれば、災害ADRの利用が可能です。積極的な申立を検討してみてください。

Q3 費用はどうなりますか？

申立手数料や期日手数料は無料です。ただ、話し合いにより紛争が解決した場合には、一定の手数料(成立手数料)をお支払い頂くことになります。

成立手数料の算定方法については、裏面中程の「災害ADRに関する費用」をご参照ください。

Q4 申立方法を教えてください

以下の3種類の方法があります。①弁護士に依頼して、弁護士に申し立てをしてもらう、②弁護士に相談して紹介状を書いてもらい、自分で申し立てを行う、③裏面の申込書に必要事項を記載して、弁護士会にFAXする若しくは弁護士会に電話する。(裏面もご参照ください)。

③の方法を取る場合、後日弁護士から紛争の詳細を確認するための電話がかかってくるので、その際に紛争の要点を伝えて下さい。

申立方法について不明な点がある場合には、086-223-4401までお電話ください。

Q5 必ず紛争が解決できるのですか？

災害ADRは話し合いによる紛争解決を目指すものですので、紛争の相手方が話し合いの場に出席されない場合や、話し合いの結果合意が出来ない場合には、ADRでの紛争の解決は困難となります。

ただ、この場合には、当事者の方に費用の負担は発生しません。

岡山弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。岡山弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので、ご覧ください。

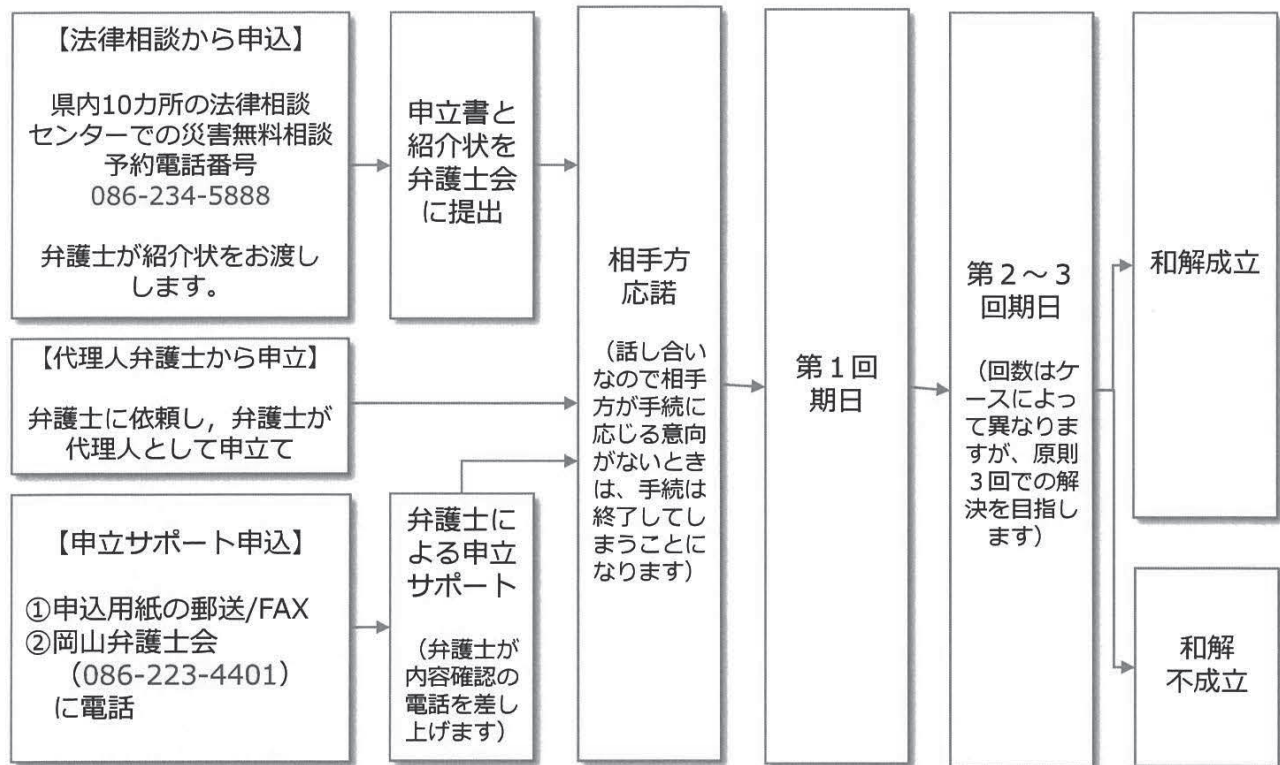
<http://www.okaben.or.jp/>(『岡山弁護士会』で検索可能です)

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL 086-223-4401)までお願いいたします。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。

災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料（通常10,800円）、期日手数料（通常5,400円）は、いずれも無料です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額の半額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+ 3万円
300万円超～3000万円以下	1%+ 15万円
3000万円超	0.5%+ 30万円

(別途消費税が加算されます)

岡山弁護士会 岡山仲裁センター 御中 (FAX: 086-223-6566)

災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他 ()		



岡山弁護士会ニュース 第4号

～豪雨災害の被災者のみなさまへ～ (2018. 12. 18 発行)

平成30年7月豪雨災害により、お困りのこと(住宅、借金、保険、相続、契約、公的支援等)がありましたら、何でも弁護士にご相談下さい。なお、12月29日から1月6日はお休みいたします。

★弁護士会に**無料電話相談ダイヤル**を開設します(平成31年3月30日まで)

平日及び土曜日 12時～16時 ☎0120-888-769

Q1 高齢の被災者が利用できる融資があると聞いたのですが？

災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例・リバースモーゲージともいわれます。)や災害擁護資金貸付があります。いずれも災害で住宅や世帯主などに被害が発生した場合に住宅建設等の資金を融資する制度です。前者は独立行政法人住宅金融支援機構が、後者は各自治体が窓口となります。

Q2 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)はどのような場合に利用できるのでしょうか？

高齢者向け返済特例は、

- 1 全壊、大規模半壊、半壊(補修に関しては一部損壊も含む。)のり災証明書の交付を受けていること
- 2 満60歳以上のいずれも満たしている必要があります。

なお、貸付を受ける目的によって必要な災証明の内容も異なりますので詳細は同機構の窓口(0120-086-353)へご相談ください。

Q3 融資の特徴を教えてくださいませんか？

月々の返済は利息のみ(平成30年12月中の申し込みは年2.06%での計算)となりますので、月々の支払いを低額に抑えることが可能です。

なお、保証人を用意する必要はありませんが、融資の対象不動産に第1順位の抵当権を設定する必要があります。

Q4 元金はいつ返済するのでしょうか？

元金は申込人(連帯債務者をつけていればその人も含め)全員が亡くなったときに一括で返済することになります。実際には、相続人の方が自らの資金による残債務の支払か、住宅及び土地の売却等による支払を行うこととなります。

Q5 相続人に迷惑をかけるのではないのでしょうか？

Q4のとおり、相続人は手元金や対象不動産の売却などにより元金を一括で支払いますが、全額の返済ができない場合、相続人が残債務を返済する必要はありません。

そのため、この融資の利用により相続人の方も過大な負担をかけることはありません。なお、相続人が不足額をあわせて一括返済することにより対象不動産を今後も所有することは可能です。

Q6 災害援護資金貸付はどのような人を対象にしていますか？

倉敷市を例にすると、次のいずれにも該当する人が対象です。

- ①被災日時点で、倉敷市内に居住の世帯
- ②平成30年7月豪雨で、世帯主の負傷(療養期間がおおむね1か月以上)、家財の1/3以上の損害、住宅の半壊、大規模半壊又は全壊のうち、いずれかの被害を受けたこと
- ③世帯所得が一定額未満であること(例えば4人家族で、前年の所得金額が730万円以下)

Q7 貸付条件や融資額を教えてくださいませんか？

最大で350万円の貸付を受けることが可能ですが、連帯保証人を1名用意する必要があります。

返済は、3年又は5年の据置期間を含め10年以内に行う必要があります。年3%の利息も発生します。もっとも、利息は利子補給金の給付が可能であることが多いため、実質的に利息の負担なく借入を受けることが可能です。なお、申し込みには期限がありますので、居住されていた自治体へ早めにご相談されることをおすすめします。

本ニュースに関するお問い合わせは、発行者である岡山弁護士会(TEL 086-223-4401)までお願いいたします。本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、上記の無料電話相談ダイヤルにおたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。

被災地写真集



二万橋から見た真備町内が浸水している様子（7月7日）



末政川の決壊点①（7月12日）



消防団がボートで救助に行く様子とその奥に見える井原鉄道の高架（7月7日）



末政川の決壊点②（7月12日）



真備町内の様子① (7月12日)



真備町内の様子② (7月12日)



浸水により爆発したアルミ工場 (7月12日)



アルミ工場の爆発で被災した下原地区 (7月14日)



小田川の決壊点（7月12日）



高馬川の決壊点（小田川決壊点のすぐ北）
（7月12日）



小田川と高馬川の決壊点近くで被災した井領地区
（7月12日）



被災した車両



災害ごみが積みあがった「マービーふれあいセンター」



道路端に捨てられた災害ごみ



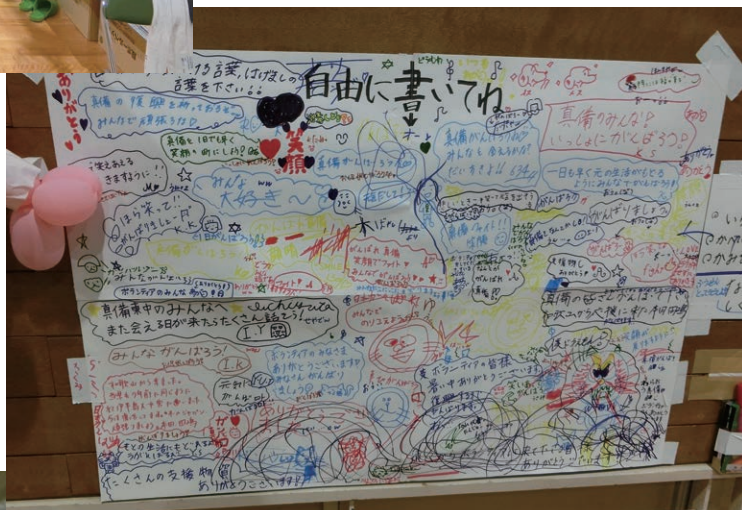
被災住家



支援物資受取場所



避難所となった体育館のダンボールベッド



避難所にあった寄せ書き



自衛隊風呂



被災たすび

(撮影：荒木裕之)

編集後記

平成30年7月豪雨災害では真備町を中心に多くの方々が被災し、多くの尊い命が奪われてしまいました。私自身、生まれ育った真備町の大部分が浸水するという絶望的な光景を見て愕然としました。

しかし、様々な支援団体やボランティアの助けも借りながら、みんなが手を取り合って生活再建し、日常を取り戻していったこの5年間は、助け合うことの大切さ、人との繋がりの重要性に改めて気づかされる貴重な日々だったように思います。

5年が経過してすべてが元通りになったなどとは到底言えませんが、将来に希望を見いだせる復興がなされていていっていると言えるのではないのでしょうか。

この記録集に掲載されている岡山弁護士会の被災者支援活動が、そんな復興の一助になったのであれば、基本的人権の擁護を使命とする我々弁護士にとってこれほど嬉しいことはありません。

今回の平成30年7月豪雨災害以降も、全国各地で地震や大雨などの自然災害による被害が頻発しており、この1月には能登半島地震により甚大な被害が発生しています。被災者支援の重要性は増すばかりです。

岡山弁護士会としても引き続き、被災したすべての方にその人に合った支援が行き届くように、今後も日弁連や全国の弁護士会、自治体や他士業など様々な団体と連携・協力しながら活動していければと思います。

そして、この記録集が今後の被災者支援の参考となれば幸いです。

岡山弁護士会

副会長 荒木 裕之

平成30年7月豪雨災害における
**岡山弁護士会の
被災者支援活動記録**



発行日：令和6年2月29日

発行：岡山弁護士会

〒700-0807 岡山県岡山市北区南方1丁目8-29

電話：086-223-4401

印刷：株式会社 二鶴堂